

平成22年4月1日規程第27号

国立研究開発法人長寿医療研究センター職員給与規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 基本給及び年俸
  - 第1節 基本給（第11条－第18条）
  - 第2節 年俸（第19条－第30条）
- 第3章 手当
  - 第1節 扶養手当（第31条－第36条）
  - 第2節 住居手当（第37条－第43条）
  - 第3節 通勤手当（第44－第51条）
  - 第4節 単身赴任手当（第52条－第58条）
  - 第5節 地域手当（第59条）
  - 第5節の2 広域移動手当（第59条の2－第59条の6）
  - 第6節 役職手当（第60条）
  - 第7節 特殊勤務手当（第61条－第68条）
  - 第8節 附加職務手当（第69条）
  - 第9節 超過勤務手当等（第70条－第72条）
  - 第10節 宿日直等手当（第73条－第75条）
  - 第11節 役職職員特別勤務手当（第76条）
  - 第12節 業績手当（第77条－第82条）
  - 第13節 医師手当（第83条－第85条）
  - 第13節の2 医師業務手当（第85条の2）
  - 第13節の3 診療看護師特定手当（第85条の3）
  - 第14節 研究員調整手当（第86条）
  - 第15節 専門看護手当（第87条）
  - 第16節 医療専門資格手当（第87条の2－第87条の4）
- 第4章 給与の特例等（第88条－第102条）
- 第5章 規程の実施（第103条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人長寿医療研究センター職員就業規則（平成22年規程第16号。以下「就業規則」という。）第71条の規定に基づき国立研究開発法人長寿医療研究センター（以下「センター」という。）の常勤職員及び任期付短時

間勤務職員（就業規則第1条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）  
（以下、常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第33条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域移動手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員がセンターにおいて他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給及び月例年俸の支給）

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が退職（国立研究開発法人長寿医療研究センター職員人事規程（平成22年規程第30号。以下「職員人事規程」という。）第3条第10号に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又月例給額についてその期間の現日数から就業規則第40条の休日（同規則第43条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第44条の代休日と重なった場合は、同規則第40条の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与期間）

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給）

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下本状において「支給定日」という。）は、

毎月16日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- 一 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、18日）
- 二 16日が土曜日に当たるとき 15日
- 三 16日が祝日に当たるとき 17日

- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域移動手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、研究員調整手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直等手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における基本給及び月例給の支給日に支給する。
- 4 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 5 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
- 6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
- 7 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
  - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - 二 子
  - 三 父母
  - 四 孫及び祖父母
  - 五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- 四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当、広域移動手当及び研究員調整手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第70条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第71条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第72条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第62条において「1時間当たり給与等」という。）を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間の第70条に規定する超過勤務手当、第71条に規定する休日給及び第72条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数及び介護休業の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

## 第2章 基本給及び年俸

### 第1節 基本給

(基本給表)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
  - イ 医療職基本給表（一）
  - ロ 医療職基本給表（二）
  - ハ 医療職基本給表（三）
- 二 事務職基本給表（別表第2）
- 三 技能職基本給表（別表第3）
- 四 教育職基本給表（別表第4）
- 五 研究職基本給表（別表第5）
- 六 福祉職基本給表（別表第6）
- 七 療養介助職基本給表（別表第7）
- 八 専門技術職基本給表(一)（別表第7の2）
- 九 専門技術職基本給表(二)（別表第7の3）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第19条に規定する副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。ただし、副院長・部長・医長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表及び任期付職員基本年俸表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事

	する職員に適用する。
教育職基本給表	国立看護大学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。ただし、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
研究職基本給表	科学技術的な専門知識をもって研究業務に従事する職員に適用する。ただし、医療職基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表、副所長・部長・室長基本年俸表、任期付職員基本年俸表及び院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
福祉職基本給表	児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び総長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表	療養介助専門員、療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
専門技術職基本給表(一)	I T 専門職及び理事長が定めるものに適用する。
専門技術職基本給表(二)	診療情報管理士及び理事長が定めるものに適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第8に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

- 第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。
- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額は、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第9に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第10に定める学歴免許等資格

区分表に定めるところによる。)の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額、総長の定める基準に従い決定する。

#### (昇格)

- 第13条 基本給表適用職員を昇格(職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合の基本給月額は、別表第11に定める昇格対応号俸表(以下「対応号俸表」という。)のその職員の昇格前の号俸(昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。)に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。
  - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

#### (降格)

- 第14条 基本給表適用職員を降格(職員の職務の級を同一の基本給表、副院長・部長・医長基本年俸表又は副所長・部長・室長基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
  - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
  - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき降格した級の最高の号俸
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
  - 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、1月1日から12月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	6号俸以上	
勤務成績が特に良好	IV	5号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層・中間層・初任層	
勤務成績が極めて良好	V	4号俸	
勤務成績が特に良好	IV	3号俸	
勤務成績が良好	III	2号俸	
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区



分は、別表第12に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。

- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（再雇用職員の基本給月額）

第17条 再雇用職員（就業規則第80条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

（任期付短時間勤務職員の基本給月額）

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に、就業規則第33条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第33条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

## 第2節 年俸

（基本年俸表）

第19条 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表（別表第13）
- 二 副所長・部長・室長基本年俸表（別表第14）
- 三 任期付職員基本年俸表（別表第15）
- 四 院長等基本年俸表（別表第16）

2 前項の基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）は、基本給表適用職員以外のすべての職員（以下「基本年俸表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
副院長・部長・医長基本年俸表	医療業務に従事する副院長、部長、医長及び室長の職を占める職員に適用する。
副所長・部長・室長基本年俸表	専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する副所長、部長、室長及び主任研究員の職を占める職員に適用する。
任期付職員基本年俸表	職員人事規程第8条第5項第一号又は同項第二号に規定する招へい型任期付職員に適用する。
院長等基本年俸表	院長、研究所長その他理事長が別に定める職を占める職員に適用する。

（初任給）

第20条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表の適用を受ける職員（以下「任期付職員基本年俸表適用職員」という。）及び院長等基本年俸表の適用を受ける職員（以下「院長等基本年俸表適用職員」という。）を除く。）の職務の級は、その職務に応じ、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

- 2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。
- 3 任期付職員基本年俸表適用職員について、別表第15に掲げる号俸により難いときは、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める基本年俸額とすることができる。

（昇格等）

第21条 基本年俸表適用職員（任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第18に定める基本年俸表昇格等対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

- 2 昇格の時期は、4月1日とする。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。
- 4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける

日とする。

- 5 医療職基本給表(一)又は研究職基本給表の適用を受ける職員を基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員を除く。)に昇任させる場合の基本年俸額は、基本年俸表対応号俸表のその職員の昇任前の号俸(昇任した日の前日に受けていた基本給表の号俸をいう。)に対応する昇任後の号俸欄の号俸とする。

(降格)

第22条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。)を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸

- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第23条 基本年俸表適用職員(任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。)が現に受けている基本年俸額(第21条の規定により昇格した基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額)を受けるといったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間(以下「基本年俸表昇給期間」という。)における当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「基本年俸表昇給区分」という。)に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

- 一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	5号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸

勤務成績が良好でない	I	昇給しない
------------	---	-------

二 55歳（副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給時期は、4月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、センターの業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定によ

り定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

- 第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、当該職員の基本年俸表における業績年俸額（ただし、令和2年4月1日において前年度の業績年俸額が基本年俸表における業績年俸額を超える場合は、別に理事長が定める。）に、前年度の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。）とする。
- 2 前項の業績年俸の額が、当該基本年俸表適用職員の基本年俸表における業績年俸額に理事長の定める割合を乗じて得た額を超える場合は、その額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
  - 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長が定める額を下回る場合は、当該理事長の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
  - 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給（以下「昇格・昇給等」という。）により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
  - 5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
  - 6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第59条の2の規定により広域異動手当を支給されている職員、第86条の規定により研究員調整手当を支給されている職員又はこれらの手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
  - 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。これを超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
  - 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員（就業規則第70条の規定

により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ）、配偶者同行休業職員（同規則第70条の2の規定により配偶者同行休業をした職員をいう。以下同じ。）及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員（独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第2条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第32条第3項を除いて同じ。）

ヘ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、

その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額)とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

10 当該年度の当該センターの業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中でであっても、理事長が定めるところにより、当該センターの基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、総長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

### 第3章 手当

#### 第1節 扶養手当

（扶養手当）

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。



- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 五 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
  - 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
  - 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（支給額）

- 第32条 扶養手当の月額は、第31条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）とする。
- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

- 第33条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第31条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
  - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
  - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第34条 理事長は、第33条第2項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第20条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

第36条 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第31条第2

項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を準用する。

## 第2節 住居手当

(住居手当)

第37条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他総長の定める職員を除く。）
- 二 第52条又は第54条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（総長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第38条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
  - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
  - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第40条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第43条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

### 第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運

賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（センターの所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第1に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キ

ロメートル未満である職員 2, 000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員  
4, 200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員  
7, 100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員  
10, 000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員  
12, 900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員  
15, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員  
18, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員  
21, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員  
24, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員  
26, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員  
28, 000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員  
29, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例と

するものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは地域医療機能推進機構その他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

4 前条第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事業場で理事長が定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

- 一 事業場を異にして異動した場合
- 二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

- 第47条 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

- 第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
  - 3 新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。
  - 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
  - 5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
  - 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人国立長寿医療研究センター旅費規程（平成22



年規程第21号)による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。

7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

(返納)

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする

(事後確認)

第50条 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給単位期間)

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

#### 第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額)とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |   |                            |         |
|---|----------------------------|---------|
| 一 | 100キロメートル以上300キロメートル未満     | 8,000円  |
| 二 | 300キロメートル以上500キロメートル未満     | 16,000円 |
| 三 | 500キロメートル以上700キロメートル未満     | 24,000円 |
| 四 | 700キロメートル以上900キロメートル未満     | 32,000円 |
| 五 | 900キロメートル以上1,100キロメートル未満   | 40,000円 |
| 六 | 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| 七 | 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| 八 | 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |
| 九 | 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 | 64,000円 |
| 十 | 2,500キロメートル以上              | 70,000円 |

(権衡職員の範囲等)

第54条 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者に限る。)その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業規則第78条第2項の規定により国等への人事異動を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事

情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員  
イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学する場合

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であつた者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第78条第2項の規定により国等への人事異動を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居

すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書

類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第56条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする

(支給の始期及び終期)

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第58条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

## 第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第19に定める地域手当支給区分表の支給事業場(以下この条において「支給事業場」という。)に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分(以下この条において「支給区分」という。)に応じて、当該各号に掲げる割合(以下この条において「支給割合」という。)を乗

じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15
- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

- 3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第19に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。
- 4 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合その他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。
- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
  - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

- 一 人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。
  - 二 対象期間に人事院規則 9-49（地域手当）第 2 条に規定する地域において勤務していた者（適用日前 2 年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。
- 6 地域手当の支給は、第 4 条の規定を準用する。

## 第 5 節の 2 広域異動手当

（広域異動手当）

第 5 9 条の 2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも 60 キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が 60 キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

- 一 300 キロメートル以上 100 分の 8
- 二 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 4

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から 3 年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなる異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第90条第3号、第4号又は第8号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。
- 一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。
  - 二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。
- 4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。
- 一 人事交流等職員 職員となつた日
  - 二 準異動職員 準異動等があつた日
- 5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。
- 6 前5項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前5項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

## 第6節 役職手当



(役職手当)

第60条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第20に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。
- 4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第7節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第61条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
  - 一 放射線取扱手当
  - 二 夜間看護等手当
  - 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
  - 四 防疫等作業手当
  - 五 救急医療体制等確保手当
  - 六 特殊業務手当
  - 七 国際緊急援助手当

(放射線取扱手当)

第62条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第1項に規定する管理区域内において同規則第2条第3項に掲げられた業務に従事し、1月当たりの外部被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが同規則第8条第3項に定める測定(同項ただし書によるものを除く。)により認められた場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1月につき7,000円とする。
- 3 第1項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当にかかる1時間当たり給与等を算定する際に、第9条及び第10条第2項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第9条及び第10条第2項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間看護等手当)

第63条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる時間数(就業規則第41条第2項の規定により指定された勤務(同規則第42条第1項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。)の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。)の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

3 職員(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第44条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合(当該通勤のためセンターの所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合(料金等の一部又全部をセンターが負担するタクシー等を利用する場合を含む。))以外の場合に限る。)における第1項の業務に係る手当額については、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の職員 380円
- 二 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- 三 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

職種の区分	時間数の区分			
	7時間	4時間以上 7時間未満	2時間以上 4時間未満	2時間未満
医師又は歯科 医師	9,900円	4,800円	4,300円	2,900円
助産師、看護師 又は准看護師	8,600円	4,200円	3,500円	2,400円
その他の職種	6,000円	2,900円	2,600円	1,800円

4 助産師、看護師又は准看護師が第2項の勤務回数を1月当たり7回以上行った場合(その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は4回以上)、第1項の業務に係る手当額については、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に1勤務当たり2,000円(その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合は4,000円)を加算し

た額とする。

(ヘリコプター搭乗救急医療手当)

第64条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務
- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務にかかる訓練

2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員  
5,000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。)  
3,000円

3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。

- 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 100分の100
- 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

(防疫等作業手当)

第65条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに人事院がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち医療職俸給表（一）及び副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員以外の職員が感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(救急医療体制等確保手当)

第66条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院
- 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院

- 三 前2号に準ずるものとして 理事長が定めるもの
- 3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）
  - 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）
    - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として 理事長が定めるもの
    - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として 理事長が定めるもの
  - 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円
- 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
- 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
  - 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間
- 5 第75条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。
- 8 医師又は歯科医師が理事長の定める、観血的処置を実施した場合には、理事長の定める額を支給する。
- 9 宿日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師が、宿日直業務に従事し、当該患者が引き続き入院した場合には、当該患者を診療した医師又は歯科医師に対して、患者1人につき2,000円を支給する。

（特殊業務手当）

- 第67条 特殊業務手当は、別表第21に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
- 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
- 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（国際緊急援助手当）

第68条 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）

二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）

三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。

一 前項第1号の業務 4,000円

二 前項第2号の業務 3,000円

三 前項第3号の業務 1,400円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

## 第8節 附加職務手当

（附加職務手当）

第69条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（本務）以外の理事長の命令により特に附加された職務（附加職務）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

## 第9節 超過勤務手当等

（超過勤務手当）

第70条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第4項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の150
  - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の160
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務した時間（以下、この項において「超過勤務時間」という。）が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間に対しては、前項の規定にかかわらず勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（ただし、その勤務が深夜である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。ただし、就業規則第48条に規定する代替休暇を取得した場合は、60時間を超えた超過勤務時間のうち当該代替休暇に相当する超過勤務時間については、前項の規定による額とする。
- 4 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、第2項第1号ただし書、第2号ただし書及び前項ただし書を適用する。
- 5 医師業務手当の支給を受ける職員には、次の場合に限り超過勤務手当を支給する。
- 一 患者等の急変により緊急の対応が必要なとき
  - 二 その他理事長が必要と認めたとき

#### （休日給）

第71条 就業規則第34条第3項に規定する祝日法による祝日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、同規則第34条第3項に規定する年末年始の休日（同規則第44条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員には、適用しない。

#### （夜勤手当）

第72条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

### 第10節 宿日直等手当

#### （宿日直等手当の種類）

第73条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第74条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 20,000円
- 二 医師以外の宿日直勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第70条から第72条までの勤務には含まれないものとする。

(救急呼出待機手当)

第75条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5,000円
- 二 医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用す。

#### 第11節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第76条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員、任期付職員基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第40条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。）

一の二 役職手当の支給を受ける職員（副院長・部長・医長基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）

イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合

ロ 前条による救急呼出により勤務した場合

ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合

三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額

イ 役職手当の支給を受ける職員のうち副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	15,500円（23,250円）
	二種	14,000円（21,000円）
	三種	12,500円（18,750円）

ロ 役職手当の支給を受ける職員のうちイ以外の職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	12,000円（18,000円）
	二種	10,000円（15,000円）
	三種	8,500円（12,750円）
	四種	7,000円（10,500円）
	五種	6,000円（9,000円）

ハ 任期付職員基本年俸表適用職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）



7号俸以上	12,000円(18,000円)
5号俸・6号俸	10,000円(15,000円)
3号俸・4号俸	8,500円(12,750円)
2号俸以下	7,000円(10,500円)

二 院長等基本年俸表適用職員

区 分	支給額(6時間を超える勤務の場合)
	18,000円(27,000円)

二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

- 3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。
- 4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

## 第12節 業績手当

(業績手当)

第77条 業績手当は、センター及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第78条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日(以下この条から第81条まで、第94条及び第95条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第

66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第92条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

へ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」

とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

- 4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第79条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第80条 理事長は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるもの

を除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### （業績反映部分）

第81条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の業績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第4項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条

第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、センターと協定を締結している法人の職員となった者（ただし、センターと当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及びセンターとそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める業績反映部分の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度のセンターの業績に応じて定める総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額の総額

- 三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額
- 四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額
- 3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。
- 5 第78条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第81条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」とあるのは「第81条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

- 第82条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日(以下この条、第94条及び第95条において「基準日」という。)に在職する職員(休職にされている者(第92条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。)、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、就業規則第69条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び交流派遣職員を除く。)に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第5項に定める支給日に支給する。
- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長が職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。
- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第101条の規定による懲戒解雇及び同規則第102条第1項の規定による諭旨解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第83条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対するセンターの社会的責任を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

### 第13節 医師手当

（医師手当）

第83条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。

3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（定額部分）

第84条 定額部分は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

一 医療職基本給表（一）又は副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職務

二 前号以外の基本給表又は基本年俸表（任期付職員基本年俸表を除く。）の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする次に掲げる職務（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）

イ 研究職基本給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職務

ロ イ以外の職務

2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第22に定める医師手当（定額部分）支給種別区分表による。

一 一種から三種 前項第1号に該当する職

二 四種 前項第2号イに該当する職

三 五種 前項第2号ロに該当する職

3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第23に定める医師手当（定額部分）月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。

4 前項により定額部分を支給している事業場（以下「併任元」という。）を異にする

事業場（以下「併任先」という。）に併任されている職員（以下「併任職員」という。）に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。

- 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第23の額
- 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第23の額

（加算部分）

第85条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
  - 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
  - 三 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円
- 3 加算部分は、職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。職員となった後に第1項の資格を有した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

#### 第13節の2 医師業務手当

（医師業務手当）

第85条の2 医師及び歯科医師に医師業務手当を支給する。

- 2 医師業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 3 医師業務手当は、次に掲げる職を占める職員に、医師又は歯科医師の業務の特殊性に鑑み、超過勤務を包括的に評価したものとして支給する。
  - 一 医療職基本給表（一）又は副院長・部長・医長基本年俸表の適用を受ける職
  - 二 前号以外の基本給表又は基本年俸表（任期付職員基本年俸表を除く。）の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする研究職基本給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）
- 4 医師業務手当の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、別表第23に定める医師業務手当月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。



### 第13節の3 診療看護師特定業務手当

(診療看護師特定業務手当)

第85条の3 診療看護師特定業務手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 学校教育法に基づく大学院の修士課程を修了し、保健師助産師看護師法第37条の第2項第4号の特定行為研修を受けた看護師であること
  - 二 特定行為（特定行為研修を受けている特定行為区分に属するものに限る。）を手順書により行う者として、病院長より指名されたものであること
- 2 前項の手当の額は、60,000円を上限額として、別に理事長が定める額とする。
  - 3 診療看護師特定業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

### 第14節 研究員調整手当

(研究員調整手当)

第86条 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表又は副所長・部長・室長基本年俸表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められるセンター（第59条の規定による地域手当の支給割合が100分の10以上であるものを除く。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

- 2 研究員調整手当の月額は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10から第59条の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

### 第15節 専門看護手当

(専門看護手当)

第87条 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者
  - 二 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者
- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円とする。
  - 3 専門看護手当は、職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
  - 4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。

### 第15節の2 看護師初任給調整手当

(看護師初任給調整手当)

第87条の2 看護師に、看護師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、別表第24に定める看護師初任給調整手当月額の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。ただし、免許取得月が3月の場合は、翌月4月1日と読み替える。

2 看護師初任給調整手当の支給は、第4条の規定を準用する。

#### 第16節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第87条の3 医療専門資格手当は、医療職基本給表(二)の適用を受ける職員であつて、次のいずれにも該当する場合に支給する。

一 以下のいずれかの資格を有する者であること

イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師

ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師

ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定微生物臨床検査技師

二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること

イ 前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、副薬剤部長、主任薬剤師又は薬剤師である者

ロ 前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者

ハ 前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者

2 前項の手当の額は、3,000円とする。

3 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。

4 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

#### 第4章 給与の特例等

(再任用職員の給与)

第88条 第31条から第43条まで、第59条第4項から第6項まで、第83条から第86条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第89条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第82条及び第86条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満た

ない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第61条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする、

6 役職手当の支給を受ける任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。

7 任期付短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

#### （基本年俸表適用職員の給与）

第90条 第31条から第43条まで、第60条、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、任期付職員基本年俸表適用職員には適用しない。

2 第31条から第43条まで、第60条から第68条まで、第73条から第75条まで、第77条から第81条まで、第83条から第86条までの規定は、院長等基本年俸表適用職員には適用しない。

#### （給与の減額）

第91条 職員が勤務しないときは、就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず独立行政法人国立精神・神経医療研究センター兼業規程（平成22年規程第05号。以下「兼業規程」という。）第7条第1項、第16条第1項、第24条第1項、第34条、第38条第1項及び第42条第1項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたとき（兼業規程第44条第1項に掲げる場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 就業規則第56条第2項の三の事後措置を受けた期間が1年を経過した場合は、その勤務しない1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第92条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条による休業補償、労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第90条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第90条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が就業規則第90条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次に定める割合を支給する。
- 一 就業規則第90条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内  
ただし、就業規則第90条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。
- 二 就業規則第90条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
- 6 就業規則第90条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第78条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第83条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第4項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年

俸定額の支給については、第79条及び第80条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第79条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第92条第7項」と読み替えるものとする。

- 9 第2項、第3項及び第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第90条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

第93条 就業規則第90条第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
- 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第94条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第78条、第81条及び第82条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第82条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。

3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 就業規則第66条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしていた期間の2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から国立研究開発法人国

立長寿医療研究センター職員育児・介護休業等規程（平成22年規程第25号。以下「育児・介護規程」という。）第9条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児・介護規程第9条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第97条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

第95条 就業規則第67条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。

3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第60条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第67条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額（その勤務が深夜である場合は、当該額に100分の125を乗じて得た額）とする。

7 役職手当の支給を受ける育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第70条第4項の規定にかかわらず、その勤務が深夜である場合は、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額とする。

8 育児短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第84条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

9 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡し

た職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

10 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

11 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

(育児時間の期間における給与の取扱い)

第96条 就業規則第68条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 取得した育児時間は、業績手当(基礎的支給部分に限る。)又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(復職時調整)

第97条 就業規則第90条の規定により休職にされ、若しくは同規則第29条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第66条、第69条、第70条若しくは第70条の2の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職(休暇)、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職並びに在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下

介護休業の期間	2分の1以下
結核性疾患による休職(休暇)	2分の1以下
非結核性疾患による休職(休暇)及び行方不明者(業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間(無罪判決を受けた場合に限る。)	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間(大学等における修学(当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。))及び国際貢献活動のための休業の期間)	100分の100以下
(上記以外の大学等における修学のための休業の期間)	100分の50以下
配偶者同行休業の期間	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
- 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合(次号又は第六号に該当する場合を除く。)
  - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であつて、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合(第六号に該当する場合を除く。)



- 三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合
  - 四 育児休業の承認を受けた場合
  - 五 自己啓発等休業の承認を受けた場合
  - 六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合
  - 七 配偶者同行休業の承認を受けた場合
- 4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取扱い)

- 第98条 職員が就業規則第69条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。
- 2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取扱い)

- 第99条 職員が就業規則第29条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取扱い)

- 第100条 職員が就業規則第28条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取扱い)

- 第101条 職員が就業規則第70条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。
- 2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業における給与の取扱い)

第101条の2 職員が就業規則第70条の2の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

第102条 第91条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等(次の各号に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。))以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の就業規則第40条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日(1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の国立研究開発法人長寿医療研究センター職員勤務時間等規程(平成22年規程第22号)第24条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。)が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 国立研究開発法人長寿医療研究センター安全衛生管理規程(平成22年規程第22号。以下「安全衛生管理規程」という。)第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いてしている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。)につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

- 5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。
- 6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。
- 7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第40条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

## 第5章 規程の実施

### (規程の実施)

第103条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### (基本給表の切替及び経過措置等)

第2条 平成22年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に給与法を適用されていた職員が引き続きセンターの基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日の給与法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第6条第1項の適用を受ける職員にあっては、その額から、その額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を基本給として支給する。

#### 4 削除

5 前2項の規定による基本給を支給される職員の本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程(平成22年規程第13号)附則第2条第3項又は第4項の規定による基本給の合計額」とする。

6 第3項又は第4項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員であ

る間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をこれらの項の規定による基本給の額とする。

- 7 切替日の前日に医療職俸給表（一）を適用されていた職員が引き続き医療職基本年俸表（一）適用職員となった場合において、その者の受ける基本給月額と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、基本給月額と医師手当のほか、その差額に相当する額を基本給又は医師手当として支給する。
- 8 切替日の前日に一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第6条第2項に規定する俸給表を適用されていた職員が引き続き研究職基本給表適用職員となった場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
  - 一 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にあるとき 切替日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸
  - 二 切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額と同じ額の号俸が研究職基本給表にないとき 切替日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の号俸
- 9 前項第2号において、その者の受ける基本給月額が切替日の前日における任期付研究員法の俸給月額に達しないこととなる職員には、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

（基本年俸表の切替及び経過措置等）

- 第3条 切替日の前日に医療職俸給表（一）及び研究職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第3の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の職務の級に対応する附則別表第3の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
  - 3 切替日の前日に任期付研究員法第6条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条に規定する俸給表及び指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における号俸は、附則別表第4の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
  - 4 切替日の前日に医療職俸給表（一）2級である医長の切替日における職務の級は、

別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

- 5 切替日の前日に研究職俸給表2級である室長、4級である部長又は5級である副所長の切替日における職務の級は、別表第17に定める基本年俸表級別標準職務表を準用し、号俸は、附則別表第5ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 6 切替日の前日に医療職俸給表(一)4級である医長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6イを適用するものとし、号俸は、附則別表第4イの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 7 切替日の前日に研究職俸給表5級である室長の切替日における基本年俸額は、附則別表第6ロを適用するものとし、号俸は、附則別表第4ロの切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。
- 8 前7項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の俸給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。
- 9 切替日の前日に医療職俸給表(一)3級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。
- 10 前項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前項の規定にかかわらず、前項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額)を基本給月額とする。
- 11 切替日の前日に医療職俸給表(一)を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合において、その者の受ける月例給と第84条第3項に規定する医師手当の合計の額が切替日の前日における給与法の俸給月額と初任給調整手当の合計額に達しないこととなる職員には、月例給と医師手当のほか、その差額に相当する額を月例給又は医師手当として支給する。
- 12 切替日の前日に指定職俸給表を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員(院長等基本年俸表適用職員を除く。)となった場合においては、第1項、第2項及び第8項の規定を準用する。なお、切替日の前日における給与に達しないこととなる場合は、当該給与を支給する。

#### 第4条 削除

(その他の経過措置)

第5条 平成23年1月1日の昇給については、第15条中「1月1日から12月31日までの間」とあるのは「平成21年10月1日から平成22年12月31日」とする。

- 2 切替日の前日において給与法に規定する俸給の特別調整額の支給を受けていた職員が、引き続き第60条に規定する役職手当の支給を受ける職員となった場合において、

役職手当の額が俸給の特別調整額の額（平成21年度減額改定対象職員にあっては当該俸給の特別調整額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、当該役職手当のほか、その差額に相当する額を役職手当として支給する。

- 3 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）附則第3条の規定に基づき、センターの職員となるものにおける第33条、第34条、第39条、第40条、第46条、第47条、第55条及び第56条の適用については、特に支給要件、支給額等に変更がない限り、平成22年4月1日において理事長の認定又は決定があったものとみなす。
- 4 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に規定のない事項については、当分の間、給与法の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

（職員の給与の額にかかる特例）

第6条 平成30年3月31日までの間、職員（次表の左欄に掲げる基本給表又は基本年俸表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次表の右欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 基本給月額又は月例年俸額 当該特定職員の基本給月額又は月例年俸額（以下この条において「基本給月額等」という。）（当該特定職員が第102条1項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額等。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額等に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額等からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額等から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（以下この項及び第3項において、「基本給月額等減額基礎額」という。）
- 二 地域手当 当該特定職員の基本給月額等に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する地域手当の月額）
- 二の2 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額等に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- 三 研究員調整手当 当該特定職員の基本給月額等に対する研究員調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては基本給

月額等減額基礎額に対する研究員調整手当の月額)

四 役職手当 当該特定職員の役職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

五 業績手当(基礎的支給部分) それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額(第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

六 業績手当(業績反映部分) それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額(第81条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)。第4項において「業績反映部分減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びに地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第5項において準用する第78条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額(理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。第4項において「業績反映部分減額基礎額」という。)に当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額)

七 業績年俸 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき業績年俸額

- (扶養手当及び扶養手当に対する地域手当に係る加算を除く。)に100分の1.5を乗じて得た額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 八 年度末賞与 第82条第2項の規定により算出した額に100分の1.5を乗じて得た額
- 九 第92条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 次に掲げる規定が適用される場合の区分に応じ当該各号に定める額
- イ 第92条第1項 前各号に定める額
- ロ 第92条第2項又は第3項 第1号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第92条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第92条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第92条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、第5号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

基本給表	職務の級
医療職基本給表(二)	5級
医療職基本給表(三)	6級
事務職基本給表	5級
教育職基本給表	4級
副所長・部長・室長基本年俸表	2級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の規定による給与の額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。
- 3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第70条から第72条まで、第91条、第96条及び第98条に規定する勤務1時間当たりの給与額は第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額等並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合においては、基本給月額等減額基礎額並びにこれに対する地域手当及



び研究員調整手当の月額合計額に1.2を乗じその額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 4 第1項の規定が適用される間、第81条第2項第1号及び第2号に定める額はこれらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定により算出した額からこれらの号に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績反映部分減額対象額に100分の1.125(役職手当の支給を受けている職員にあつては100分の1.425)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、業績反映部分減額基礎額に100分の75(役職手当の支給を受けている職員にあつては100分の95)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 第7条 育児短時間勤務職員に対する前条第1項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額(	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額(	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額(
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

- 2 任期付短時間勤務職員に対する前条第1項第1号の規定の適用については、次の表

の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第6条第1項第1号	における号俸の基本給月額（	における号俸の基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額（
附則第6条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額減額基礎額	基本給月額減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第6条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

3 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第96条第1項の適用については、同項中「第9条」とあるのは、「附則第6条第3項」とする。

(賞与の調整)

第8条 平成31年1月1日に在職する職員であつて平成30年度において業績年俸又は業績手当（以下この条において「賞与」という。）の支給を受けたものについては、平成30年度において既に支給された賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を平成31年3月に支給する。ただし、理事長が別に定める職員はこの限りではない。

- 一 別表第13を附則別表第7イに代え計算して得た額
- 二 別表第14を附則別表第7ロに代え計算して得た額
- 三 別表第15を附則別表第7ハに代え計算して得た額

四 別表第16を附則別表第7ニに代え計算して得た額

五 12月1日を基準日として支給した業績手当業績反映部分について第81条第2項各号に定める割合にそれぞれ100分の5を加えた割合により計算して得た額

六 附則別表第6イを附則別表第7ホに代え計算して得た額

七 附則別表第6ロを附則別表第7ヘに代え計算して得た額

(賞与の調整)

第9条 令和2年1月1日に在職する職員であつて平成31年度において業績年俸又は業績手当(以下この条において「賞与」という。)の支給を受けたものについては、平成31年度において既に支給された賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和2年3月に支給する。

一 別表第13を附則別表第7イに代え計算して得た額

二 別表第14を附則別表第7ロに代え計算して得た額

三 別表第15を附則別表第7ハに代え計算して得た額

四 別表第16を附則別表第7ニに代え計算して得た額

五 12月1日を基準日として支給した業績手当業績反映部分について第81条第2項各号に定める割合にそれぞれ100分の5を加えた割合により計算して得た額

六 附則別表第6イを附則別表第7ホに代え計算して得た額

七 附則別表第6ロを附則別表第7ヘに代え計算して得た額

(賞与の調整)

第10条 令和3年12月1日に在職する職員であつて令和3年度において業績年俸又は業績手当(以下この条において「賞与」という。)の支給を受けるものについては、令和3年度に支給される賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和3年12月に支給する。

一 別表第13を附則別表第8イに代え計算して得た額

二 別表第14を附則別表第8ロに代え計算して得た額

三 別表第15を附則別表第8ハに代え計算して得た額

四 別表第16を附則別表第8ニに代え計算して得た額

五 12月1日を基準日として支給する業績手当業績反映部分について第81条第2項各号に定める割合にそれぞれ100分の5を加えた割合により計算して得た額

六 附則別表第6イを附則別表第8ホに代え計算して得た額

七 附則別表第6ロを附則別表第8ヘに代え計算して得た額

(処遇改善特別手当)

第11条 処遇改善特別手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

2 処遇改善特別手当の月額は、理事長が別に定める額とする。

3 処遇改善特別手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善特別手当は支給しない。

4 処遇改善特別手当の支給は、第4条の規程を準用する。

第12条 処遇改善特別手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「専門看護手当及び医療専門資格手当」とあるのは、「専門看護手当、入り用専門資格手当及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。

2 処遇改善特別手当が支給される職員の第9条の適用については、「専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額」とあるのは、「専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び処遇改善特別手当の月額」と読み替えるものとする。

第13条 附則第12条及び前条に規定する処遇改善特別手当は、理事長が必要と認めるときは、見直しを行うものとする。

(賞与の調整)

第14条 令和4年12月1日に在職する職員であって令和4年度において業績年俸又は業績手当（以下この条において「賞与」という。）の支給を受けるものについては、令和4年度に支給される賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和4年12月に支給する。

- 一 別表第13を附則別表第9イに代え計算して得た額
- 二 別表第14を附則別表第9ロに代え計算して得た額
- 三 別表第15を附則別表第9ハに代え計算して得た額
- 四 別表第16を附則別表第9ニに代え計算して得た額
- 五 12月1日を基準日として支給する業績手当業績反映部分について第81条第2項各号に定める割合にそれぞれ100分の10を加えた割合により計算して得た額
- 六 附則別表第6イを附則別表第9ホに代え計算して得た額
- 七 附則別表第6ロを附則別表第9へに代え計算して得た額

(賞与の調整)

第15条 令和5年12月1日に在職する職員であって令和5年度において業績年俸又は業績手当（以下この条において「賞与」という。）の支給を受けるものについては、令和5年度に支給される賞与とこれに次の各号の定めにより計算して得た額との差を令和5年12月に支給する。

- 一 別表第13を附則別表第10イに代え計算して得た額
- 二 別表第14を附則別表第10ロに代え計算して得た額
- 三 別表第15を附則別表第10ハに代え計算して得た額
- 四 別表第16を附則別表第10ニに代え計算して得た額
- 五 12月1日を基準日として支給する業績手当業績反映部分について第81条第2項各号に定める割合にそれぞれ100分の10を加えた割合により計算して得た額
- 六 附則別表第6イを附則別表第10ホに代え計算して得た額
- 七 附則別表第6ロを附則別表第10へに代え計算して得た額

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(医師手当に関する経過措置)

第2条 独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程（平成22年4月1日規程第27号。以下「改正前の規程」という。）の規程に基づき支給された医師手当は、この規程第84条第3項に規定する医師手当及び第85条の2第4項に規定する医師業務手当の合計の額として支給したものとみなし、改正前の規程第9条を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年1月1日、第3条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

第2条—第5条 削除

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第6条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第6条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規程の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第7条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に平成17年改正法附則第13条の適用を受け昇給した職員その他これに準ずる職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして

認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

## 第8条—第9条 削除

(その他必要な事項)

第10条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者に関する特例措置)

第2条 平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて新たに基本給表適用職員となった者については、改正後の独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程別表第9に定める初任給基準表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

## 第2条—第3条 削除

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第4条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員、任期付基本年俸表適用職員及び院長等基本年俸表適用職員（以下

この条において「除外職員」という。)を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の平成17年改正法附則第13条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において30歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。))であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員(同日において除外職員であるものを除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において平成17年改正法附則第11条の規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員(同日において除外職員であるものを除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

(その他必要な事項)

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

第2条—第4条 削除

(その他必要な事項)

第5条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月26日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第81条第2項の規定及び次の各号に掲げる基本年俸表における業績年俸額並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

一 別表第13 副院長・部長・医長基本年俸表

二 別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表

三 別表第15 任期付職員基本年俸表

四 別表第16 院長等基本年俸表

五 附則別表第6 基本年俸表の特例 イ切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

六 附則別表第6 基本年俸表の特例 ロ切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

(平成27年1月1日及び平成27年4月1日の昇給)

第3条 平成27年1月1日から平成27年4月1日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第15条第1項及び第23条第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をI（55歳（医療職基本給表（一））、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表



の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員にあつては、Ⅱ又はⅠ)に決定された職員は、昇給しない。

#### 第4条—第6条 削除

(その他の事項)

第7条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び総長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(総長が定める職員をく。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基給として支給する。

2 切替日の前日において基本給表の適用を受けていた職員であつて切替日において基本年俸表適用を受ける職員で、平成30年3月31日までの間、その者の受ける月例給が切替日の前日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(総長が定める職員を除く。)には、例給のほか、その差額に相当する額を月例給(月例給として支給するその額に1.2を乗じて得額を月例年俸額とする。)として支給する。

3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による基本給又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給され職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、総長の定めるところにより、2項の規定に準じて、基本給等として支給する。

4 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、そ異動の事情等を考慮して前3項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要がある認められるときは、当該職員には、総長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、基本等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、職員給与規程中「基

本給月額とあるのは「基本給月額と独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程等の一部を改する規程（平成27年規程第4号）附則第3条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給とあるのは「月例給と独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程等の一部を改正す規程（平成27年規程第4号）附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適する。

（55歳を超える職員の基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置の特例）

第5条 職員給与規程附則第6条第1項に規定する特定職員にあつては、55歳に達した日後にける最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特職員となった場合にあつては特定職員となった日）以後、附則第3条各項の規定により基本給として支給する額からその額の100分の1.5に相当する額を減ずる。

2 前項の定めにより附則第3条各項の規定による基本給等が減じられた職員における附則第4の適用にあつては、「独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第4号）附則第3条各項の規定による基本給」又は「独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第4号）附第3条各項の規定による月例給」とは、前項の定めにより減じた後の額とする。

（切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例）

第6条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成27年4月1日における昇給については、職員給与規程第23条第1項の規定にかかわらず行わない。

（単身赴任手当及び地域手当の特例）

第7条 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当及び地域手当の支給にする次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる掲げる字句とする。

第53条第1項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第1号	8,000円	8,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第2号	16,000円	16,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第3号	24,000円	24,000円を超えない範囲内で総長が定める額

第53条第3項第4号	32,000円	32,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第5号	40,000円	40,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第6号	46,000円	46,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第7号	52,000円	52,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第8号	58,000円	58,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第9号	64,000円	64,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第53条第3項第10号	70,000円	70,000円を超えない範囲内で総長が定める額
第59条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で総長が定める割合
第59条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で総長が定める割合

第59条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で総長が定める割合
------------	--------	-------------------------

(広域異動手当に関する特例)

第8条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第59条の2第1項の規定の適用については、項第1号中「100分の10とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」あるのは「100分の4」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第9条 この規程の施行の際現に職員給与規程第59条第5項の規定の適用を受けている職員にする当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正の職員給与規程第59条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項規定の適用については、同項中「支給割合（総長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で総長が定める割合）」とあるのは、「独立行政法人国立長寿医療研究センター職員給与規等の一部を改正する規程（平成27年規程第4号）の規定による改正前の支給割合（総長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る総長が定める割合）」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第10条 切替日前に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第59条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分10」あるのは「100分の6」と、「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(時間外手術等従事手当)

第11条 平成30年3月31日までの間、病院において医師である職員が次の各号に掲げる手又は処置（総長が定める手術又は処置に限る。以下「手術等」という。）に従事した場合にはそれぞれ各号に定める額の時間外手術等従事手当を支給する。

- 一 病院長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合 5,000円
- 二 深夜に開始される手術等に従事した場合 5,000円
- 三 病院長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合（前2号に規定する場合を除く。） 2,500円

2 前項に規定する時間外手術等従事手当については、職員給与規程第6条第3項の規定に準じ支給する。

附 則（平成 27 年規程第 93 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規程による改正後の国立研究開発法人国立長寿医療病研究センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第 3 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以降に在職する職員（職員給与規程第 1 条の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 27 年 6 月及び 12 月に支給する業績年俸の特例）

第 3 条 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター職員給与規程等の一部を改正する規程（平成 27 年 3 月 31 日規程第 4 号）附則第 3 条第 2 項の適用を受けない職員の平成 27 年 6 月及び 12 月の業績年俸の支給額は、第 2 項から第 4 項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成 27 年 6 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 26 条の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第 26 条の規定による。

3 平成 27 年 12 月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第 26 条の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第 26 条第 1 項から第 6 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第 26 条第 9 項に規定する「第 1 項から第 7 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額」であるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第 13 から別表第 16 基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第 13 から別表第 16 基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

4 改正後の職員給与規程第 26 条の適用においては、この規程による職員給与規程別表第 13 ～別表第 16 基本年俸表の改正を平成 27 年 12 月 1 日に同条第 4 項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（給与の内払）

第 4 条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27年規程第94号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第23号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第1号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第14号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月1日規程第10号)

(施行期日)

第1条 平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則 (平成31年3月28日規程第13号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月31日規程第4号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和２年３月１日規程第７号）

（施行期日）

第１条 令和２年３月１日から施行し、平成３１年４月１日より適用する。

附 則（令和２年３月３０日規程第１０号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

第２条 この規程の施行日前日において医療職基本給表（一）、副院長・部長・医長基本年俸表又は院長等基本年俸表の適用を受けていた職員及び施行日に出向中で出向日前日に同条の基本給表又は基本年俸表の適用を受けていた職員は、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に１００分の１５を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、施行日前日以降に職員退職手当規程第５条により退職した職員は、この限りでない。

附 則（令和３年１０月１日規程第６号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和３年１１月１日から施行する。

附 則（令和３年１２月１日規程第７号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和３年１２月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２２日規程第１０号）

（施行期日）

この規程は、令和４年３月２２日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人国立長寿医療研究センター職員給与規程附則第１１条のから第１３条の規定は、令和４年２月１日から適用する。

附 則（令和４年９月２８日規程第１５号）

（施行期日）

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和４年１２月１日規程第１８号）

（施行期日）

この規程は、令和４年１２月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立研究開発法人国立長寿医療研究センター職員給与規程附則第１４条の適用にあたっては、別表１３から別表１５までの業績年俸の額は、この規程による改正前の額を適用するものとする。

附 則（令和５年１２月２８日規程第１１号）

（施行期日）

この規程は、令和６年１月１日から施行し、令和５年１２月１日から適用する。ただし、この規程による改正後の国立研究開発法人国立長寿医療研究センター職員給与規程附則第１５条の適用にあたっては、別表１３から別表１６まで並びに附則別表第６イ及びロの業績年俸の額は、この規程による改正前の額を適用するものとする。



別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額						
	円						
1	257,700	51	440,700	101	514,700	151	533,500
2	262,100	52	443,100	102	515,500	152	533,700
3	266,700	53	445,000	103	516,200	153	533,900
4	271,500	54	447,300	104	516,900	154	534,100
5	275,900	55	449,100	105	517,700	155	534,300
6	280,400	56	451,300	106	518,400	156	534,500
7	284,800	57	453,400	107	518,600	157	534,700
8	289,200	58	455,600	108	519,100	158	534,900
9	294,000	59	457,700	109	519,700	159	535,100
10	298,400	60	460,000	110	520,200	160	535,300
11	302,700	61	461,800	111	520,700		
12	307,200	62	464,100	112	521,000		
13	311,400	63	466,100	113	521,500		
14	315,700	64	468,200	114	521,900		
15	320,100	65	470,300	115	522,200		
16	324,400	66	472,500	116	522,700		
17	328,800	67	474,600	117	523,100		
18	333,100	68	476,700	118	523,500		
19	337,300	69	478,700	119	523,900		
20	342,200	70	480,700	120	524,400		
21	346,200	71	482,800	121	524,800		
22	350,500	72	485,000	122	525,200		
23	354,500	73	487,000	123	525,700		
24	358,400	74	488,500	124	526,100		
25	362,600	75	490,000	125	526,500		
26	366,000	76	491,400	126	526,900		
27	369,000	77	492,900	127	527,400		
28	372,200	78	494,200	128	527,800		
29	375,800	79	495,400	129	528,200		
30	379,400	80	496,700	130	528,600		
31	382,900	81	497,700	131	529,100		
32	386,800	82	498,800	132	529,500		
33	390,400	83	499,700	133	529,900		
34	394,200	84	500,800	134	530,100		
35	397,600	85	501,700	135	530,300		
36	401,200	86	502,600	136	530,500		
37	404,900	87	503,400	137	530,700		
38	407,900	88	504,200	138	530,900		
39	410,600	89	504,700	139	531,100		
40	413,600	90	505,700	140	531,300		
41	416,500	91	506,500	141	531,500		
42	418,900	92	507,400	142	531,700		
43	421,700	93	508,100	143	531,900		
44	423,800	94	509,000	144	532,100		
45	426,100	95	509,800	145	532,300		
46	428,600	96	510,700	146	532,500		
47	431,100	97	511,400	147	532,700		
48	433,600	98	512,300	148	532,900		
49	436,200	99	513,100	149	533,100		
50	438,600	100	513,900	150	533,300		

ロ 医療職基本給表（二）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	158,800	229,600	254,400	283,700	328,100	371,800	437,700
2	160,200	231,100	255,500	285,600	330,100	374,500	440,300
3	161,600	232,700	256,700	287,700	332,200	377,100	442,800
4	163,000	234,100	257,900	289,600	334,300	379,800	445,400
5	164,200	235,500	259,100	291,700	336,100	382,100	447,800
6	166,000	237,000	260,300	293,700	338,200	384,800	450,300
7	167,700	238,300	261,400	295,600	340,200	387,400	452,800
8	169,300	239,800	262,400	297,600	342,400	390,100	455,300
9	170,900	240,700	263,600	299,400	344,200	392,200	457,700
10	172,600	242,000	264,300	301,200	346,300	394,500	460,100
11	174,200	243,400	265,200	302,700	348,300	396,700	462,700
12	176,000	244,500	266,000	304,300	350,400	398,900	465,100
13	177,400	245,900	267,100	306,300	351,900	401,000	467,600
14	179,200	247,200	268,100	308,200	353,900	403,000	469,100
15	181,200	248,400	269,300	310,200	355,800	405,000	470,400
16	183,000	249,600	270,400	312,200	357,800	407,100	471,700
17	184,900	250,400	271,800	314,100	359,600	408,900	472,900
18	187,200	251,600	273,400	316,100	361,600	410,800	474,200
19	189,800	252,700	275,100	318,100	363,600	412,700	475,500
20	192,400	253,800	276,800	320,100	365,600	414,700	476,800
21	194,800	255,200	278,400	321,900	367,300	416,500	478,000
22	196,400	256,000	280,100	323,900	369,300	418,100	479,400
23	198,000	256,900	281,700	325,700	371,400	419,700	480,800
24	199,500	257,700	283,300	327,700	373,500	421,200	482,000
25	201,000	258,700	285,000	329,400	374,900	422,700	483,400
26	202,500	259,800	286,600	331,300	376,700	424,000	484,700
27	203,900	260,800	288,400	333,200	378,500	425,300	486,100
28	205,300	262,000	290,000	335,200	380,200	426,600	487,500
29	206,900	263,300	291,300	336,500	382,000	427,900	488,900
30	208,500	264,900	292,900	338,300	383,500	429,100	490,000
31	210,100	266,500	294,500	340,000	385,000	430,300	491,100
32	211,700	267,900	296,100	341,800	386,700	431,400	492,200
33	213,100	269,200	297,700	343,500	388,000	432,600	493,300
34	214,700	270,800	299,400	345,300	389,300	433,800	494,200
35	216,300	272,400	301,200	347,100	390,600	435,000	495,100
36	217,800	274,000	302,900	348,900	391,700	436,200	496,000
37	219,200	275,300	304,200	350,700	392,800	437,500	497,000
38	220,700	276,800	305,900	352,400	394,000	438,300	
39	222,300	278,300	307,400	354,000	395,100	438,700	
40	223,900	279,700	308,900	355,700	396,200	439,400	
41	225,200	280,900	310,600	356,900	397,000	439,900	
42	226,500	282,300	312,300	358,000	397,800	440,300	
43	227,800	283,700	313,900	359,200	398,600	440,700	
44	229,200	285,200	315,500	360,400	399,400	441,100	
45	230,500	286,600	316,400	361,500	399,800	441,500	
46	231,800	288,300	317,800	362,300	400,400	441,900	
47	233,100	289,900	319,300	363,400	400,900	442,300	
48	234,300	291,500	320,900	364,500	401,300	442,600	
49	235,400	292,700	322,300	365,500	401,700	442,900	
50	236,700	294,200	323,600	366,500	402,000	443,300	
51	238,200	295,500	324,800	367,500	402,300	443,600	
52	239,500	297,100	326,100	368,500	402,600	443,900	
53	240,500	298,400	327,200	369,300	402,900	444,200	
54	241,800	299,900	328,200	370,100	403,200	444,350	
55	242,700	301,300	329,200	371,000	403,500	444,500	
56	243,900	302,700	330,200	371,900	403,800	444,700	

57	245,100	303,700	330,700	372,400	404,100	444,800	
58	246,200	304,900	331,600	373,200	404,400	445,000	
59	247,200	306,100	332,400	374,000	404,700	445,100	
60	248,400	307,500	333,300	374,800	405,100	445,300	
61	249,400	308,800	334,100	375,200	405,300	445,400	
62	250,300	310,000	334,400	375,900	405,600		
63	251,100	311,300	334,900	376,600	405,900		
64	251,900	312,500	335,600	377,200	406,200		
65	253,000	313,900	336,200	377,600	406,400		
66	254,200	314,700	336,900	378,200	406,500		
67	255,500	315,400	337,600	378,900	406,600		
68	256,700	316,200	338,300	379,500	406,700		
69	258,100	316,800	339,000	379,900	406,800		
70	259,500	317,500	339,500	380,400	406,900		
71	260,600	318,200	340,100	380,900	407,000		
72	261,800	318,800	340,700	381,400	407,100		
73	262,700	319,500	341,000	382,000	407,200		
74	263,200	319,700	341,600	382,500	407,300		
75	263,600	320,200	342,100	383,100	407,400		
76	263,800	320,800	342,600	383,700	407,500		
77	264,100	321,400	343,100	384,200	407,600		
78	264,600	321,900	343,600	384,700	407,700		
79	265,000	322,400	344,100	385,200	407,800		
80	265,100	322,900	344,500	385,700	407,900		
81	265,600	323,500	344,800	386,000			
82	265,900	324,000	345,100	386,500			
83	266,200	324,400	345,500	386,900			
84	266,600	324,900	345,800	387,300			
85	266,800	325,400	346,300	387,700			
86	267,000	325,800	346,600	387,900			
87	267,300	326,000	346,900	388,100			
88	267,600	326,300	347,200	388,300			
89	268,000	326,700	347,600	388,500			
90	268,300	327,100	347,900	388,700			
91	268,700	327,500	348,300	388,900			
92	269,100	327,900	348,600	389,100			
93	269,200	328,200	349,000	389,300			
94	269,500	328,400	349,300	389,500			
95	269,800	328,800	349,600	389,700			
96	270,200	329,100	349,900	389,900			
97	270,500	329,300	350,200	390,100			
98	270,900	329,600	350,600	390,300			
99	271,200	329,900	351,000	390,500			
100	271,600	330,200	351,400	390,700			
101	271,800	330,400	351,900				
102	272,200	330,700	352,300				
103	272,500	331,100	352,700				
104	272,700	331,300	353,100				
105	273,000	331,500	353,600				
106	273,300	331,700	353,900				
107	273,600	332,100	354,100				
108	273,900	332,300	354,400				
109	274,200	332,500	354,600				
110	274,500	332,900	354,900				
111	274,700	333,300	355,100				
112	275,000	333,700	355,400				
113	275,200	333,900	355,600				
114	275,500	334,000	355,900				
115	275,700	334,100	356,100				
116	276,000	334,200	356,400				

117	276,200	334,300	356,600				
118	276,400	334,400	356,900				
119	276,600	334,500	357,100				
120	276,800	334,600	357,400				
121	277,000	334,700	357,600				
122	277,100	334,800	357,900				
123	277,300	334,900					
124	277,500	335,000					
125	277,700	335,100					
126	277,900						
127	278,100						
128	278,300						
129	278,400						
130	278,600						
131	278,800						
132	279,000						
133	279,100						
134	279,300						
135	279,400						
136	279,600						
137	279,700						
138	279,900						
139	280,000						
140	280,200						
141	280,300						
142	280,500						
143	280,600						
144	280,700						
145	280,800						
146	281,000						
147	281,100						
148	281,200						
149	281,300						
150	281,400						
151	281,600						
152	281,700						
153	281,800						
154	281,900						
155	282,000						
156	282,100						
157	282,200						
158	282,300						
159	282,400						
160	282,500						
161	282,600						
162	282,700						
163	282,800						
164	282,900						
165	283,000						
166	283,100						
167	283,200						
168	283,300						
169	283,400						
170	283,500						
再任用職員	215,600	243,800	257,200	282,400	323,100	365,300	426,800

ハ 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	174,000	201,200	246,600	267,800	290,100	331,000	374,700
2	175,400	203,100	248,300	268,700	291,600	333,000	377,300
3	176,900	205,100	250,000	269,500	293,200	335,000	380,000
4	178,300	207,000	251,700	270,400	295,000	337,200	382,600
5	179,800	209,100	253,100	270,900	296,500	339,200	384,800
6	181,300	211,100	254,200	271,900	298,300	341,300	387,200
7	182,800	213,100	255,200	272,600	299,900	343,300	389,500
8	184,300	215,100	256,300	273,500	301,600	345,400	391,800
9	185,500	217,000	257,100	274,500	303,300	346,900	393,800
10	187,200	218,400	257,900	275,100	304,800	348,900	395,900
11	188,800	219,800	258,800	276,100	306,100	350,800	398,100
12	190,300	220,900	259,600	277,000	307,400	352,800	400,300
13	191,700	222,300	260,600	278,000	308,800	354,700	402,200
14	193,700	223,600	261,600	279,000	310,400	356,800	404,200
15	195,700	224,900	262,400	280,000	312,100	358,800	406,400
16	197,700	226,000	263,300	281,000	313,900	360,800	408,500
17	199,700	227,400	263,800	282,200	315,500	362,800	410,500
18	201,700	228,800	264,600	283,300	317,100	364,800	412,700
19	203,700	230,300	265,400	284,300	318,700	366,900	414,900
20	205,700	231,700	266,200	285,500	320,300	369,000	417,000
21	207,700	232,800	267,100	287,000	321,700	370,700	418,900
22	209,500	234,400	267,800	288,500	323,200	372,800	420,800
23	211,500	236,100	268,600	289,800	324,700	374,900	422,600
24	213,500	237,700	269,400	291,000	326,200	376,900	424,500
25	215,000	239,000	270,400	292,100	327,600	378,900	426,200
26	216,300	240,500	271,100	293,700	329,000	380,500	427,800
27	217,500	242,100	272,000	295,300	330,400	382,300	429,500
28	218,700	243,700	272,900	296,800	332,000	384,200	431,100
29	219,800	245,300	274,100	297,800	333,100	386,000	432,400
30	220,900	246,500	275,200	299,100	334,600	387,700	433,700
31	222,000	247,700	276,700	300,500	336,000	389,600	435,300
32	223,000	248,700	278,000	301,900	337,500	391,300	436,800
33	224,200	249,600	279,400	303,200	339,000	393,000	438,500
34	225,500	250,700	280,800	304,700	340,500	394,700	440,100
35	226,700	251,600	281,900	306,300	342,100	396,500	441,500
36	227,900	252,500	283,100	307,800	343,600	398,200	442,900
37	229,000	253,200	284,600	309,100	345,300	399,800	444,000
38	230,400	254,100	285,800	310,500	346,900	401,500	445,300
39	231,700	255,000	287,100	311,900	348,400	403,300	446,600
40	233,000	256,000	288,200	313,400	350,000	405,100	448,000
41	233,900	256,400	289,200	314,900	351,200	406,600	449,000
42	235,200	257,300	290,500	316,300	352,700	408,100	449,700
43	236,400	258,100	291,800	317,700	354,200	409,600	450,500
44	237,700	258,800	293,100	319,100	355,600	410,900	451,100
45	238,800	259,500	294,300	319,900	357,100	412,000	452,000
46	240,100	260,200	295,700	321,300	358,100	413,100	452,700
47	241,300	261,100	297,200	322,700	359,600	414,200	453,500
48	242,400	261,900	298,600	324,200	360,900	415,400	454,300
49	243,300	262,600	299,700	325,300	362,200	416,700	455,000
50	244,300	263,500	300,900	326,700	363,600	417,800	455,700
51	245,300	264,300	302,100	328,000	364,900	419,000	456,400
52	246,200	265,300	303,500	329,300	366,300	420,100	457,200
53	246,900	266,300	304,900	330,700	367,800	421,300	458,000
54	247,900	267,500	306,200	332,100	369,000	422,300	458,800
55	248,800	268,800	307,600	333,400	370,100	423,400	459,500
56	249,600	270,000	308,900	334,700	371,300	424,500	460,200

57	250,300	271,400	309,700	335,600	372,400	425,600	461,000
58	251,300	272,800	310,900	336,900	373,300	426,100	461,400
59	251,900	274,200	312,100	338,100	374,300	426,700	461,800
60	252,700	275,600	313,500	339,400	375,300	427,100	462,200
61	253,500	276,800	314,600	340,500	375,900	427,700	
62	254,300	278,100	315,900	341,400	376,700	428,200	
63	255,000	279,400	317,200	342,600	377,500	428,600	
64	255,800	280,500	318,400	343,800	378,300	429,100	
65	256,500	281,600	319,700	344,900	379,000	429,700	
66	257,200	282,900	321,000	346,100	379,700	430,100	
67	257,900	284,100	322,200	347,300	380,500	430,400	
68	258,600	285,300	323,500	348,400	381,200	430,700	
69	259,300	286,400	324,200	349,400	381,800	431,100	
70	260,100	287,900	325,300	350,400	382,400	431,300	
71	260,900	289,300	326,400	351,500	383,100	431,500	
72	261,900	290,700	327,300	352,600	383,700	431,700	
73	263,100	291,700	328,500	353,400	384,400	431,900	
74	264,400	293,000	329,200	354,500	384,900	432,100	
75	265,400	294,200	330,300	355,600	385,500	432,300	
76	266,500	295,500	331,500	356,700	386,000	432,500	
77	267,400	296,900	332,600	357,400	386,400	432,700	
78	268,400	298,100	333,800	358,200	387,000	432,900	
79	269,500	299,300	334,900	359,000	387,500	433,100	
80	270,500	300,600	336,100	359,700	387,800	433,300	
81	271,300	301,100	337,200	360,300	388,100	433,500	
82	272,200	302,300	338,300	360,800	388,600	433,700	
83	273,200	303,400	339,300	361,400	389,000		
84	274,000	304,600	340,400	361,900	389,300		
85	274,800	305,700	341,300	362,500	389,600		
86	275,600	306,900	342,300	363,000	390,100		
87	276,400	308,100	343,200	363,600	390,600		
88	277,100	309,200	344,200	364,100	391,000		
89	277,300	310,400	345,100	364,500	391,300		
90	277,700	311,600	345,900	364,900	391,700		
91	277,900	312,800	346,700	365,500	392,200		
92	278,200	314,000	347,500	366,000	392,600		
93	278,600	314,800	348,100	366,300	393,000		
94	279,000	315,500	348,700	366,800	393,200		
95	279,400	316,200	349,400	367,200	393,400		
96	279,800	316,800	350,000	367,500	393,600		
97	279,900	317,400	350,400	368,100	393,800		
98	280,100	317,700	350,800	368,600	394,000		
99	280,400	318,300	351,300	369,100	394,200		
100	280,700	319,000	351,700	369,600	394,400		
101	281,000	319,400	352,200	370,200	394,600		
102	281,400	320,000	352,600	370,700	394,800		
103	281,700	320,600	353,100	371,200	395,000		
104	282,000	321,200	353,500	371,600	395,200		
105	282,300	321,600	353,800	372,200	395,400		
106	282,600	322,100	354,300	372,700	395,600		
107	282,900	322,600	354,700	373,200	395,800		
108	283,200	323,100	355,000	373,700	396,000		
109	283,500	323,500	355,500	374,300			
110	283,800	323,900	356,000	374,700			
111	284,100	324,200	356,500	375,200			
112	284,300	324,500	357,000	375,700			
113	284,500	324,800	357,500	376,300			
114	284,700	325,200	358,000	376,600			
115	284,900	325,600	358,500	376,900			
116	285,200	325,900	358,900	377,200			

117	285,400	326,100	359,300	377,500			
118	285,700	326,400	359,700	377,800			
119	285,900	326,800	360,200	378,100			
120	286,100	327,000	360,700	378,400			
121	286,300	327,200	361,100	378,700			
122	286,500	327,500	361,600	379,000			
123	286,700	327,800	362,100	379,300			
124	286,900	328,100	362,600	379,600			
125	287,100	328,300	362,900	379,900			
126	287,200	328,600	363,100	380,200			
127	287,400	329,000	363,200	380,500			
128	287,600	329,200	363,400	380,800			
129	287,800	329,400	363,500	381,100			
130	287,900	329,600	363,700	381,400			
131	288,100	330,000	363,800				
132	288,300	330,200	364,000				
133	288,400	330,500	364,100				
134	288,500	330,900	364,300				
135	288,700	331,300	364,400				
136	288,800	331,700	364,600				
137	288,900	332,000	364,700				
138	289,000	332,400	364,900				
139	289,100	332,800	365,000				
140	289,200	333,200	365,200				
141	289,300	333,500					
142	289,400	333,900					
143	289,500	334,100					
144	289,600	334,200					
145	289,700	334,300					
146	289,800	334,400					
147	289,900	334,500					
148	290,000	334,600					
149	290,100	334,700					
150	290,200	334,800					
151	290,300	334,900					
152	290,400	335,000					
153	290,500	335,100					
154	290,600	335,200					
155	290,700	335,300					
156	290,800	335,400					
157	290,900	335,500					
158	291,000	335,600					
159	291,100	335,700					
160	291,200	335,800					
161	291,300	335,900					
162	291,400	336,000					
163	291,500	336,100					
164	291,600	336,200					
165	291,700	336,300					
166	291,800	336,400					
167	291,900	336,500					
168	292,000	336,600					
169	292,100						
170	292,200						
171	292,300						
172	292,400						
173	292,500						
174	292,600						
175	292,700						
176	292,800						
177	292,900						
178	293,000						
179	293,100						
再任用職員	235,400	255,700	262,900	273,100	289,400	326,500	370,900

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	153,700	236,400	267,700	292,200	320,400	363,700	408,800	458,900	522,200
2	154,800	238,000	269,400	294,300	322,600	366,300	411,200	462,000	525,100
3	156,000	239,400	270,900	296,400	324,900	368,700	413,700	465,000	528,200
4	157,100	240,900	272,600	298,400	327,000	371,300	416,100	468,000	531,300
5	158,200	242,200	274,300	300,200	329,200	373,200	418,000	471,000	534,400
6	159,300	243,800	276,000	302,100	331,200	375,700	420,200	474,000	536,700
7	160,400	245,300	277,800	303,800	333,300	378,000	422,300	477,000	539,200
8	161,500	246,700	279,800	305,400	335,400	380,500	424,500	480,100	541,600
9	162,500	247,800	281,600	307,300	337,300	382,900	426,500	482,800	544,000
10	163,900	249,300	283,600	309,500	339,400	385,500	428,600	485,900	545,800
11	165,200	250,800	285,500	311,700	341,400	388,100	430,700	488,900	547,600
12	166,500	252,100	287,300	313,900	343,600	390,800	432,800	492,000	549,500
13	167,700	253,600	289,200	316,000	345,400	393,200	434,500	494,700	551,200
14	169,200	254,800	290,900	318,100	347,400	395,500	436,300	497,000	552,600
15	170,700	256,000	292,400	320,200	349,300	397,700	438,200	499,300	553,900
16	172,300	257,200	293,800	322,200	351,300	400,000	440,200	501,600	555,000
17	173,400	258,500	295,500	324,100	353,000	401,800	442,100	503,700	556,300
18	174,800	259,900	297,500	326,100	355,000	403,800	443,900	505,100	557,300
19	176,200	261,200	299,600	328,100	356,800	405,700	445,700	506,600	558,200
20	177,600	262,700	301,500	330,100	358,700	407,500	447,400	508,000	559,100
21	178,900	264,200	303,400	331,800	360,600	409,400	449,200	509,200	560,000
22	181,400	265,900	305,400	333,800	362,500	411,200	450,700	510,600	
23	183,800	267,500	307,400	335,800	364,500	413,000	452,100	512,100	
24	186,200	269,000	309,400	337,900	366,400	414,900	453,600	513,600	
25	188,500	270,800	311,100	339,300	368,300	416,600	455,000	514,700	
26	190,200	272,500	313,200	341,200	370,200	418,100	456,300	515,800	
27	191,800	274,200	315,200	343,100	372,200	419,600	457,600	517,000	
28	193,500	275,900	317,100	345,000	374,200	421,200	458,800	518,200	
29	195,000	277,500	318,800	346,600	375,700	422,700	459,800	519,200	
30	196,600	279,100	320,800	348,500	377,500	424,000	460,500	520,100	
31	198,200	280,800	322,900	350,300	379,300	425,300	461,300	521,000	
32	199,900	282,300	325,000	352,100	380,900	426,500	462,000	521,900	
33	201,400	283,500	326,200	354,000	382,700	427,700	462,700	522,700	
34	203,200	285,200	328,200	355,800	384,100	429,000	463,500	523,600	
35	204,900	286,700	330,100	357,600	385,500	430,300	464,200	524,300	
36	206,600	288,400	332,100	359,300	387,100	431,500	464,800	524,800	
37	208,100	289,900	334,000	360,700	388,500	432,700	465,300	525,500	
38	209,900	291,600	335,900	362,000	389,700	433,500	465,900	526,100	
39	211,700	293,300	337,900	363,400	390,900	434,300	466,500	526,900	
40	213,500	295,100	339,800	364,800	391,900	435,100	467,100	527,500	
41	215,100	296,600	341,700	366,000	393,000	435,700	467,600	528,000	
42	216,800	298,200	343,600	366,900	394,200	436,400	468,100		
43	218,500	299,700	345,400	368,000	395,400	437,100	468,500		
44	220,200	301,300	347,300	369,100	396,500	437,800	468,800		
45	221,500	302,900	348,800	369,900	397,200	438,600	469,100		
46	223,200	304,600	350,200	370,800	397,900	439,400	469,300		
47	224,800	306,200	351,600	371,700	398,600	439,800	469,400		
48	226,500	307,800	353,100	372,500	399,300	440,500	469,600		
49	228,000	308,700	354,700	373,400	399,900	441,000	469,700		
50	229,700	310,200	355,500	374,200	400,500	441,400	469,900		
51	231,300	311,700	356,600	375,000	401,000	441,800	470,000		
52	232,700	313,300	357,600	375,800	401,400	442,200	470,200		
53	234,000	314,900	358,500	376,500	401,800	442,600	470,300		
54	235,600	316,500	359,600	377,200	402,100	443,000	470,500		
55	237,200	318,100	360,500	377,900	402,400	443,400	470,600		
56	238,700	319,600	361,600	378,600	402,700	443,700	470,800		



57	239,700	321,100	362,500	379,100	403,000	444,000	470,900		
58	241,200	322,300	363,200	379,700	403,300	444,400	471,100		
59	242,500	323,400	363,900	380,300	403,600	444,700	471,200		
60	243,700	324,600	364,600	381,000	403,900	445,000	471,400		
61	244,800	325,300	365,000	381,400	404,200	445,300			
62	245,800	326,200	365,600	382,100	404,500	445,500			
63	246,700	327,000	366,300	382,700	404,800	445,600			
64	247,700	327,800	367,000	383,300	405,100	445,800			
65	248,800	328,700	367,300	383,700	405,400	445,900			
66	249,700	329,100	368,000	384,300	405,700	446,100			
67	250,600	329,700	368,700	384,900	406,000	446,200			
68	251,500	330,500	369,300	385,500	406,300	446,400			
69	252,400	331,300	369,600	385,900	406,500	446,500			
70	253,600	332,000	370,200	386,400	406,800	446,700			
71	254,800	332,700	370,900	386,900	407,100	446,800			
72	256,000	333,400	371,500	387,500	407,400	447,000			
73	257,300	333,900	371,800	387,800	407,600	447,100			
74	258,600	334,500	372,400	388,200	407,900	447,300			
75	259,800	335,000	373,100	388,600	408,200				
76	261,000	335,600	373,700	389,000	408,400				
77	262,100	335,900	374,100	389,300	408,600				
78	263,300	336,400	374,600	389,600	408,900				
79	264,500	336,800	375,200	389,900	409,200				
80	265,600	337,200	375,700	390,100	409,400				
81	266,600	337,600	376,200	390,300	409,600				
82	267,600	338,100	376,800	390,600	409,900				
83	268,800	338,600	377,300	390,900	410,200				
84	269,800	339,100	377,600	391,100	410,400				
85	270,500	339,400	378,000	391,300	410,600				
86	270,900	339,800	378,500	391,600	410,700				
87	271,300	340,300	378,900	391,900	410,800				
88	271,700	340,700	379,300	392,100	410,900				
89	272,000	341,000	379,700	392,300	411,000				
90	272,500	341,400	380,200	392,600	411,100				
91	272,900	341,900	380,600	392,900	411,200				
92	273,300	342,300	381,000	393,100	411,300				
93	273,800	342,500	381,300	393,300	411,400				
94	274,300	342,900	381,500	393,400	411,500				
95	274,800	343,400	381,600	393,500	411,600				
96	275,200	343,800	381,800	393,600	411,700				
97	275,400	344,000	381,900	393,700	411,800				
98	275,800	344,400	382,100	393,800	411,900				
99	276,100	344,800	382,200	393,900	412,000				
100	276,600	345,100	382,400	394,000	412,100				
101	277,000	345,400	382,500	394,100					
102	277,400	345,800	382,700	394,200					
103	277,800	346,200	382,800	394,300					
104	278,200	346,600	383,000	394,400					
105	278,600	347,100	383,100	394,500					
106	279,000	347,500	383,300						
107	279,300	347,900	383,400						
108	279,700	348,300	383,600						
109	280,100	348,800							
110	280,400	349,200							
111	280,700	349,500							
112	281,000	349,800							
113	281,300	350,300							
114	281,500	350,600							
115	281,800	350,800							
116	282,100	351,100							

117	282,300	351,300							
118	282,600	351,600							
119	282,900	351,800							
120	283,100	352,100							
121	283,300	352,300							
122	283,600	352,600							
123	283,800	352,800							
124	284,000	353,100							
125	284,300	353,300							
126	284,500	353,600							
127	284,600	353,800							
128	284,800	354,100							
129	285,000	354,300							
130	285,100	354,600							
131	285,300								
132	285,500								
133	285,600								
134	285,700								
135	285,900								
136	286,000								
137	286,100								
138	286,200								
139	286,300								
140	286,400								
141	286,500								
142	286,600								
143	286,700								
144	286,800								
145	286,900								
146	287,000								
147	287,100								
148	287,200								
149	287,300								
150	287,400								
151	287,500								
152	287,600								
153	287,700								
154	287,800								
155	287,900								
156	288,000								
157	288,100								
158	288,200								
159	288,300								
160	288,400								
161	288,500								
162	288,600								
163	288,700								
164	288,800								
165	288,900								
166	289,000								
167	289,100								
168	289,200								
169	289,300								
170	289,400								
171	289,500								
172	289,600								
再任用職員	215,500	255,500	274,900	290,000	315,400	357,100	390,200	441,300	521,700

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	139,500	212,000	256,000	282,400
2	140,400	213,100	257,200	284,300
3	141,400	214,400	258,200	285,900
4	142,400	215,500	259,300	287,500
5	143,400	216,700	260,100	289,200
6	144,400	218,100	261,100	290,600
7	145,500	219,400	262,200	291,800
8	146,500	220,700	263,100	293,000
9	147,300	222,000	263,900	294,400
10	148,300	223,600	264,600	296,200
11	149,400	225,200	265,400	297,900
12	150,500	226,500	266,300	299,600
13	151,300	227,700	267,200	301,000
14	152,300	229,100	268,200	302,600
15	153,400	230,500	269,100	304,200
16	154,500	231,700	269,900	305,600
17	155,600	232,400	270,800	307,100
18	157,000	233,100	271,800	308,700
19	158,200	233,800	272,800	310,300
20	159,400	234,700	273,600	311,900
21	160,500	235,200	274,500	312,900
22	161,700	236,700	275,300	314,300
23	162,900	237,900	276,200	315,700
24	164,100	238,900	277,000	317,100
25	165,200	240,100	277,600	318,200
26	166,700	241,300	278,300	319,700
27	168,200	242,600	279,200	321,100
28	169,700	243,800	280,000	322,500
29	171,100	244,600	280,900	324,100
30	172,500	245,800	282,000	325,300
31	174,000	247,000	282,900	326,600
32	175,500	248,100	283,800	327,800
33	176,800	249,200	284,500	328,900
34	178,500	250,200	285,400	329,800
35	180,200	251,200	286,300	330,900
36	181,900	252,200	287,400	332,000
37	183,600	253,300	288,000	333,100
38	184,900	254,100	288,800	334,100
39	186,600	255,100	289,700	335,100
40	187,900	256,000	290,600	336,100
41	190,200	257,000	291,200	337,100
42	191,500	258,100	292,200	338,100
43	192,800	259,000	293,200	339,000
44	194,000	260,200	294,100	340,000
45	195,300	260,900	294,800	340,900
46	196,800	261,900	295,700	341,900
47	198,300	262,900	296,600	342,900
48	199,800	263,800	297,500	343,900
49	201,000	264,900	298,100	344,800
50	202,000	265,900	298,700	345,700
51	203,100	266,900	299,400	346,600
52	204,100	267,600	300,200	347,400
53	205,300	268,200	300,800	348,200
54	206,300	269,000	301,600	349,000
55	207,400	270,000	302,300	349,800
56	208,400	270,900	303,000	350,500

57	209,400	271,700	303,600	351,200
58	210,300	272,600	304,300	352,000
59	211,300	273,700	305,100	352,800
60	212,300	274,600	305,800	353,400
61	213,100	275,600	306,400	354,100
62	214,100	276,700	307,100	354,800
63	215,100	277,500	307,800	355,500
64	216,100	278,500	308,400	356,200
65	216,800	279,300	308,900	356,800
66	217,600	280,100	309,400	357,300
67	218,200	280,900	310,000	357,800
68	218,900	281,700	310,600	358,300
69	219,700	282,300	311,200	358,700
70	220,600	283,100	311,600	
71	221,600	283,900	312,100	
72	222,300	284,600	312,600	
73	222,800	285,400	312,900	
74	223,800	286,100	313,400	
75	224,800	286,800	313,900	
76	225,900	287,600	314,300	
77	226,500	288,200	314,500	
78	227,500	288,700	314,800	
79	228,600	289,200	315,100	
80	229,500	289,600	315,400	
81	230,100	290,000	315,700	
82	231,200	290,400	316,000	
83	231,900	290,900	316,300	
84	232,700	291,400	316,600	
85	233,600	291,700	316,800	
86	234,500	292,300	317,200	
87	235,500	292,900	317,500	
88	236,500	293,500	317,700	
89	237,300	293,800	317,900	
90	238,200	294,300	318,200	
91	238,700	294,800	318,500	
92	238,900	295,100	318,800	
93	239,300	295,500	319,000	
94	239,600	296,000	319,300	
95	240,000	296,500	319,600	
96	240,100	297,000	319,800	
97	240,300	297,300	320,000	
98	240,600	297,700	320,300	
99	240,800	298,200	320,600	
100	241,100	298,700	320,800	
101	241,200	299,100	321,000	
102	241,600	299,500	321,100	
103	241,800	299,800	321,200	
104	242,000	300,100	321,300	
105	242,200	300,400	321,400	
106	242,600	300,800	321,500	
107	242,900	301,200	321,600	
108	243,100	301,600	321,700	
109	243,400	301,900	321,800	
110	243,700	302,300	321,900	
111	243,800	302,700	322,000	
112	244,000	303,000	322,100	
113	244,300	303,200	322,200	
114	244,600	303,500	322,300	
115	245,000	303,800	322,400	
116	245,100	304,000	322,500	

117	245,200	304,200	322,600	
118	245,400	304,500	322,700	
119	245,700	304,800		
120	245,900	305,000		
121	246,100	305,200		
122	246,400	305,500		
123	246,700	305,800		
124	246,900	306,000		
125	247,100	306,200		
126	247,400	306,500		
127	247,700	306,800		
128	248,000	307,000		
129	248,200	307,200		
130	248,500	307,500		
131	248,700	307,800		
132	248,900	308,000		
133	249,100	308,200		
134	249,400	308,300		
135	249,600	308,400		
136	249,700	308,500		
137	249,900	308,600		
138	250,100	308,700		
139	250,300	308,800		
140	250,500	308,900		
141	250,700	309,000		
142	250,900	309,100		
143	251,100			
144	251,300			
145	251,500			
146	251,600			
147	251,800			
148	251,900			
149	252,000			
150	252,100			
151	252,200			
152	252,300			
153	252,400			
154	252,500			
155	252,600			
156	252,700			
157	252,900			
158	253,000			
159	253,200			
160	253,300			
161	253,500			
162	253,600			
163	253,700			
164	253,800			
165	254,000			
166	254,100			
167	254,200			
168	254,300			
169	254,500			
170	254,600			
171	254,700			
172	254,800			
173	254,900			
174	255,000			
175	255,100			
176	255,200			
177	255,300			
178	255,400			
179	255,500			
180	255,600			
181	255,700			

182	255,800			
183	255,900			
184	256,000			
185	256,100			
186	256,200			
187	256,300			
188	256,400			
189	256,500			
190	256,600			
再任用職員	205,000	223,500	244,300	275,000

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	224,000	284,000	330,000	407,300	534,900
2	226,300	286,800	332,900	409,600	537,900
3	228,500	289,500	335,900	411,900	541,000
4	230,700	292,200	338,900	414,300	544,100
5	232,800	294,700	342,100	416,300	547,100
6	234,800	297,000	344,500	418,800	549,500
7	236,800	299,200	347,000	421,000	552,000
8	238,800	301,500	349,400	423,400	554,400
9	241,100	303,900	352,100	425,100	556,700
10	243,400	306,300	354,700	427,600	558,500
11	245,800	308,700	357,400	429,900	560,400
12	248,100	311,200	360,300	432,200	562,300
13	250,200	313,500	363,100	433,600	564,000
14	252,600	315,500	364,900	435,800	565,400
15	255,000	317,500	367,100	438,000	566,700
16	257,300	319,200	369,500	440,300	567,900
17	259,300	321,300	371,400	442,400	569,200
18	262,300	323,100	373,600	444,800	570,000
19	265,300	325,100	375,700	447,000	570,700
20	268,300	326,800	377,500	449,400	571,400
21	271,100	328,400	379,300	451,500	572,200
22	274,000	330,800	381,000	453,800	
23	276,800	333,000	382,400	456,200	
24	279,500	335,300	383,600	458,500	
25	282,100	337,200	385,000	460,500	
26	284,700	339,200	386,700	462,600	
27	287,100	341,300	388,500	464,700	
28	289,700	343,600	390,300	466,900	
29	292,200	345,700	392,200	469,000	
30	294,500	347,800	393,800	471,300	
31	296,700	349,600	395,500	473,500	
32	299,000	351,400	397,000	475,500	
33	301,200	353,300	398,600	477,400	
34	303,400	355,100	400,400	479,500	
35	305,900	356,800	401,900	481,800	
36	308,100	358,200	403,600	483,900	
37	310,500	359,800	404,700	486,000	
38	311,800	361,800	406,300	488,000	
39	313,500	363,800	407,800	489,900	
40	314,900	365,600	409,200	491,800	
41	316,500	367,500	410,100	493,800	
42	317,000	369,400	411,700	495,700	
43	317,500	371,100	413,200	497,400	
44	317,900	372,800	414,800	499,300	
45	318,700	374,500	416,100	501,200	
46	319,500	376,300	417,700	503,000	
47	320,300	377,800	419,100	504,800	
48	321,300	379,500	420,700	506,700	
49	322,000	381,000	422,000	508,400	
50	322,800	382,600	423,300	510,100	
51	323,600	384,200	424,600	511,900	
52	324,400	385,900	425,900	513,800	
53	325,500	387,000	426,600	515,400	
54	326,200	388,500	427,500	517,000	
55	326,800	389,900	428,400	518,700	
56	327,600	391,500	429,300	520,300	

57	328,000	392,800	430,200	521,900	
58	328,700	394,200	431,100	523,200	
59	329,600	395,500	432,000	524,500	
60	330,300	396,900	432,900	525,700	
61	331,200	398,200	433,700	526,900	
62	332,200	399,600	434,600	527,900	
63	333,200	401,000	435,600	528,900	
64	334,300	402,500	436,700	529,900	
65	335,000	403,500	437,600	530,500	
66	336,000	404,600	438,500	531,400	
67	336,700	405,600	439,500	532,300	
68	337,800	406,700	440,400	533,200	
69	338,400	407,700	441,400	534,100	
70	339,400	408,600	442,400	534,900	
71	340,300	409,400	443,300	535,600	
72	341,400	410,100	444,300	536,100	
73	341,700	410,900	445,300	536,800	
74	342,700	411,800	446,200	537,300	
75	343,700	412,600	447,100	538,100	
76	344,700	413,400	448,100	538,700	
77	345,700	414,000	448,900	539,200	
78	346,600	414,400	449,400		
79	347,500	414,700	450,100		
80	348,400	415,000	450,700		
81	349,400	415,300	451,500		
82	350,400	415,600	452,200		
83	351,400	415,800	452,500		
84	352,300	416,100	453,100		
85	352,700	416,400	453,500		
86	353,300	416,700	453,800		
87	353,900	417,000	454,100		
88	354,500	417,300	454,400		
89	354,800	417,500	454,700		
90	355,200	417,800			
91	355,700	418,100			
92	356,200	418,400			
93	356,300	418,600			
94	356,700	418,900			
95	357,100	419,200			
96	357,500	419,500			
97	357,600	419,700			
98	357,800	420,000			
99	357,900	420,300			
100	358,100	420,500			
101	358,200	420,700			
102	358,600	421,000			
103	358,800	421,300			
104	359,200	421,500			
105	359,300	421,700			
106	359,500				
107	359,800				
108	360,100				
109	360,000				
110	360,300				
111	360,600				
112	360,700				
113	360,800				
114	360,900				
115	361,100				
116	361,200				



117	361,300				
118	361,400				
119	361,600				
120	361,800				
121	362,000				
122	362,100				
123	362,200				
124	362,300				
125	362,500				
126	362,900				
127	363,300				
128	363,600				
129	363,800				
再任用職員	283,100	294,100	316,100	400,100	534,600

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	202,200	51	298,000	101	336,500
2	205,000	52	298,900	102	337,000
3	207,500	53	300,000	103	337,500
4	210,000	54	300,900	104	338,000
5	212,500	55	302,000	105	338,400
6	214,600	56	302,900	106	338,800
7	216,700	57	303,400	107	339,300
8	218,800	58	304,100	108	339,700
9	220,900	59	305,100	109	340,200
10	223,100	60	305,900	110	340,600
11	225,600	61	306,800	111	341,100
12	227,800	62	307,800	112	341,500
13	229,800	63	308,900	113	342,000
14	232,200	64	309,900	114	342,400
15	234,700	65	310,700	115	342,900
16	237,100	66	311,800	116	343,300
17	239,300	67	312,700	117	343,800
18	242,000	68	313,600	118	344,200
19	244,800	69	314,600	119	344,600
20	247,600	70	315,600	120	345,000
21	250,000	71	316,700	121	345,400
22	252,600	72	317,700		
23	255,000	73	318,200	再任用職員	259,000
24	257,600	74	319,200		
25	260,000	75	320,300		
26	262,400	76	321,400		
27	264,600	77	322,500		
28	266,700	78	323,500		
29	269,200	79	324,400		
30	271,300	80	325,300		
31	273,200	81	326,400		
32	275,100	82	327,200		
33	276,800	83	327,900		
34	278,800	84	328,600		
35	280,800	85	329,100		
36	282,600	86	329,600		
37	284,500	87	330,100		
38	285,600	88	330,600		
39	286,700	89	330,900		
40	287,900	90	331,400		
41	289,000	91	331,900		
42	289,700	92	332,300		
43	290,300	93	332,600		
44	291,000	94	333,000		
45	291,600	95	333,500		
46	292,600	96	334,000		
47	293,700	97	334,500		
48	294,700	98	335,000		
49	295,900	99	335,500		
50	297,000	100	336,000		

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	168,000	259,900	280,500
2	169,200	261,400	281,900
3	170,400	262,800	283,500
4	171,600	264,300	284,800
5	172,500	265,200	286,300
6	174,000	266,400	288,100
7	175,400	267,700	289,900
8	176,800	269,000	291,900
9	178,000	270,200	293,700
10	179,400	271,300	295,700
11	180,800	272,500	297,700
12	182,200	273,400	299,700
13	183,600	274,500	301,000
14	184,900	275,800	303,300
15	186,300	277,100	305,300
16	187,600	278,500	307,300
17	189,000	280,000	309,200
18	190,500	281,700	311,100
19	192,000	283,300	312,800
20	193,400	284,800	314,500
21	194,600	286,200	316,300
22	196,200	288,000	318,400
23	197,900	289,400	320,600
24	199,400	290,900	322,600
25	201,000	292,600	324,500
26	202,700	294,100	326,500
27	204,300	295,700	328,500
28	205,900	297,300	330,500
29	207,700	298,400	332,300
30	209,100	299,600	334,300
31	210,500	301,100	336,200
32	211,800	302,400	338,300
33	213,000	303,800	339,900
34	214,300	305,400	341,800
35	215,600	306,900	343,500
36	216,600	308,400	345,400
37	217,800	309,900	346,600
38	220,400	311,400	348,500
39	222,900	312,800	350,400
40	225,700	314,300	352,200
41	228,800	315,600	354,100
42	230,100	317,200	355,900
43	231,400	318,700	357,600
44	232,700	320,100	359,300
45	234,000	321,100	361,100
46	235,500	322,300	362,500
47	237,100	323,500	364,000
48	238,500	324,700	365,400
49	239,800	325,700	366,400
50	241,200	326,700	367,500
51	242,700	327,600	368,600
52	244,100	328,600	369,700
53	245,000	329,500	370,500
54	246,500	330,200	371,100
55	247,700	330,900	371,900
56	248,800	331,700	372,700

57	250,200	332,300	373,500
58	251,700	332,800	374,300
59	253,100	333,400	375,100
60	254,600	333,900	375,800
61	255,700	334,400	376,700
62	256,800	334,600	377,400
63	257,800	335,200	378,100
64	258,900	335,700	378,800
65	260,000	336,000	379,100
66	261,300	336,500	379,700
67	262,300	337,000	380,300
68	263,400	337,500	381,000
69	264,700	338,000	381,400
70	266,100	338,500	382,100
71	267,500	338,900	382,700
72	268,700	339,400	383,300
73	270,000	339,600	383,700
74	271,500	340,100	384,300
75	272,900	340,600	384,900
76	274,200	341,000	385,500
77	275,900	341,300	385,900
78	277,400	341,700	386,400
79	278,900	342,200	386,900
80	280,300	342,600	387,500
81	281,700	342,800	388,000
82	283,200	343,100	388,400
83	284,500	343,600	388,800
84	285,800	344,000	389,200
85	287,100	344,300	389,400
86	288,600	344,600	389,600
87	290,000	345,100	389,900
88	291,400	345,500	390,200
89	292,800	345,800	390,400
90	294,200	346,200	390,700
91	295,700	346,600	391,000
92	297,200	346,800	391,200
93	298,300	347,100	391,400
94	299,700	347,300	391,500
95	300,900	347,400	391,600
96	302,400	347,600	391,700
97	303,500	347,700	391,800
98	304,800	347,900	391,900
99	305,900	348,000	392,000
100	307,200	348,200	392,100
101	307,900	348,300	392,200
102	309,000	348,500	
103	310,200	348,600	
104	311,300	348,800	
105	312,600	348,900	
106	313,300	349,100	
107	314,000	349,200	
108	314,600	349,400	
109	315,400		
110	316,100		
111	316,800		
112	317,400		
113	317,700		
114	318,000		
115	318,600		
116	318,900		
117	319,300		
118	319,600		
119	320,000		

120	320,300		
121	320,800		
122	321,200		
123	321,500		
124	321,800		
125	322,300		
126	322,700		
127	322,900		
128	323,300		
129	323,700		
130	324,100		
131	324,500		
132	324,900		
133	325,100		
134	325,400		
135	325,700		
136	326,000		
137	326,400		
138	326,600		
139	326,900		
140	327,300		
141	327,700		
142	328,000		
143	328,400		
144	328,700		
145	329,000		
146	329,400		
147	329,700		
148	329,900		
149	330,100		
150	330,200		
151	330,300		
152	330,400		
153	330,500		
154	330,600		
155	330,700		
156	330,800		
157	330,900		
158	331,000		
159	331,100		
160	331,200		
161	331,300		
162	331,400		
163	331,500		
164	331,600		
165	331,700		
166	331,800		
167	331,900		
168	332,000		
169	332,100		
170	332,200		
再任用職員	241,300	255,600	288,700

別表第7 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

職務の級 号俸	1級	2級
	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	168,800	170,000
2	169,900	171,000
3	170,700	171,700
4	171,700	172,500
5	172,600	173,300
6	173,500	174,200
7	174,400	174,900
8	175,300	175,700
9	176,200	176,600
10	177,900	178,300
11	179,700	180,000
12	181,500	181,900
13	183,300	183,400
14	184,800	185,200
15	186,400	186,600
16	188,100	188,500
17	189,500	189,800
18	191,000	191,500
19	192,400	192,900
20	193,600	193,800
21	194,800	195,100
22	195,800	196,300
23	197,200	197,300
24	198,300	198,600
25	199,300	199,700
26	200,600	200,700
27	201,800	202,100
28	202,800	203,400
29	204,000	204,800
30	205,100	206,100
31	206,300	207,500
32	207,400	208,900
33	209,100	210,800
34	209,900	211,700
35	211,000	212,900
36	211,800	213,800
37	212,700	215,800
38	213,600	216,700
39	214,500	217,900
40	215,300	218,800
41	215,900	219,700
42	216,800	220,700
43	217,500	221,600
44	218,400	222,400
45	219,200	223,400
46	220,000	224,500
47	220,600	225,500
48	221,100	226,400
49	221,700	227,300
50	222,400	228,300
51	223,200	229,200
52	223,800	230,100
53	224,300	230,600
54	225,000	231,500
55	225,600	232,500
56	226,100	233,300
57	226,300	233,800
58	226,600	234,700
59	227,000	235,500
60	227,200	236,000
61	227,400	236,600

62	227,500	237,400
63	227,700	238,200
64	228,000	238,800
65	228,200	239,200
66	228,600	240,000
67	228,900	240,600
68	229,000	241,100
69	229,300	241,700
70	229,400	242,100
71	229,500	242,600
72	229,600	243,100
73	229,800	243,600
74	230,100	244,000
75	230,400	244,300
76	230,500	244,800
77	230,600	245,400
78	231,000	246,100
79	231,200	246,500
80	231,300	247,100
81	231,400	247,600
82	231,500	248,200
83	231,800	248,700
84	231,900	249,100
85	232,000	249,700
86	232,100	250,000
87	232,400	250,600
88	232,500	250,800
89	232,600	251,300
90	232,700	251,600
91	232,800	252,100
92	232,900	252,500
93	233,000	252,900
94	233,000	253,300
95	233,100	253,600
96	233,200	253,800
97	233,400	254,000
98	233,700	254,300
99	233,800	254,500
100	233,900	254,700
101	234,000	255,000
102	234,100	255,300
103	234,200	255,500
104	234,300	255,800
105	234,400	255,900
106	234,600	256,100
107	234,800	256,400
108	234,900	256,600
109	235,100	256,800
110	235,200	257,100
111	235,300	257,400
112	235,400	257,600
113	235,500	257,700
114	235,700	257,800
115	235,800	257,900
116	235,900	258,000
117	236,000	258,200
118	236,200	258,400
119	236,300	258,500
120	236,400	258,600
121	236,500	258,700
122	236,400	258,900
123	236,500	259,100
124	236,600	259,300
125	236,700	259,400
126	236,800	259,600

127	236,900	259,700
128	237,000	259,900
129	237,100	260,100
130	237,200	260,300
131	237,300	260,500
132	237,400	260,700
133	237,500	260,800
134	237,600	261,000
135	237,700	261,100
136	237,800	261,200
137	237,900	261,300
138	238,000	261,400
139	238,100	261,600
140	238,200	261,700
141	238,300	261,800
142	238,400	261,900
143	238,500	262,000
144	238,600	262,100
145	238,700	262,200
146	238,800	262,300
147	238,900	262,400
148	239,000	262,500
149	239,100	262,600
再任用職員	208,300	230,100



別表第7-2 専門技術職基本給表（一）（第11条第1項第8号関係）

号俸	基本給月額	号俸	基本給月額	号俸	基本給月額
	円		円		円
1	256,100	57	454,300	113	522,800
2	260,500	58	456,500	114	523,200
3	265,200	59	458,600	115	523,600
4	270,000	60	460,900	116	524,100
5	274,400	61	462,700	117	524,500
6	279,000	62	465,000	118	524,900
7	283,500	63	467,000	119	525,300
8	288,000	64	469,100	120	525,800
9	292,800	65	471,200	121	526,200
10	297,300	66	473,500	122	526,600
11	301,800	67	475,600	123	527,100
12	306,400	68	477,700	124	527,500
13	310,700	69	479,700	125	527,900
14	315,000	70	481,800	126	528,300
15	319,400	71	483,900	127	528,800
16	323,800	72	486,100	128	529,200
17	328,200	73	488,100	129	529,600
18	332,500	74	489,600	130	530,000
19	336,600	75	491,100	131	530,500
20	341,500	76	492,600	132	530,900
21	345,500	77	494,100	133	531,300
22	349,800	78	495,400	134	531,500
23	353,800	79	496,600	135	531,700
24	357,700	80	497,900	136	531,900
25	361,900	81	498,900	137	532,100
26	365,400	82	500,000	138	532,300
27	368,300	83	501,000	139	532,500
28	371,600	84	502,100	140	532,700
29	375,200	85	503,000	141	532,900
30	378,800	86	503,900	142	533,100
31	382,400	87	504,700	143	533,300
32	386,300	88	505,500	144	533,500
33	389,900	89	506,000	145	533,700
34	393,700	90	507,000	146	533,900
35	397,200	91	507,800	147	534,100
36	400,900	92	508,700	148	534,300
37	404,800	93	509,400	149	534,500
38	407,900	94	510,300	150	534,700
39	410,600	95	511,100	151	534,900
40	413,600	96	512,000	152	535,100
41	416,600	97	512,700	153	535,300
42	419,100	98	513,600	154	535,500
43	421,900	99	514,400	155	535,700
44	424,100	100	515,200	156	535,900
45	426,400	101	516,000	157	536,100
46	428,900	102	516,800	158	536,300
47	431,500	103	517,500	159	536,500
48	434,100	104	518,200	160	536,700
49	436,700	105	519,000		
50	439,200	106	519,700		
51	441,400	107	519,900		
52	443,800	108	520,400		
53	445,800	109	521,000		
54	448,100	110	521,500		
55	450,000	111	522,000		
56	452,200	112	522,300		

別表第7-3 専門技術職基本給表(二) (第11条第1項第8号関係)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	153,700	236,400	267,700	290,500
2	154,800	238,000	269,400	292,600
3	156,000	239,400	270,900	294,900
4	157,100	240,900	272,600	297,000
5	158,200	242,200	274,300	299,000
6	159,300	243,800	276,000	301,200
7	160,400	245,300	277,800	303,400
8	161,500	246,700	279,800	305,600
9	162,500	247,800	281,600	307,600
10	163,900	249,300	283,600	309,800
11	165,200	250,800	285,500	312,000
12	166,500	252,100	287,300	314,200
13	167,700	253,600	289,200	316,300
14	169,200	254,800	290,900	318,400
15	170,700	256,000	292,400	320,500
16	172,300	257,200	293,800	322,500
17	173,400	258,500	295,500	324,500
18	174,800	259,900	297,500	326,500
19	176,200	261,200	299,600	328,500
20	177,600	262,700	301,500	330,500
21	178,900	264,200	303,400	332,300
22	181,400	265,900	305,400	334,300
23	183,800	267,500	307,400	336,300
24	186,200	269,000	309,400	338,400
25	188,500	270,800	311,100	339,800
26	190,200	272,500	313,200	341,100
27	191,800	274,200	315,200	343,000
28	193,500	275,900	317,100	344,900
29	195,000	277,500	318,800	346,600
30	196,600	279,100	320,800	348,500
31	198,200	280,800	322,900	350,300
32	199,900	282,300	325,000	352,100
33	201,400	283,500	326,200	354,000
34	203,200	285,200	328,200	355,800
35	204,900	286,700	330,100	357,600
36	206,600	288,400	332,100	359,300
37	208,100	289,900	334,000	360,700
38	209,900	291,600	335,900	362,000
39	211,700	293,300	337,900	363,400
40	213,500	295,100	339,800	364,800
41	215,100	296,600	341,700	366,000
42	216,800	298,200	343,600	366,900
43	218,500	299,700	345,400	368,000
44	220,200	301,300	347,300	369,100
45	221,500	302,900	348,800	369,900
46	223,200	304,600	350,200	370,800
47	224,800	306,200	351,600	371,700
48	226,500	307,800	353,100	372,500
49	228,000	308,700	354,700	373,400
50	229,700	310,200	355,500	374,200
51	231,300	311,700	356,600	375,000
52	232,700	313,300	357,600	375,800
53	234,000	314,900	358,500	376,500
54	235,600	316,500	359,600	377,200
55	237,200	318,100	360,500	377,900

56	238,700	319,600	361,600	378,600
57	239,700	321,100	362,500	379,100
58	241,200	322,300	363,200	379,700
59	242,500	323,400	363,900	380,300
60	243,700	324,600	364,600	381,000
61	244,800	325,300	365,000	381,400
62	245,800	326,200	365,600	382,100
63	246,700	327,000	366,300	382,700
64	247,700	327,800	367,000	383,300
65	248,800	328,700	367,300	383,700
66	249,700	329,100	368,000	384,300
67	250,600	329,700	368,700	384,900
68	251,500	330,500	369,300	385,500
69	252,400	331,300	369,600	385,900
70	253,600	332,000	370,200	386,400
71	254,800	332,700	370,900	386,900
72	256,000	333,400	371,500	387,500
73	257,300	333,900	371,800	387,800
74	258,600	334,500	372,400	388,200
75	259,800	335,000	373,100	388,600
76	261,000	335,600	373,700	389,000
77	262,100	335,900	374,100	389,300
78	263,300	336,400	374,600	389,600
79	264,500	336,800	375,200	389,900
80	265,600	337,200	375,700	390,100
81	266,600	337,600	376,200	390,300
82	267,600	338,100	376,800	390,600
83	268,800	338,600	377,300	390,900
84	269,800	339,100	377,600	391,100
85	270,500	339,400	378,000	391,300
86	270,900	339,800	378,500	391,600
87	271,300	340,300	378,900	391,900
88	271,700	340,700	379,300	392,100
89	272,000	341,000	379,700	392,300
90	272,500	341,400	380,200	392,600
91	272,900	341,900	380,600	392,900
92	273,300	342,300	381,000	393,100
93	273,800	342,500	381,300	393,300
94	274,300	342,900		
95	274,800	343,400		
96	275,200	343,800		
97	275,400	344,000		
98	275,800	344,400		
99	276,100	344,800		
100	276,600	345,100		
101	277,000	345,400		
102	277,400	345,800		
103	277,800	346,200		
104	278,200	346,600		
105	278,600	347,100		
106	279,000	347,500		
107	279,300	347,900		
108	279,700	348,300		
109	280,100	348,800		
110	280,400	349,200		
111	280,700	349,500		
112	281,000	349,800		
113	281,300	350,300		
114	281,500			
115	281,800			
116	282,100			

117	282,300			
118	282,600			
119	282,900			
120	283,100			
121	283,300			
122	283,600			
123	283,800			
124	284,000			
125	284,300			
126	284,500			
127	284,600			
128	284,800			
129	285,000			
130	285,100			
131	285,300			
132	285,500			
133	285,600			
134	285,700			
135	285,900			
136	286,000			
137	286,100			
138	286,200			
139	286,300			
140	286,400			
141	286,500			
142	286,600			
143	286,700			
144	286,800			
145	286,900			
146	287,000			
147	287,100			
148	287,200			
149	287,300			
150	287,400			
151	287,500			
152	287,600			
153	287,700			
154	287,800			
155	287,900			
156	288,000			
157	288,100			
再任用職員	215,500	255,500	274,900	290,000

別表第8 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長又は副臨床検査技師長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務
7 級	特に困難な業務を行う薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	困難な業務を行う看護部長の職務

## ハ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	部長又は事務長の職務
7 級	困難な業務を行う部長又は事務長の職務
8 級	特に困難な業務を行う部長又は事務長の職務
9 級	理事長が別に定める職務

## ニ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務 3 助手職員を直接指揮監督する職長又は副職長の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
4 級	極めて多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

## ホ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	助教、助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	学部長、教授の職務
5 級	理事長が別に定める職務

へ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

ト 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助専門員の職務

チ 専門技術職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	班長又は専門職の職務

別表第9 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了 大 学 6 卒	25 号 俸 1 号 俸

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。



## ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

### 備考

- 1 学歴免許等欄の「准看講師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看講師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

## ニ 事務職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	1 級 43 号 俸
	総 合 職 (大卒)	1 級 33 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 級 25 号 俸
	一 般 職 (高卒)	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

### 備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。

## ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

### 備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

#### へ 教育職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
助 手	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 31 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸
	大 学 卒	1 級 1 号 俸

#### ト 研究職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	15 号 俸
	総 合 職 (大卒)	5 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 号 俸
そ の 他	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	33 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	13 号 俸

#### 備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ総長の承認を得た者に適用する。
- 5 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。
- 6 高度の専門性を有する学問分野についての知識経験を有する者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、総長が別に定める。

#### チ 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
医 療 社 会 事 業 専 門 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

#### 備考

- 1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、総長が別に定める。
- 2 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療養介助専門員	大 学 卒	2 級 21 号 俸
	短 大 卒	2 級 11 号 俸
	高 校 卒	2 級 1 号 俸
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）に加え、介護計画の作成（外出時の支援を含む。）等を行う職員をいう。
- 2 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員をいう。
- 3 学歴免許等の「大学卒」、「短大卒」の区分の適用については、総長が別に定める学校等に限る。

ヌ 専門技術職基本給表(二)初表初任給基準表

職 主	学 歴 免 許 等	初 任 給
専 門 職	大 学 卒	1 号 俸

ル 専門技術職基本給表(二)初表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総 合 職 (院卒)	1 級 43 号 俸
	総 合 職 (大卒)	1 級 33 号 俸
	一 般 職 (大卒)	1 級 25 号 俸
	一 般 職 (高卒)	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。

別表第10 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いづ

		れも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項の規定による栄養士の養成施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (5) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (6) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程(同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。)の卒業 (9) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第1項第1号に規定する保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看講師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第11 昇格対応号俸表(第13条第1項関係)

イ 医療職基本給表(二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	16
55	19	43	36	36	27	16
56	20	44	36	36	27	17
57	21	45	37	37	28	17
58	22	46	38	37	28	17
59	23	47	39	37	29	17
60	24	48	40	38	29	17
61	25	49	41	38	29	17
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40	30	
67	31	55	43	40	30	
68	32	56	43	40	30	
69	33	57	43	41	31	
70	34	58	44	41	31	
71	35	59	44	42	31	
72	36	60	44	42	31	
73	37	61	45	43	31	
74	38	61	45	43	31	
75	39	62	45	44	31	
76	40	62	45	44	31	
77	41	63	46	45	32	
78	42	63	46	45	32	
79	43	64	46	46	32	
80	44	64	46	46	32	
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		
85	49	67	48	48		
86	50	67	48	48		
87	51	68	48	49		
88	52	68	48	49		
89	53	69	49	49		
90	53	70	49	50		
91	54	71	49	50		
92	54	72	50	50		
93	55	73	50	51		
94	55	73	50	51		
95	56	74	51	51		
96	56	74	51	52		
97	57	75	51	52		
98	57	75	52	52		
99	58	76	52	53		
100	58	76	52	53		
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79	55			
107	61	80	56			
108	61	80	56			
109	61	81	57			
110	62	81	57			
111	62	82	57			
112	62	82	57			
113	62	83	58			
114	62	83	58			
115	63	84	58			
116	63	84	58			
117	63	85	59			
118	63	85	59			
119	63	85	59			
120	64	86	59			
121	64	86	60			
122	64	86	60			
123	64	87				
124	64	87				
125	64	87				
126	65					
127	65					
128	65					
129	65					
130	65					
131	65					
132	65					
133	65					
134	66					
135	66					
136	66					
137	66					
138	66					
139	66					
140	66					
141	66					
142	66					
143	67					
144	67					
145	67					
146	67					
147	67					
148	67					
149	67					
150	67					
151	67					
152	68					
153	68					
154	68					
155	68					
156	68					
157	68					
158	68					
159	68					
160	68					
161	69					
162	69					
163	69					
164	69					
165	69					
166	69					
167	69					
168	69					
169	69					
170	69					

ロ 医療職基本給表(三)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	37
55	39	31	43	39	32	37
56	40	32	44	40	32	38
57	41	33	45	41	33	39
58	42	34	46	42	33	39
59	43	35	47	43	34	39
60	44	36	48	44	34	39
61	45	37	49	45	35	39
62	46	38	50	46	35	40
63	47	39	51	47	36	40
64	48	40	52	48	36	40
65	49	41	53	49	37	40
66	50	42	54	50	37	41
67	51	43	55	51	38	42
68	52	44	56	52	38	43
69	53	45	57	53	39	43
70	54	46	58	53	39	44
71	55	47	59	54	40	44
72	56	48	60	54	40	45
73	57	49	61	55	41	45
74	58	50	62	55	41	45
75	59	51	63	56	41	45
76	60	52	64	56	41	45
77	61	53	65	57	41	46
78	62	54	66	58	41	46
79	63	55	67	59	42	46
80	64	56	68	60	42	46
81	65	57	69	61	42	46
82	65	58	70	61	42	47
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67	44	
95	74	71	83	68	44	
96	74	72	84	68	44	
97	75	73	85	69	44	
98	75	74	85	70	44	
99	76	75	86	71	45	
100	76	76	86	72	45	
101	77	77	87	73	45	
102	78	78	87	73	45	
103	79	79	88	74	45	
104	80	80	88	74	45	
105	81	81	89	75	45	
106	81	81	90	75	45	
107	81	81	91	76	46	
108	81	82	92	76	46	
109	81	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	82	83	97	81		
114	82	84	98	81		

115	83	84	99	82
116	83	84	100	82
117	83	85	101	83
118	83	85	101	83
119	83	85	102	84
120	84	85	102	84
121	84	86	103	85
122	84	86	103	86
123	84	86	104	87
124	84	86	104	88
125	85	87	105	89
126	85	87	105	89
127	85	87	105	90
128	86	87	106	90
129	86	88	106	91
130	86	88	106	91
131	87	88	107	
132	87	88	107	
133	87	89	107	
134	88	89	108	
135	88	89	108	
136	88	90	108	
137	89	90	109	
138	89	91	109	
139	89	91	109	
140	89	91	110	
141	90	92		
142	90	92		
143	90	92		
144	90	92		
145	91	92		
146	91	93		
147	91	93		
148	91	93		
149	92	93		
150	92	94		
151	92	94		
152	92	94		
153	93	95		
154	93	95		
155	93	95		
156	93	95		
157	94	95		
158	94	95		
159	94	96		
160	94	96		
161	95	96		
162	95	96		
163	95	96		
164	95	96		
165	96	96		
166	96	96		
167	96	96		
168	96	96		
169	97			
170	97			
171	97			
172	97			
173	97			
174	97			
175	98			
176	98			
177	98			
178	98			
179	98			

ハ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	25	25	21	21	13	13
34	1	18	26	26	21	22	14	13
35	1	19	27	27	22	23	14	13
36	1	20	28	28	22	24	14	14
37	1	21	29	29	23	25	14	14
38	1	22	30	30	23	25	14	14
39	1	23	31	31	24	26	15	15
40	1	24	32	32	24	26	15	15
41	1	25	33	33	25	27	15	15
42	1	26	34	34	25	27	15	
43	1	27	35	35	26	28	15	
44	1	28	36	36	26	28	16	
45	1	29	37	37	27	29	16	
46	1	30	38	38	27	29	16	
47	1	31	39	39	28	29	16	
48	1	32	40	40	28	30	16	
49	1	33	41	41	29	31	17	
50	2	34	42	41	29	31	17	
51	3	35	43	42	29	32	17	
52	4	36	44	42	29	32	17	
53	5	37	45	43	30	33	17	
54	6	38	46	43	30	33	18	
55	7	39	47	44	30	33	18	
56	8	40	48	44	30	33	18	
57	9	41	49	45	31	34	18	
58	10	42	50	45	31	35	18	
59	11	43	51	46	31	35	19	
60	12	44	52	46	31	35	19	
61	13	45	53	47	32	35		
62	14	45	54	47	32	36		
63	15	45	55	48	32	36		
64	16	46	56	48	32	36		
65	17	46	57	49	33	37		
66	18	46	58	49	33	37		
67	19	47	59	50	33	37		
68	20	47	60	50	34	37		
69	21	47	61	51	35	38		
70	22	48	62	51	35	38		
71	23	48	63	51	35	38		
72	24	48	64	51	35	38		
73	25	49	65	52	36	39		
74	26	49	66	53	36	39		
75	27	49	67	54	36			
76	28	50	68	55	36			
77	29	50	69	56	36			
78	30	50	69	57	36			
79	31	51	70	57	36			
80	32	51	71	58	36			
81	33	51	72	59	37			
82	34	52	72	60	37			
83	35	52	73	60	38			
84	36	52	74	61	38			
85	37	53	75	61	39			
86	38	53	76	61	39			
87	39	53	77	61	40			
88	40	53	78	61	40			
89	41	54	79	62	41			
90	41	54	80	62	41			
91	42	54	81	62	41			
92	42	54	82	62	41			
93	43	55	83	63	41			
94	43	55	84	63	42			
95	44	55	85	63	42			
96	44	55	85	63	42			
97	45	56	85	64	42			
98	45	56	86	64	42			
99	46	56	86	64	43			
100	46	56	86	64	43			
101	47	57	87	65				
102	47	57	87	65				
103	48	58	87	65				
104	48	58	88	65				
105	49	59	88	66				
106	49	59	88					
107	49	60	89					
108	49	60	90					
109	50	61						
110	50	61						

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	63
115	51	64
116	51	64
117	52	65
118	52	65
119	52	66
120	52	66
121	53	67
122	53	67
123	53	68
124	53	68
125	53	69
126	54	69
127	54	70
128	54	70
129	54	71
130	54	71
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	
158	60	
159	60	
160	60	
161	60	
162	60	
163	60	
164	60	
165	60	
166	60	
167	60	
168	60	
169	61	
170	61	
171	61	
172	61	



二 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	1	21	25
50	2	22	25
51	3	23	26
52	4	24	26
53	5	25	27
54	6	26	27
55	7	27	28
56	8	28	28
57	9	29	29
58	10	30	29
59	11	31	29
60	12	32	30
61	13	33	30
62	14	34	30
63	15	35	31
64	16	36	31
65	17	37	31
66	18	38	32
67	19	39	32
68	20	40	32
69	21	41	33
70	22	42	33
71	23	43	33
72	24	44	34
73	25	45	34
74	26	46	34
75	27	47	35
76	28	48	35
77	29	49	35
78	29	50	36
79	30	51	36
80	30	52	36
81	31	53	37
82	31	54	37
83	32	55	37
84	32	56	38
85	33	57	38
86	34	58	38
87	35	59	38
88	36	60	39
89	37	61	39
90	38	61	39
91	39	62	39
92	40	62	39
93	41	63	40
94	42	63	40
95	43	64	40
96	44	64	41
97	45	65	41
98	46	65	41
99	47	66	41
100	48	66	41
101	49	67	41
102	49	67	41
103	50	68	41
104	50	68	42
105	51	69	42
106	51	70	42
107	52	71	42
108	52	72	42
109	53	73	42
110	53	73	42
111	54	74	42
112	54	74	42
113	55	75	43
114	55	75	43
115	56	76	43
116	56	76	43
117	57	77	43
118	57	78	43

119	58	79
120	58	79
121	59	80
122	59	81
123	60	82
124	60	83
125	61	83
126	61	83
127	61	84
128	61	84
129	62	85
130	62	85
131	62	85
132	62	85
133	63	86
134	63	86
135	63	86
136	63	86
137	64	87
138	64	87
139	64	87
140	64	87
141	65	88
142	65	88
143	65	88
144	65	88
145	66	88
146	66	88
147	66	88
148	66	88
149	67	88
150	67	88
151	67	88
152	67	88
153	68	88
154	68	88
155	68	88
156	68	88
157	69	88
158	69	88
159	69	88
160	69	88
161	70	88
162	70	88
163	70	88
164	71	88
165	72	88
166	72	88
167	72	88
168	72	88
169	72	88
170	72	88
171	73	88
172	74	88
173	74	88
174	74	88
175	75	88
176	75	88
177	75	88
178	76	88
179	76	88
180	76	88
181	77	88
182	77	88
183	77	88
184	77	88
185	77	88
186	77	88
187	77	88
188	78	88
189	78	88
190	78	88

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	1
24	4	12	1	1
25	5	13	1	1
26	6	14	1	1
27	7	15	1	1
28	8	16	1	1
29	9	17	1	1
30	10	18	2	1
31	11	19	3	1
32	12	20	4	1
33	13	21	5	1
34	14	22	6	1
35	15	23	7	1
36	16	24	8	1
37	17	25	9	1
38	18	26	10	1
39	19	27	11	1
40	20	28	12	1
41	21	29	13	1
42	22	30	14	1
43	23	31	15	1
44	24	32	16	1
45	25	33	17	1
46	26	34	18	1
47	27	35	19	1
48	28	36	20	1
49	29	37	21	1
50	30	38	21	1
51	31	39	21	1
52	32	40	22	1
53	33	41	22	1
54	33	41	22	1
55	33	42	23	1
56	34	42	23	1
57	34	43	23	1
58	34	43	24	2
59	35	44	24	3
60	35	44	24	4
61	35	45	25	5
62	36	46	25	6
63	36	47	26	7
64	36	48	26	8
65	37	49	27	9
66	37	50	27	9
67	38	51	28	10
68	38	52	28	10
69	39	53	29	11
70	39	54	29	11
71	40	55	30	12
72	40	56	30	12
73	41	57	31	13
74	41	57	31	13
75	42	58	32	14
76	42	58	32	14
77	43	59	33	15
78	43	59	33	15
79	44	60	33	15
80	44	60	34	15
81	45	61	34	15
82	45	61	34	15
83	46	62	35	15
84	46	62	35	15
85	47	63	35	15
86	47	63	36	15
87	48	64	36	15
88	48	64	36	15
89	49	65	37	15
90	49	65	37	15
91	49	66	37	15
92	49	66	37	15
93	50	67	37	15
94	50	67	37	15
95	50	68	37	15
96	50	68	37	15
97	51	69	37	15
98	51	69	37	15
99	51	70	37	15
100	51	70	37	15
101	52	71	37	15
102	52	71	37	15
103	52	72	37	15
104	52	72	37	15
105	53	73	37	15
106	53	73	37	15
107	53	73	37	15
108	53	73	37	15
109	54	74	37	15
110	54	74	37	15
111	54	74	37	15
112	54	74	37	15
113	55	75	37	15
114	55	75	37	15

115	55
116	55
117	56
118	56
119	56
120	56
121	57
122	57
123	57
124	58
125	58
126	58
127	59
128	59
129	59

へ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	50
95	39	50
96	40	51
97	41	51
98	42	51
99	43	51
100	44	51
101	45	51
102	46	51
103	47	52
104	48	52
105	49	52
106	50	52
107	51	52
108	52	52
109	53	
110	54	

ト 療養介助職基本給表

昇格した日の 全日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	89	
91	90	
92	90	
93	91	
94	91	
95	92	
96	92	
97	93	
98	93	
99	94	
100	94	
101	95	
102	95	

103	96
104	96
105	97
106	97
107	98
108	98
109	99
110	99
111	100
112	100
113	101
114	101
115	101
116	102
117	102
118	102
119	103
120	103
121	103
122	104
123	104
124	104
125	104
126	105
127	105
128	105
129	105
130	106
131	106
132	106
133	106
134	107
135	107
136	107
137	107
138	108
139	108
140	108
141	108
142	109
143	109
144	109
145	109
146	110
147	110
148	110
149	110

子 専門技術職基本給表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸		
	2級	3級	4級
9	1	1	1
10	1	1	2
11	1	1	3
12	1	1	4
13	1	1	5
14	1	1	6
15	1	1	7
16	1	1	8
17	1	1	9
18	1	2	10
19	1	3	11
20	1	4	12
21	1	5	13
22	1	6	14
23	1	7	15
24	1	8	16
25	1	9	17
26	1	10	18
27	1	11	19
28	1	12	20
29	1	13	21
30	1	14	22
31	1	15	23
32	1	16	24
33	1	17	25
34	1	18	26
35	1	19	27
36	1	20	28
37	1	21	29
38	1	22	30
39	1	23	31
40	1	24	32
41	1	25	33
42	1	26	34
43	1	27	35
44	1	28	36
45	1	29	37
46	1	30	38
47	1	31	39
48	1	32	40
49	1	33	41
50	2	34	42
51	3	35	43
52	4	36	44
53	5	37	45
54	6	38	46
55	7	39	47
56	8	40	48
57	9	41	49
58	10	42	50
59	11	43	51
60	12	44	52
61	13	45	53
62	14	45	54
63	15	45	55
64	16	46	56
65	17	46	57
66	18	46	58
67	19	47	59
68	20	47	60
69	21	47	61
70	22	48	62
71	23	48	63
72	24	48	64
73	25	49	65
74	26	49	66
75	27	49	67
76	28	50	68
77	29	50	69
78	30	50	69
79	31	51	70
80	32	51	71
81	33	51	72
82	34	52	72
83	35	52	73
84	36	52	74
85	37	53	75
86	38	53	76
87	39	53	77
88	40	53	78
89	41	54	79
90	41	54	80
91	42	54	81
92	42	54	82
93	43	55	83
94	43	55	
95	44	55	
96	44	55	
97	45	56	
98	45	56	
99	46	56	
100	46	56	
101	47	57	
102	47	57	
103	48	58	
104	48	58	
105	49	59	
106	49	59	
107	49	60	
108	49	60	
109	50	61	
110	50	61	

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

別表第 1 2 基本給表別職員層区分表（第 1 5 条第 3 項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管理職層
医療職基本給表（一）	—	（中間層）	—
医療職基本給表（二）	1 級	2 級～5 級	6 級、7 級
医療職基本給表（三）	1 級、2 級	3 級～5 級	6 級、7 級
事務職基本給表	1 級	2 級～5 級	6 級～9 級
技能職基本給表	1 級	2 級～4 級	—
教育職基本給表	1 級	2 級、3 級	4 級、5 級
研究職基本給表	—	（中間層）	—
福祉職基本給表	1 級	2 級、3 級	—
療養介助職基本給表	1 級、2 級	—	—
専門技術職基本給表	1 級	2 級、3 級	—

別表第13 副院長・部長・医長基本年俸表(第19条第1項第1号関係)

職務の級 号俸	1 級		2 級		
	基本年俸額		基本年俸額		
	月 例 年俸額	業績年俸額	月 例 年俸額	業績年俸額	
				1 欄	2 欄
円	円	円	円	円	
1	4,292,400	1,728,700	5,169,600	2,443,200	2,624,500
2	4,345,200	1,749,700	5,209,200	2,462,200	2,644,500
3	4,394,400	1,769,700	5,247,600	2,480,200	2,663,500
4	4,444,800	1,789,700	5,286,000	2,498,200	2,683,500
5	4,495,200	1,809,700	5,325,600	2,517,200	2,703,500
6	4,546,800	1,830,700	5,361,600	2,534,200	2,721,500
7	4,597,200	1,850,700	5,397,600	2,551,200	2,739,500
8	4,652,400	1,872,700	5,433,600	2,568,200	2,758,500
9	4,704,000	1,893,700	5,469,600	2,585,200	2,776,500
10	4,754,400	1,913,700	5,506,800	2,602,200	2,795,500
11	4,803,600	1,933,700	5,541,600	2,619,200	2,812,500
12	4,855,200	1,954,700	5,577,600	2,636,200	2,831,500
13	4,904,400	1,974,700	5,612,400	2,652,200	2,848,500
14	4,942,800	1,989,700	5,647,200	2,669,200	2,866,500
15	4,981,200	2,005,700	5,682,000	2,685,200	2,884,500
16	5,019,600	2,020,700	5,715,600	2,701,200	2,901,500
17	5,061,600	2,037,700	5,749,200	2,717,200	2,918,500
18	5,089,200	2,049,400	5,784,000	2,733,200	2,935,500
19	5,122,800	2,062,400	5,817,600	2,749,200	2,952,500
20	5,157,600	2,076,900	5,852,400	2,766,200	2,970,500
21	5,192,400	2,090,400	5,886,000	2,782,200	2,987,500
22	5,223,600	2,103,400	5,918,400	2,797,200	3,004,500
23	5,251,200	2,114,400	5,950,800	2,812,200	3,020,500
24	5,278,800	2,125,400	5,983,200	2,827,200	3,036,500
25	5,308,800	2,137,400	6,014,400	2,842,200	3,052,500
26	5,344,800	2,151,400	6,045,600	2,857,200	3,068,500
27	5,379,600	2,165,400	6,075,600	2,871,200	3,083,500
28	5,415,600	2,180,400	6,106,800	2,886,200	3,099,500
29	5,450,400	2,194,400	6,136,800	2,900,200	3,114,500
30	5,485,200	2,208,400	6,168,000	2,915,200	3,130,500
31	5,517,600	2,221,400	6,198,000	2,929,200	3,146,500
32	5,553,600	2,235,400	6,229,200	2,944,200	3,161,500
33	5,582,400	2,247,900	6,253,200	2,955,600	3,173,900
34	5,614,800	2,260,900	6,282,000	2,968,600	3,188,900
35	5,644,800	2,272,900	6,310,800	2,982,600	3,202,900
36	5,677,200	2,285,900	6,339,600	2,995,600	3,217,900
37	5,698,800	2,293,900	6,368,400	3,009,600	3,232,900
38	5,730,000	2,306,400	6,398,400	3,023,600	3,247,900
39	5,761,200	2,319,400	6,427,200	3,037,600	3,261,900
40	5,792,400	2,332,400	6,457,200	3,051,600	3,277,900
41	5,821,200	2,343,400	6,483,600	3,064,000	3,291,300
42	5,853,600	2,356,400	6,511,200	3,077,000	3,305,300
43	5,882,400	2,368,400	6,537,600	3,090,000	3,318,300
44	5,912,400	2,379,900	6,564,000	3,102,500	3,331,700
45	5,941,200	2,391,900	6,589,200	3,113,500	3,344,700
46	5,971,200	2,403,900	6,614,400	3,125,500	3,357,700
47	6,000,000	2,415,900	6,639,600	3,137,500	3,369,700
48	6,028,800	2,426,900	6,666,000	3,150,500	3,383,700
49	6,054,000	2,437,500	6,691,200	3,162,500	3,396,700
50	6,084,000	2,449,500	6,717,600	3,174,500	3,409,700
51	6,112,800	2,460,500	6,742,800	3,186,500	3,422,700
52	6,142,800	2,473,500	6,769,200	3,199,500	3,435,700

53	6,170,400	2,484,500	6,790,800	3,209,500	3,446,700
54	6,196,800	2,494,500	6,817,200	3,221,500	3,460,700
55	6,220,800	2,504,500	6,841,200	3,233,500	3,472,700
56	6,246,000	2,514,500	6,866,400	3,244,500	3,485,700
57	6,270,000	2,524,500	6,888,000	3,255,500	3,496,700
58	6,295,200	2,534,500	6,913,200	3,267,500	3,508,700
59	6,320,400	2,544,500	6,937,200	3,278,500	3,520,700
60	6,345,600	2,554,500	6,961,200	3,289,900	3,533,100
61	6,370,800	2,564,500	6,985,200	3,300,900	3,545,100
62	6,394,800	2,574,500	7,009,200	3,312,900	3,558,100
63	6,420,000	2,584,500	7,029,600	3,321,900	3,568,100
64	6,445,200	2,594,500	7,052,400	3,332,900	3,580,100
65	6,470,400	2,604,500	7,075,200	3,343,900	3,591,100
66	6,490,800	2,613,500	7,094,400	3,352,900	3,601,100
67	6,510,000	2,620,500	7,113,600	3,361,900	3,611,100
68	6,530,400	2,629,500	7,134,000	3,370,900	3,621,100
69	6,546,000	2,635,500	7,152,000	3,379,900	3,630,100
70	6,566,400	2,643,500	7,167,600	3,386,900	3,638,100
71	6,585,600	2,651,500	7,183,200	3,394,900	3,646,100
72	6,606,000	2,659,500	7,198,800	3,401,900	3,654,100
73	6,621,600	2,665,500	7,213,200	3,408,900	3,661,100
74	6,636,000	2,671,500	7,227,600	3,415,900	3,668,100
75	6,648,000	2,676,500	7,240,800	3,421,900	3,675,100
76	6,660,000	2,681,500	7,255,200	3,428,900	3,682,100
77	6,674,400	2,687,500	7,267,200	3,433,900	3,689,100
78	6,686,400	2,691,500	7,276,800	3,438,900	3,693,100
79	6,700,800	2,697,500	7,286,400	3,442,900	3,698,100
80	6,712,800	2,702,500	7,294,800	3,446,900	3,703,100
81	6,727,200	2,708,500	7,304,400	3,451,900	3,707,100
82	6,740,400	2,713,500	7,312,800	3,455,900	3,712,100
83	6,752,400	2,718,500	7,320,000	3,458,900	3,715,100
84	6,766,800	2,724,500	7,328,400	3,462,900	3,720,100
85	6,780,000	2,729,500	7,336,800	3,466,900	3,724,100
86	6,790,800	2,733,500	7,344,000	3,470,900	3,728,100
87	6,804,000	2,739,500	7,347,600	3,471,900	3,729,100
88	6,816,000	2,744,500	7,354,800	3,475,900	3,733,100
89	6,828,000	2,748,500	7,362,000	3,478,900	3,737,100
90	6,853,200	2,758,800	7,382,400	3,489,100	3,746,800
91	6,866,400	2,763,800	7,388,400	3,491,100	3,749,800
92	6,876,000	2,767,800	7,395,600	3,495,100	3,753,800
93	6,888,000	2,772,800	7,402,800	3,498,100	3,757,800
94	6,896,400	2,776,800	7,410,000	3,502,100	3,760,800
95	6,904,800	2,779,800	7,417,200	3,505,100	3,764,800
96	6,913,200	2,782,800	7,423,200	3,508,100	3,767,800
97	6,921,600	2,786,800	7,430,400	3,511,100	3,771,800
98	6,928,800	2,789,800	7,434,000	3,513,100	3,773,800
99	6,936,000	2,792,800	7,437,600	3,515,100	3,774,800
100	6,943,200	2,794,800	7,441,200	3,516,100	3,776,800
101	6,950,400	2,797,800	7,444,800	3,518,100	3,778,800
102	6,956,400	2,800,800	7,448,400	3,520,100	3,780,800
103	6,962,400	2,802,800	7,452,000	3,521,100	3,782,800
104	6,968,400	2,805,800	7,455,600	3,523,100	3,783,800
105	6,974,400	2,807,800	7,459,200	3,525,100	3,785,800
106	6,980,400	2,809,800	7,462,800	3,527,100	3,787,800
107	6,986,400	2,812,800	7,466,400	3,528,100	3,789,800
108	6,993,600	2,815,800	7,470,000	3,530,100	3,791,800
109	6,999,600	2,817,800	7,473,600	3,532,100	3,793,800
110	7,005,600	2,820,800	7,477,200	3,533,100	3,794,800
111	7,011,600	2,822,800	7,480,800	3,535,100	3,796,800
112	7,017,600	2,824,800	7,484,400	3,537,100	3,798,800
113	7,023,600	2,827,800	7,488,000	3,539,100	3,800,800
114	7,027,200	2,828,800	7,491,600	3,540,100	3,802,800
115	7,029,600	2,829,800	7,495,200	3,542,100	3,804,800
116	7,033,200	2,831,800	7,498,800	3,544,100	3,805,800
117	7,035,600	2,832,800	7,502,400	3,545,100	3,807,800

118	7,039,200	2,833,800	7,506,000	3,547,100	3,809,800
119	7,041,600	2,834,800	7,509,600	3,549,100	3,811,800
120	7,045,200	2,835,800	7,513,200	3,550,100	3,813,800
121	7,047,600	2,836,800	7,516,800	3,552,100	3,815,800
122	7,051,200	2,838,800	7,520,400	3,554,100	3,816,800
123	7,053,600	2,839,800	7,524,000	3,556,100	3,818,800
124	7,057,200	2,840,800	7,527,600	3,557,100	3,820,800
125	7,059,600	2,841,800	7,531,200	3,559,100	3,822,800
126	7,063,200	2,843,800	7,534,800	3,561,100	3,824,800
127	7,065,600	2,844,800	7,538,400	3,562,100	3,825,800
128	7,069,200	2,845,800			
129	7,071,600	2,846,800			
130	7,075,200	2,848,800			
131	7,077,600	2,849,800			
132	7,081,200	2,850,800			
133	7,083,600	2,851,800			
134	7,087,200	2,852,800			
135	7,089,600	2,853,800			
136	7,093,200	2,855,800			
137	7,095,600	2,856,800			
138	7,099,200	2,857,800			
139	7,101,600	2,858,800			
140	7,105,200	2,860,800			
141	7,107,600	2,861,800			
142	7,111,200	2,862,800			
143	7,113,600	2,863,800			
144	7,117,200	2,864,800			
145	7,119,600	2,865,800			
146	7,123,200	2,867,800			
147	7,125,600	2,868,800			
148	7,129,200	2,869,800			
149	7,131,600	2,870,800			

別表第14 副所長・部長・室長基本年俸表(第19条第1項第2号関係)

職務の級 号俸	1 級		2 級		3 級	
	基本年俸額		基本年俸額		基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円	円	円	円	円
1	3,441,600	1,325,800	4,676,400	2,210,200	6,285,600	3,190,100
2	3,470,400	1,336,800	4,710,000	2,225,600	6,322,800	3,209,100
3	3,498,000	1,347,800	4,741,200	2,240,600	6,360,000	3,228,100
4	3,525,600	1,357,800	4,774,800	2,256,600	6,397,200	3,247,100
5	3,553,200	1,368,800	4,800,000	2,268,600	6,434,400	3,266,100
6	3,576,000	1,377,800	4,832,400	2,283,600	6,463,200	3,281,100
7	3,598,800	1,386,300	4,864,800	2,299,600	6,492,000	3,295,100
8	3,619,200	1,394,300	4,897,200	2,314,600	6,520,800	3,310,100
9	3,640,800	1,402,300	4,927,200	2,328,600	6,549,600	3,324,100
10	3,668,400	1,412,800	4,958,400	2,343,600	6,570,000	3,335,100
11	3,696,000	1,423,800	4,990,800	2,358,600	6,592,800	3,346,100
12	3,726,000	1,434,800	5,023,200	2,374,000	6,615,600	3,358,100
13	3,750,000	1,444,400	5,054,400	2,389,000	6,636,000	3,368,100
14	3,778,800	1,455,400	5,086,800	2,404,000	6,651,600	3,376,100
15	3,807,600	1,466,400	5,120,400	2,420,000	6,666,000	3,383,100
16	3,837,600	1,478,400	5,152,800	2,435,000	6,678,000	3,390,100
17	4,022,400	1,548,900	5,182,800	2,449,000	6,691,200	3,396,100
18	4,047,600	1,558,400	5,214,000	2,464,000	6,699,600	3,401,100
19	4,071,600	1,568,400	5,244,000	2,478,000	6,706,800	3,404,100
20	4,093,200	1,576,000	5,274,000	2,492,500	6,714,000	3,408,100
21	4,113,600	1,584,000	5,304,000	2,506,500	6,722,400	3,412,100
22	4,134,000	1,592,000	5,335,200	2,521,500	6,737,400	3,419,600
23	4,152,000	1,599,500	5,366,400	2,536,500	6,741,600	3,421,600
24	4,167,600	1,605,500	5,396,400	2,550,500	6,745,800	3,423,600
25	4,186,800	1,612,100	5,422,800	2,562,500	6,750,000	3,426,600
26	4,210,800	1,622,100	5,450,400	2,575,500	6,754,200	3,428,600
27	4,236,000	1,631,100	5,480,400	2,590,500	6,758,400	3,430,600
28	4,257,600	1,639,600	5,509,200	2,603,900	6,762,600	3,432,600
29	4,281,600	1,648,600	5,539,200	2,617,900	6,766,800	3,434,600
30	4,303,200	1,657,100	5,569,200	2,631,900		
31	4,324,800	1,665,100	5,599,200	2,645,900		
32	4,345,200	1,673,200	5,629,200	2,659,900		
33	4,365,600	1,681,200	5,656,800	2,673,900		
34	4,388,400	1,690,200	5,685,600	2,686,900		
35	4,408,800	1,698,200	5,714,400	2,700,900		
36	4,432,800	1,707,200	5,744,400	2,714,900		
37	4,450,800	1,714,200	5,773,200	2,728,900		
38	4,473,600	1,722,700	5,803,200	2,742,900		
39	4,494,000	1,730,700	5,832,000	2,755,900		
40	4,516,800	1,739,700	5,862,000	2,769,900		
41	4,533,600	1,745,700	5,889,600	2,783,900		
42	4,554,000	1,753,700	5,916,000	2,795,900		
43	4,576,800	1,762,700	5,942,400	2,807,900		
44	4,599,600	1,771,700	5,968,800	2,820,900		
45	4,620,000	1,779,700	5,989,200	2,830,900		
46	4,641,600	1,787,300	6,007,200	2,838,900		
47	4,664,400	1,796,300	6,026,400	2,847,900		
48	4,687,200	1,805,300	6,044,400	2,856,900		
49	4,706,400	1,812,300	6,064,800	2,865,900		
50	4,728,000	1,821,300	6,081,600	2,873,900		
51	4,747,200	1,828,300	6,098,400	2,881,900		
52	4,767,600	1,835,800	6,116,400	2,890,900		



53	4,782,000	1,841,800	6,129,600	2,896,900		
54	4,800,000	1,848,800	6,144,000	2,903,900		
55	4,816,800	1,854,800	6,158,400	2,910,900		
56	4,833,600	1,861,800	6,172,800	2,916,900		
57	4,850,400	1,867,800	6,183,600	2,921,900		
58	4,866,000	1,873,800	6,195,600	2,927,900		
59	4,884,000	1,880,800	6,207,600	2,933,900		
60	4,903,200	1,887,800	6,219,600	2,938,900		
61	4,918,800	1,894,400	6,232,800	2,945,900		
62	4,933,200	1,899,400	6,243,600	2,950,900		
63	4,952,400	1,907,400	6,252,000	2,954,900		
64	4,971,600	1,914,400	6,260,400	2,958,900		
65	4,987,200	1,920,400	6,270,000	2,962,900		
66	5,004,000	1,927,400	6,279,600	2,967,900		
67	5,020,800	1,933,900	6,289,200	2,971,900		
68	5,037,600	1,939,900	6,298,800	2,976,900		
69	5,054,400	1,946,900	6,307,200	2,980,900		
70	5,071,200	1,952,900	6,316,800	2,984,900		
71	5,088,000	1,959,900	6,326,400	2,989,900		
72	5,104,800	1,965,900	6,336,000	2,993,900		
73	5,118,000	1,970,900	6,344,400	2,997,900		
74	5,133,600	1,976,900	6,359,400	3,005,000		
75	5,150,400	1,983,900	6,363,600	3,007,000		
76	5,166,000	1,989,900	6,367,800	3,009,000		
77	5,175,600	1,992,900	6,372,000	3,011,000		
78	5,186,400	1,996,900	6,376,200	3,013,000		
79	5,198,400	2,001,900	6,380,400	3,015,000		
80	5,209,200	2,005,900	6,384,600	3,017,000		
81	5,220,000	2,009,900	6,388,800	3,019,000		
82	5,229,600	2,013,900	6,393,000	3,021,000		
83	5,236,800	2,016,900	6,397,200	3,023,000		
84	5,246,400	2,020,900	6,401,400	3,025,000		
85	5,251,200	2,021,900	6,405,600	3,027,000		
86	5,258,400	2,024,900	6,409,800	3,029,000		
87	5,264,400	2,026,900	6,414,000	3,031,000		
88	5,270,400	2,029,900	6,418,200	3,033,000		
89	5,276,400	2,031,900	6,422,400	3,035,000		
90	5,290,200	2,037,100	6,426,600	3,037,000		
91	5,293,200	2,038,100				
92	5,296,200	2,040,100				
93	5,299,200	2,041,100				
94	5,302,200	2,042,100				
95	5,305,200	2,043,100				
96	5,308,200	2,044,100				
97	5,311,200	2,045,100				
98	5,314,200	2,046,100				
99	5,317,200	2,048,100				
100	5,320,200	2,049,100				
101	5,323,200	2,050,100				
102	5,326,200	2,051,100				
103	5,329,200	2,052,100				
104	5,332,200	2,053,100				
105	5,335,200	2,055,100				
106	5,338,200	2,056,100				
107	5,341,200	2,057,100				
108	5,344,200	2,058,100				
再任用職員	3,914,400	790,000	4,617,600	1,143,000		

別表第15 任期付職員基本年俸表(第19条第1項第3号関係)

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績 年俸額
	円	円
1	4,526,400	1,307,200
2	5,082,000	1,468,300
3	5,682,000	1,715,500
4	6,417,600	1,937,600
5	7,321,200	2,595,000
6	8,479,200	3,227,800
7	9,139,200	3,478,800
8	9,823,200	3,739,800
9	10,750,800	4,092,200
10	11,590,800	4,412,200
11	12,430,800	4,732,200
12	13,294,800	5,061,200
13	14,110,800	5,371,200

別表第16 院長等基本年俸表(第19条第1項第4号關係)

号俸	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円
1	8,479,200	3,050,600
2	9,139,200	3,288,000
3	9,823,200	3,534,100
4	10,750,800	3,867,900

別表第17 基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

イ 副院長・部長・医長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級		医長又は室長の職務
2 級	1 欄	部長の職務
	2 欄	副院長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）		

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級		室長又は主任研究員の職務
2 級		部長の職務
3 級		副所長又はセンター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。		

別表第18 基本年俸表昇格等対応号俸表(第21条第1項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	53
71	54
72	54
73	55
74	55
75	56
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	61
83	61
84	61
85	62
86	62
87	62
88	62
89	63
90	63
91	63
92	63
93	64
94	64
95	64
96	64
97	65
98	65
99	65
100	66
101	66
102	66
103	67
104	67
105	67
106	68
107	68
108	68
109	69
110	69
111	69
112	69
113	69
114	70
115	70
116	70

117	70
118	70
119	71
120	71
121	71
122	71
123	71
124	72
125	72
126	72
127	72
128	72
129	73
130	73
131	73
132	73
133	73
134	73
135	74
136	74
137	74
138	74
139	74
140	74
141	75
142	75
143	75
144	75
145	75
146	75
147	76
148	76
149	76

ロ 副所長・部長・室長基本年俸表

昇格前の号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
37	1	1
38	2	1
39	3	1
40	4	1
41	5	1
42	6	1
43	7	1
44	8	1
45	9	1
46	10	1
47	11	1
48	12	1
49	13	1
50	14	1
51	15	1
52	16	1
53	17	1
54	17	2
55	18	3
56	18	4
57	19	5
58	19	6
59	20	7
60	20	8
61	21	9
62	21	9
63	22	10
64	22	10
65	23	11
66	23	11
67	24	12
68	24	12
69	25	13
70	25	13
71	26	14
72	26	14
73	27	15
74	27	15
75	28	15
76	28	16
77	29	16
78	29	16
79	29	17
80	30	17
81	30	17
82	30	18
83	31	18
84	31	18
85	31	19
86	32	19
87	32	19
88	32	20
89	33	20
90	33	20
91	33	
92	33	
93	33	
94	34	
95	34	
96	34	
97	34	
98	34	
99	35	
100	35	
101	35	
102	35	
103	35	
104	36	
105	36	
106	36	
107	36	
108	36	

ハ 医療職基本給表(一)から副院長・部長・医長基本年俸表の  
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
医療職基本給表(一)	基本年俸表
号俸	1級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	57
87	57
88	58
89	58
90	58
91	59
92	59
93	59
94	60
95	60
96	60
97	61
98	61
99	61
100	61
101	62
102	62
103	62
104	62
105	63
106	63
107	63
108	63
109	64
110	64
111	64
112	64

113	65
114	65
115	65
116	65
117	66
118	66
119	66
120	66
121	67
122	67
123	67
124	67
125	68
126	68
127	68
128	68
129	69
130	69
131	69
132	69
133	69
134	70
135	70
136	70
137	70
138	70
139	70
140	70
141	71
142	71
143	71
144	71
145	71
146	71
147	71
148	71
149	72
150	72
151	72
152	72
153	72
154	72
155	72
156	72
157	73
158	73
159	73
160	73

ニ 研究職基本給表から副所長・部長・室長基本年俸表の  
の1級に直前の4月1日に昇任した場合の対応号俸

昇任前の号俸	昇任後の号俸
研究職基本給表	基本年俸表
号俸	1級
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	17
51	18
52	18
53	19
54	19
55	20
56	20
57	21
58	21
59	22
60	22
61	23
62	23
63	24
64	24
65	25
66	25
67	26
68	26
69	27
70	27
71	28
72	28
73	29
74	29
75	30
76	30
77	31
78	31
79	32
80	32
81	33
82	33
83	34
84	34
85	34
86	35
87	35
88	35
89	36
90	36
91	37
92	37
93	37
94	38
95	38
96	38
97	38
98	39
99	39
100	39
101	40
102	40
103	40
104	41
105	41
106	41
107	42
108	42
109	42
110	43
111	43
112	43
113	44
114	44
115	44
116	45
117	45
118	46
119	46
120	47
121	47

備考

- 「昇任前の号俸」は、3月31日における号俸である。なお、昇任させる日が4月1日の場合は、前日の3月31日における号俸である。
- 「昇任後の号俸」は、4月1日の号俸である。

別表第19 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
国立がん研究センター（築地地区）	1 級 地	100分の20
国立がん研究センター（柏地区）	6 級 地	100分の6
国立循環器病研究センター	4 級 地	100分の12
国立精神・神経医療研究センター	2 級 地	100分の16
国立国際医療研究センター（戸山地区）	1 級 地	100分の20
国立国際医療研究センター（国府台地区）	5 級 地	100分の10
国立国際医療研究センター（清瀬地区）	2 級 地	100分の16
国立成育医療研究センター	1 級 地	100分の20
国立長寿医療研究センター	6 級 地	100分の6

備考 国立がん研究センター及び国立国際医療研究センターの事業場区分については、職員就業規則第4条に規定する区分とする。

別表第20 役職手当適用区分表(第60条第2項関係)

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額		
				再任用職員以外	再任用職員	
副院長・部長・医長 基本年俸表	副院長 センター長	一 種	2 級以下	148,100	—	
	部長	二 種	2 級	118,500	—	
	医長 室長	三 種	1 級	96,700	—	
副所長・部長・室長 基本年俸表	副所長 センター長	一 種	3 級以下	139,700	—	
	部長	二 種	2 級以下	103,400	98,300	
	室長	三 種	1 級	78,400	58,300	
	主任研究員	四 種	1 級	60,900	43,300	
医療職基本給表(二)	薬剤部長	三 種	7 級	84,700	76,400	
			6 級	76,700	65,300	
			5 級以下	72,700	57,600	
		二 種	(総長が別に定める場合に限る。)	7 級	96,800	87,300
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長	四 種	5 級	62,300	49,400	
			4 級以下	58,900	43,100	
医療職基本給表(三)	看護部長	三 種	6 級以下	75,800	58,200	
		二 種	7 級以下	88,300	75,800	
		(総長が別に定める場合に限る。)				
	副看護部長 看護師長	四 種 五 種	5 級以下 4 級以下	59,200 44,800	44,200 34,700	
事務職基本給表	総長が別に定める職務	一 種	9 級	139,300	133,600	
	部長 事務長	二 種	7 級	94,000	79,800	
			6 級以下	88,500	69,800	
		一 種	(総長が別に定める場合に限る。)	8 級以下	130,300	112,900
	課長 室長	四 種	5 級	62,300	48,200	
			4 級以下	59,500	44,300	
		三 種	(総長が別に定める場合に限る。)	5 級以下	72,700	56,200
	専門職	四 種	4 級	59,500	44,300	
3 級以下			55,500	41,900		
教育職基本給表	総長が別に定める職務	一 種	5 級	142,600	136,900	
	学部長	二 種	4 級以下	106,900	81,800	
	教授	三 種	4 級以下	93,500	71,600	
	准教授	四 種	3 級以下	59,200	48,200	
専門技術職基本給表(一)	専門職	一 種		96,700	77,360	

## 備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に総長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別な事情がある場合には、総長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。



別表第 2 1 特殊業務手当支給区分表（第 6 7 条第 1 項及び第 2 項関係）

種 別	月 額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	3 5, 4 0 0 円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	1 7, 7 0 0 円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	1 6, 0 0 0 円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	5, 2 0 0 円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	2 0, 8 0 0 円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	1 0, 4 0 0 円
18 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 21 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	2 0, 8 0 0 円
22 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	1 0, 4 0 0 円
23 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	1 0, 4 0 0 円
24 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	2 0, 8 0 0 円

25	筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	
26	精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
27	重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
28	筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	
29	精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
30	重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	20,800円
31	筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	
32	重症心身障害児を専らに入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	25,000円
33	筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
34	せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
35	神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
36	結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
37	精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
38	集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
39	結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
40	精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
41	筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
42	精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
43	重症心身障害病棟に勤務する看護助手	22,800円
44	筋ジス病棟に勤務する看護助手	
45	せき損病棟に勤務する看護助手	
46	神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
47	結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
48	精神病棟に勤務する看護助手	
49	集中治療病棟に勤務する看護助手	
50	放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	15,000円
51	危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	
52	結核病棟に勤務する保清員	9,400円
53	精神病棟に勤務する保清員	

54 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円
55 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
56 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
57 研究課程部の授業を常時担当する教授又は准教授	10,000円
58 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
59 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	
60 重症心身障害児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	30,200円
61 筋ジス児を専ら入院させるための病棟に勤務する保育士	
62 神経・筋病棟等に勤務する保育士	
63 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
64 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
65 重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	25,000円
66 筋ジス病棟に勤務する療養介助員	
67 せき損病棟に勤務する療養介助員	
68 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	
69 結核病棟に勤務する療養介助員	12,500円
70 精神病棟に勤務する療養介助員	

備考

- 1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 4 職員欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。
- 6 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。
- 7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。
- 8 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。
- 9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成22年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。
- 10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのあるかくたん喀痰、血液、尿、ふん便等をいう。

- 11 理学療法士には、平成22年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成22年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）
- 21 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）を行う職員をいう。（介護福祉士の資格を有し、身体介助等の業務に加え、介護計画の作成等を行う「療養介助専門員」を含む。）

別表第22 医師手当(定額部分)月額表(第84条第2項関係)

免許取得 後年度数	月 額
	円
1	50,200
2	50,200
3	50,200
4	50,200
5	50,200
6	50,200
7	50,200
8	50,200
9	50,200
10	50,200
11	50,200
12	48,400
13	46,600
14	44,800
15	43,000
16	41,200
17	39,400
18	37,600
19	35,800
20	34,400
21	33,000
22	31,600
23	30,200
24	28,800
25	27,400
26	26,000
27	25,400
28	24,800
29	23,900
30	23,200
31	22,600
32	22,000
33	21,400
34	20,700
35	20,400
36	20,000
37	19,300
38	18,500
39	17,600
40	16,900
41	
42	
43	
44	
45	

別表第23 医師業務手当月額表(第85条の2第4項関係)

免許取得 後年度数	第85条の2 第3項第1号 の職の月額	第85条の2 第3項第2号 の職の月額
	円	円
1	269,100	150,600
2	269,100	150,600
3	269,100	150,600
4	269,100	150,600
5	269,100	150,600
6	269,100	150,600
7	269,100	150,600
8	269,100	150,600
9	269,100	150,600
10	269,100	150,600
11	269,100	150,600
12	270,900	145,200
13	272,700	139,800
14	274,500	134,400
15	276,300	129,000
16	278,100	123,600
17	279,900	118,200
18	281,700	112,800
19	283,500	107,400
20	284,900	103,200
21	286,300	99,000
22	283,700	94,800
23	281,100	90,600
24	278,500	86,400
25	275,900	82,200
26	273,300	78,000
27	263,200	76,200
28	253,000	74,400
29	243,400	71,700
30	233,400	69,600
31	223,300	67,800
32	209,500	66,000
33	195,900	64,200
34	182,400	62,100
35	168,300	61,200
36	153,000	60,000
37	138,000	57,900
38	123,300	55,500
39	98,700	52,800
40	75,600	50,700
41	84,000	
42	75,500	
43	67,000	
44	58,500	
45	50,000	

別表第24 看護師初任給調整手当月額表(第87条の2第1項関係)

免許取得 後年度数	月 額
	円
1	10,000
2	9,000
3	8,000
4	7,000
5	6,000
6	5,000
7	4,000
8	3,000
9	2,000
10	1,000

別表第25 職員給与規程第66条8項の理事長の定める額

① リスクの高い手術に対する額

医師の処遇の改善を図るため、医師又は歯科医師がリスクの高い手術に従事した場合に手当を支給する。診療点数の4%を次の表の区分に応じ手術担当医及び麻酔担当医に支給する。

対象手術は全身麻酔を行う20,000点以上の手術とする。

手術担当医	支給割合	麻酔担当医	支給割合
執刀医	3/10	麻酔担当医	3/10
第一助手	2/10		
第二助手	2/10		

※ 第二助手がない場合の支給割合は、執刀医4/10、第一助手3/10とする。

(参考) 手術について、全身麻酔の20,000点以上の手術に適用する。	
例 20,000点の手術を実施した場合	
執刀医	$8,000円 \times (3/10) = 2,000円$ (千円未満切り捨て)
麻酔担当医	$8,000円 \times (3/10) = 2,000円$
第一助手	$8,000円 \times (2/10) = 1,000円$
第二助手	$8,000円 \times (2/10) = 1,000円$

② 手術点数に対する額

医師の処遇の改善を図るため、医師又は歯科医師が上記①以外の手術を行った場合に手術点数を評価して手当を支給する。手術点数20,000点ごとに3,000円を執刀医に支給する。



附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	1 級	医療職基本給表（一）	(職務の級なし)
	2 級		
医療職俸給表（二）	1 級	医療職基本給表（二）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
	8 級		7 級
医療職俸給表（三）	1 級	医療職基本給表（三）	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		7 級
行政職俸給表（一）	1 級	事務職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
	6 級		6 級
	7 級		6 級
	8 級		7 級
	9 級		8 級
	10 級		9 級
行政職俸給表（二）	1 級	技能職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		4 級
教育職俸給表（一）	1 級	教育職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		4 級
	5 級		5 級
研究職俸給表	2 級	研究職基本給表	(職務の級なし)
福祉職俸給表	1 級	福祉職基本給表	1 級
	2 級		2 級
	3 級		3 級
	4 級		3 級

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸		切替後の号俸	
1級	2級	号俸	
1		1	69
2		2	70
3		3	71
4		4	72
5		5	73
6		6	74
7		7	75
8		8	76
9		9	77
10		10	78
11		11	79
12		12	80
13		13	81
14		14	82
15		15	83
16		16	84
17		17	85
18		18	86
19		19	87
20		20	88
21		21	89
22		22	90
23		23	91
24		24	92
25	1	25	93
26	2	26	94
27	3	27	95
28	4	28	96
29	5	29	97
30	6	30	121
31	7	31	122
32	8	32	123
33	9	33	124
34	10	34	125
35	11	35	126
36	12	36	127
37	13	37	128
38	14	38	129
39	15	39	130
40	16	40	131
41	17	41	132
42	18	42	133
43	19	43	
44	20	44	
45	21	45	
46	22	46	
47	23	47	
48	24	48	
49	25	49	
50	26	50	
51	27	51	
52	28	52	
53	29	53	
54			
55			
56	30	54	
57			
58			
59	31	55	
60			
61			
62	32	56	
63			
64			
65	33	57	
	34	58	
	35	59	
	36	60	
	37	61	
	38	62	
	39	63	
	40	64	
	41	65	
	42	66	
	43	67	
	44	68	
	45	69	
	46	70	
	47	71	
	48	72	
	49	73	
	50	74	
	51	75	
	52	76	
	53	77	
	54	78	
	55	79	
	56	80	
	57	81	
	58	82	
	59	83	
	60	84	
	61	85	
	62	86	
	63	87	
	64	88	
	65	89	
	66	90	
	67	91	
	68	92	

備考

- 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日における号俸である。
- 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。



切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

ハ 医療職基本給表（三）

切替前の号俸	切替後の号俸		
1級	1級		
1	1	93	93
2	2	94	94
3	3	95	95
4	4	96	96
5	5	97	97
6	6	98	98
7	7	99	99
8	8	100	100
9	9	101	101
10	10	102	102
11	11	103	103
12	12	104	104
13	13	105	105
14	14	106	106
15	15	107	107
16	16	108	108
17	17	109	109
18	18	110	110
19	19	111	111
20	20	112	112
21	21	113	113
22	22	114	114
23	23	115	115
24	24	116	116
25	25	117	117
26	26	118	118
27	27	119	119
28	28	120	120
29	29	121	121
30	30	122	122
31	31	123	123
32	32	124	124
33	33	125	125
34	34	126	126
35	35	127	127
36	36	128	128
37	37	129	129
38	38	130	130
39	39	131	131
40	40	132	132
41	41	133	133
42	42	134	134
43	43	135	135
44	44	136	136
45	45	137	137
46	46	138	138
47	47	139	139
48	48	140	140
49	49	141	141
50	50	142	142
51	51	143	143
52	52	144	144
53	53	145	145
54	54	146	146
55	55	147	147
56	56	148	148
57	57	149	149
58	58	150	150
59	59	151	151
60	60	152	152
61	61	153	153
62	62	154	154
63	63	155	155
64	64	156	156
65	65	157	157
66	66	158	158
67	67	159	159
68	68	160	160
69	69	161	161
70	70	162	162
71	71	163	163
72	72	164	164
73	73	165	165
74	74	166	166
75	75	167	167
76	76	168	168
77	77	169	169
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		

切替前の号俸	切替後の号俸		
2級	2級		
1	1	93	93
2	2	94	94
3	3	95	95
4	4	96	96
5	5	97	97
6	6	98	98
7	7	99	99
8	8	100	100
9	9	101	101
10	10	102	102
11	11	103	103
12	12	104	104
13	13	105	105
14	14	106	106
15	15	107	107
16	16	108	108
17	17	109	109
18	18	110	110
19	19	111	111
20	20	112	112
21	21	113	113
22	22	114	114
23	23	115	115
24	24	116	116
25	25	117	117
26	26	118	118
27	27	119	119
28	28	120	120
29	29	121	121
30	30	122	122
31	31	123	123
32	32	124	124
33	33	125	125
34	34	126	126
35	35	127	127
36	36	128	128
37	37	129	129
38	38	130	130
39	39	131	131
40	40	132	132
41	41	133	133
42	42	134	134
43	43	135	135
44	44	136	136
45	45	137	137
46	46	138	138
47	47	139	139
48	48	140	140
49	49	141	141
50	50	142	142
51	51	143	143
52	52	144	144
53	53	145	145
54	54	146	146
55	55	147	147
56	56	148	148
57	57	149	149
58	58	150	150
59	59	151	151
60	60	152	152
61	61	153	153
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		

切替前の号俸	切替後の号俸		
3級	3級		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18	122	122
19	19	123	123
20	20	124	124
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

二 事務職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸			切替前の号俸		切替後の号俸			切替前の号俸		切替後の号俸
1級	2級	1級			3級	2級			4級	3級		
1		1	53	85	1	1	105	105	1	1		
2		2	54	86	2	2	106	106	2	2		
3		3	55	87	3	3	107	107	3	3		
4		4	56	88	4	4	108	108	4	4		
5		5	57	89	5	5	109	109	5	5		
6		6	58	90	6	6	110	110	6	6		
7		7	59	91	7	7	111	111	7	7		
8		8	60	92	8	8	112	112	8	8		
9		9	61	93	9	9	113	113	9	9		
10		10	62	94	10	10			10	10		
11		11	63	95	11	11			11	11		
12		12	64	96	12	12			12	12		
13		13	65	97	13	13			13	13		
14		14	66	98	14	14			14	14		
15		15	67	99	15	15			15	15		
16		16	68	100	16	16			16	16		
17		17	69	101	17	17			17	17		
18		18	70	102	18	18			18	18		
19		19	71	103	19	19			19	19		
20		20	72	104	20	20			20	20		
21		21	73	105	21	21			21	21		
22		22	74	106	22	22			22	22		
23		23	75	107	23	23			23	23		
24		24	76	108	24	24			24	24		
25		25	77	109	25	25			25	25		
26		26	78	110	26	26			26	26		
27		27	79	111	27	27			27	27		
28		28	80	112	28	28			28	28		
29		29	81	113	29	29			29	29		
30		30	82	114	30	30			30	30		
31		31	83	115	31	31			31	31		
32		32	84	116	32	32			32	32		
33	1	33	85	117	33	33			33	33		
34	2	34	86	118	34	34			34	34		
35	3	35	87	119	35	35			35	35		
36	4	36	88	120	36	36			36	36		
37	5	37	89	121	37	37			37	37		
38	6	38	90	122	38	38			38	38		
39	7	39	91	123	39	39			39	39		
40	8	40	92	124	40	40			40	40		
41	9	41	93	125	41	41			41	41		
42	10	42	94	126	42	42			42	42		
43	11	43	95	127	43	43			43	43		
44	12	44	96	128	44	44			44	44		
45	13	45	97	129	45	45			45	45		
46	14	46	98	130	46	46			46	46		
47	15	47	99	131	47	47			47	47		
48	16	48	100	132	48	48			48	48		
49	17	49	101	133	49	49			49	49		
50	18	50	102	134	50	50			50	50		
51	19	51	103	135	51	51			51	51		
52	20	52	104	136	52	52			52	52		
53	21	53	105	137	53	53			53	53		
54	22	54	106	138	54	54			54	54		
55	23	55	107	139	55	55			55	55		
56	24	56	108	140	56	56			56	56		
57	25	57	109	141	57	57			57	57		
58			110	142	58	58			58	58		
59	26	58	111	143	59	59			59	59		
60			112	144	60	60			60	60		
61	27	59	113	145	61	61			61	61		
62			114	146	62	62			62	62		
63	28	60	115	147	63	63			63	63		
64			116	148	64	64			64	64		
65	29	61	117	149	65	65			65	65		
66			118	150	66	66			66	66		
67	30	62	119	151	67	67			67	67		
68			120	152	68	68			68	68		
69	31	63	121	153	69	69			69	69		
70			122	154	70	70			70	70		
71	32	64	123	155	71	71			71	71		
72			124	156	72	72			72	72		
73	33	65	125	157	73	73			73	73		
74					74	74			74	74		
75					75	75			75	75		
76	34	66			76	76			76	76		
77					77	77			77	77		
78					78	78			78	78		
79	35	67			79	79			79	79		
80					80	80			80	80		
81					81	81			81	81		
82	36	68			82	82			82	82		
83					83	83			83	83		
84					84	84			84	84		
85	37	69			85	85			85	85		
86					86	86			86	86		
87	38	70			87	87			87	87		
88					88	88			88	88		
89	39	71			89	89			89	89		
90					90	90			90	90		
91	40	72			91	91			91	91		
92					92	92			92	92		
93	41	73			93	93			93	93		
	42	74			94	94						
	43	75			95	95						
	44	76			96	96						
	45	77			97	97						
	46	78			98	98						
	47	79			99	99						
	48	80			100	100						
	49	81			101	101						
	50	82			102	102						
	51	83			103	103						
	52	84			104	104						

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85

切替前の号俵	切替後の号俵
6級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
7級	6級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61

切替前の号俵	切替後の号俵
8級	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45

切替前の号俵	切替後の号俵
9級	8級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41

切替前の号俵	切替後の号俵
10級	9級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21



附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

木 技能職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸
1級	2級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17		17
18		18
19		19
20		20
21		21
22		22
23		23
24		24
25		25
26		26
27		27
28		28
29		29
30		30
31		31
32		32
33		33
34		34
35		35
36		36
37		37
38		38
39		39
40		40
41	1	41
42	2	42
43	3	43
44	4	44
45	5	45
46	6	46
47	7	47
48	8	48
49	9	49
50	10	50
51	11	51
52	12	52
53	13	53
54	14	54
55	15	55
56	16	56
57	17	57
58	18	58
59	19	59
60	20	60
61	21	61
62	22	62
63	23	63
64	24	64
65	25	65
66	26	66
67	27	67
68	28	68
69	29	69
70	30	70
71	31	71
72	32	72
73	33	73
74	34	74
75	35	75
76	36	76
77	37	77
78	38	78
79	39	79
80	40	80
81	41	81
82		
83	42	82
84		
85	43	83
86		
87	44	84
88		
89	45	85
90		
91	46	86
92		
93	47	87
94		
95	48	88
96		
97	49	89
98		
99	50	90
100		
101	51	91
102		
103	52	92
104		

105	53	93
106		
107		
108	54	94
109		
110		
111	55	95
112		
113		
114	56	96
115		
116		
117	57	97
118		
119	58	98
120		
121	59	99
	60	100
61	101	
62	102	
63	103	
64	104	
65	105	
66	106	
67	107	
68	108	
69	109	
70	110	
71	111	
72	112	
73	113	
74	114	
75	115	
76	116	
77	117	
78	118	
79	119	
80	120	
81	121	
82	122	
83	123	
84	124	
85	125	
86	126	
87	127	
88	128	
89	129	
90	130	
91	131	
92	132	
93	133	
94	134	
95	135	
96	136	
97	137	
98	138	
99	139	
100	140	
101	141	
102	142	
103	143	
104	144	
105	145	
106	146	
107	147	
108	148	
109	149	
110	150	
111	151	
112	152	
113	153	
114	154	
115	155	
116	156	
117	157	
118	158	
119	159	
120	160	
121	161	
122	162	
123	163	
124	164	
125	165	
126	166	
127	167	
128	168	
129	169	
130	170	
131	171	
132	172	
133	173	
134	174	
135	175	
136	176	
137	177	

切替前の号俸	切替後の号俸
3級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104

105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129
130	130
131	131
132	132
133	133

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69

附則別表第2 基本給表の号俵の切替表（附則第2条第2項関係）

教育職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵
1級	1級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

101	101
102	102
103	103
104	104
105	105
106	106
107	107
108	108
109	109
110	110
111	111
112	112
113	113
114	114
115	115
116	116
117	117
118	118
119	119
120	120
121	121
122	122
123	123
124	124
125	125
126	126
127	127
128	128
129	129

切替前の号俵	切替後の号俵
2級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100
101	101
102	102
103	103
104	104
105	105

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	4級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77

切替前の号俵	切替後の号俵
5級	5級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2

ト 研究職基本給表

切替前の号俸	切替後の号俸		
2級	号俸		
1	1	105	105
2	2	106	106
3	3	107	107
4	4	108	108
5	5	109	109
6	6	110	110
7	7	111	111
8	8	112	112
9	9	113	113
10	10	114	114
11	11	115	115
12	12	116	116
13	13	117	117
14	14	118	118
15	15	119	119
16	16	120	120
17	17	121	121
18	18		
19	19		
20	20		
21	21		
22	22		
23	23		
24	24		
25	25		
26	26		
27	27		
28	28		
29	29		
30	30		
31	31		
32	32		
33	33		
34	34		
35	35		
36	36		
37	37		
38	38		
39	39		
40	40		
41	41		
42	42		
43	43		
44	44		
45	45		
46	46		
47	47		
48	48		
49	49		
50	50		
51	51		
52	52		
53	53		
54	54		
55	55		
56	56		
57	57		
58	58		
59	59		
60	60		
61	61		
62	62		
63	63		
64	64		
65	65		
66	66		
67	67		
68	68		
69	69		
70	70		
71	71		
72	72		
73	73		
74	74		
75	75		
76	76		
77	77		
78	78		
79	79		
80	80		
81	81		
82	82		
83	83		
84	84		
85	85		
86	86		
87	87		
88	88		
89	89		
90	90		
91	91		
92	92		
93	93		
94	94		
95	95		
96	96		
97	97		
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		

附則別表第2 基本給表の号俵の切替表（附則第2条第2項関係）

チ 福祉職基本給表

切替前の号俵	切替後の号俵	1級	2級	1級
1		1		1
2		2		2
3		3		3
4		4		4
5		5		5
6		6		6
7		7		7
8		8		8
9		9		9
10		10		10
11		11		11
12		12		12
13		13		13
14		14		14
15		15		15
16		16		16
17		17		17
18		18		18
19		19		19
20		20		20
21		21		21
22		22		22
23		23		23
24		24		24
25		25		25
26		26		26
27		27		27
28		28		28
29		29		29
30		30		30
31		31		31
32		32		32
33	1	33		33
34	2	34		34
35	3	35		35
36	4	36		36
37	5	37		37
38	6	38		38
39	7	39		39
40	8	40		40
41	9	41		41
42	10	42		42
43	11	43		43
44	12	44		44
45	13	45		45
46	14	46		46
47	15	47		47
48	16	48		48
49	17	49		49
50	18	50		50
51	19	51		51
52	20	52		52
53	21	53		53
54	22	54		54
55	23	55		55
56	24	56		56
57	25	57		57
58		58		58
59	26	59		59
60		60		60
61	27	61		61
62		62		62
63	28	63		63
64		64		64
65	29	65		65
66	30	66		66
67	31	67		67
68	32	68		68
69	33	69		69
70		70		70
71	34	71		71
72		72		72
73	35	73		73
74		74		74
75	36	75		75
76		76		76
77	37	77		77
78	38	78		78
79	39	79		79
80	40	80		80
81	41	81		81
82		82		82
83	42	83		83
84		84		84
85	43	85		85
86		86		86
87	44	87		87
88		88		88
89	45	89		89
90		90		90
91	46	91		91
92		92		92
93	47	93		93
94		94		94
95	48	95		95
96		96		96
97	49	97		97
98		98		98
99	50	99		99
100		100		100
101	51	101		101
102		102		102
103	52	103		103
104		104		104
105	53	105		105
106		106		106
107		107		107
108	54	108		108
109		109		109
110		110		110

111	55	87
112		
113		
114	56	88
115		
116		
117	57	89
118		
119		
120		
121	58	90
122		
123		
124		
125	59	91
126		
127		
128		
129	60	92
130		
131		
132		
133	61	93
134		
135		
136		
137		
138	62	94
139		
140		
141		
142		
143	63	95
144		
145		
146		
147		
148	64	96
149		
150		
151		
152		
153	65	97
	66	98
	67	99
	68	100
	69	101
	70	102
	71	103
	72	104
	73	105
	74	106
	75	107
	76	108
	77	109
	78	110
	79	111
	80	112
	81	113
	82	114
	83	115
	84	116
	85	117
	86	118
	87	119
	88	120
	89	121
	90	122
	91	123
	92	124
	93	125
	94	126
	95	127
	96	128
	97	129
	98	130
	99	131
	100	132
	101	133
	102	134
	103	135
	104	136
	105	137
	106	138
	107	139
	108	140
	109	141
	110	142
	111	143
	112	144
	113	145
	114	146
	115	147
	116	148
	117	149
	118	150
	119	151
	120	152
	121	153

切替前の号俵	切替後の号俵
3級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

切替前の号俵	切替後の号俵
4級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93

附則別表第3 基本年俸表の職務の級の切替表（附則第3条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	3 級	副院長・部長・医長 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		
研究職俸給表	3 級	副所長・部長・室長 基本年俸表	1 級
	4 級		2 級
	5 級		3 級
	6 級		

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）3級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第4 基本年俸表の号俸の切替表(附則第3条第2項及び第3項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸	
医療職 俸給表(-) 3級	1級	切替前の号俸	
		医療職 俸給表(-) 4級	医療職 俸給表(-) 5級
1	17	1	25
2	18	2	26
3	19	3	27
4	20	4	28
5	21	5	29
6	22	6	30
7	23	7	31
8	24	8	32
9	25	9	33
10	26	10	34
11	27	11	35
12	28	12	36
13	29	13	37
14	30	14	38
15	31	15	39
16	32	16	40
17	33	17	41
18	34	18	42
19	35	19	43
20	36	20	44
21	37	21	45
22	38	22	46
23	39	23	47
24	40	24	48
25	41	25	49
26	42	26	50
27	43	27	51
28	44	28	52
29	45	29	53
30	46	30	54
31	47	31	55
32	48	32	56
33	49	33	57
34	50	34	58
35	51	35	59
36	52	36	60
37	53	37	61
38	54	38	62
39	55	39	63
40	56	40	64
41	57	41	65
42	58	42	66
43	59	43	67
44	60	44	68
45	61	45	1
46	62	46	2
47	63	47	3
48	64	48	4
49	65	49	5
50	66	50	6
51	67	51	7
52	68	52	8
53	69	53	9
54	70	54	10
55	71	55	11
56	72	56	12
57	73	57	13
58	74	58	14
59	75	59	15
60	76	60	16
61	77	61	17
62	78	62	18
63	79	63	19
64	80	64	20
65	81	65	21
66	82		
67	83		
68	84		
69	85		
70	86		
71	87		
72	88		
73	89		
74	90		
75	91		
76	92		
77	93		
78	94		
79	95		
80	96		
81	97		
82	98		
83	99		
84	100		
85	101		
86	102		
87	103		
88	104		
89	105		

備考

- 1 「切替前の号俸」は、平成22年3月31日における給与法の号俸である。
- 2 「切替後の号俸」は、平成22年4月1日の号俸である。
- 3 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

□ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸
研究職 俸給表 3級	研究職 俸給表 4級	1級
1		1
2		2
3		3
4		4
5		5
6		6
7		7
8		8
9		9
10		10
11		11
12		12
13		13
14		14
15		15
16		16
17	1	17
18	2	18
19	3	19
20	4	20
21	5	21
22	6	22
23	7	23
24	8	24
25	9	25
26	10	26
27	11	27
28	12	28
29	13	29
30	14	30
31	15	31
32	16	32
33	17	33
34	18	34
35	19	35
36	20	36
37	21	37
38	22	38
39	23	39
40	24	40
41	25	41
42	26	42
43	27	43
44	28	44
45	29	45
46	30	46
47		
48	31	47
49		
50	32	48
51		
52	33	49
53		
54	34	50
55	35	51
56	36	52
57	37	53
58	38	54
59		
60	39	55
61		
62	40	56
63		
64		
65	41	57
66		
67		
68	42	58
69		
70		
71	43	59
72		
73		
74	44	60
75		
76		
77	45	61
78		
79	46	62
80		
81	47	63
82		
83	48	64
84		
85	49	65
86		
87	50	66
88		
89	51	67

52	68
53	69
54	70
55	71
56	72
57	73
58	74
59	75
60	76
61	77
62	78
63	79
64	80
65	81
66	82
67	83
68	84
69	85
70	86
71	87
72	88
73	89

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 5級	2級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73

切替前の号俸	切替後の号俸
研究職 俸給表 6級	3級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21



ハ 任期付職員基本年俸表

切替前の号俸		切替後の号俸	
第1号任期付 研究員俸給表	特定任期付 職員俸給表	号俸	
号俸	号俸		
	1	1	
1	2	2	
2	3	3	
3	4	4	
4	5	5	
5	6	6	
6		7	
上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者	7	8	
	上記以外の 人事院の承 認を得て俸 給月額が定 められてい る者		9
			10
			11
			12
			13

二 院長等基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸
指定職俸給 表	号俸
号俸	
1	1
2	2
3	3
4	4

附則別表第5 基本年俸表の号俸の切替表の特例(附則第3条第4項及び第5項関係)

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
医療職 俸給表(一) 2級	1級		
1	5	81	63
2	6	82	
3	7	83	
4	8	84	64
5	9	85	
6	10	86	
7	11	87	
8	12	88	65
9	13	89	
10	14	90	
11	15	91	66
12	16	92	
13	17	93	
14	18	94	
15	19	95	67
16	20	96	
17	21	97	
18	22		
19	23		
20	24		
21	25		
22	26		
23	27		
24	28		
25	29		
26	30		
27	31		
28	32		
29	33		
30	34		
31	35		
32	36		
33	37		
34	38		
35	39		
36	40		
37	41		
38	42		
39	43		
40	44		
41	45		
42	46		
43	47		
44	48		
45	49		
46			
47	50		
48			
49	51		
50			
51	52		
52			
53	53		
54			
55	54		
56			
57	55		
58			
59	56		
60			
61	57		
62			
63	58		
64			
65	59		
66			
67	60		
68			
69	61		
70			
71	62		
72			
73	63		
74			
75	64		
76			
77	65		
78			
79	66		
80			

□ 副所長・部長・室長基本年俸表

切替前の号俸	切替後の号俸		
研究職俸給表 2級	1級		
1	1	81	33
2		82	
3		83	
4		84	
5		85	34
6		86	
7		87	35
8		88	
9		89	
10		90	36
11		91	
12		92	
13		93	37
14		94	
15		95	38
16		96	
17		97	
18		98	39
19		99	
20		100	40
21		101	
22		102	
23		103	41
24		104	
25		105	42
26		106	
27		107	
28		108	43
29		109	
30		110	44
31		111	
32		112	
33		113	45
34		114	
35		115	46
36		116	
37		117	
38		118	
39		119	
40		120	
41	121		
42	10		
43	11		
44	12		
45	13		
46	14		
47	15		
48	16		
49	17		
50	18		
51	19		
52	20		
53	21		
54	22		
55	23		
56	24		
57	25		
58	26		
59	27		
60	28		
61	29		
62	30		
63	31		
64	32		
65	33		
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			

切替前の号俸	切替後の号俸			
研究職俸給表 4級	2級			
1	1			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22		2		
23		3		
24		4		
25		5		
26		6		
27		7		
28		8		
29		9		
30		10		
31		11		
32		12		
33		13		
34	14			
35	15			
36	16			
37	17			
38	18			
39	19			
40	20			
41	21			
42	22			
43	23			
44	24			
45	25			
46	26			
47	27			
48	28			
49	29			
50	30			
51	31			
52	32			
53	33			
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				

切替前の号俸	切替後の号俸			
研究職俸給表 5級	3級			
1	1			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54		2		
55		3		
56		4		
57		5		
58		6		
59		7		
60		8		
61		9		
62		10		
63		11		
64		12		
65		13		
66		14		
67		15		
68				
69				
70				
71				
72				
73				

附則別表第6 基本年俸表の特例(附則第3条第6項及び第7項関係)

イ 切替日の前日に医療職俸給表(一)の4級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

職務の級 号俸	2 級	
	基本年俸額	
	月 例 年俸額	業績年俸額 3 欄
	円	円
1	5,169,600	2,081,400
2	5,209,200	2,097,400
3	5,247,600	2,112,400
4	5,286,000	2,128,400
5	5,325,600	2,144,400
6	5,361,600	2,158,400
7	5,397,600	2,173,400
8	5,433,600	2,187,400
9	5,469,600	2,202,400
10	5,506,800	2,217,400
11	5,541,600	2,231,400
12	5,577,600	2,245,400
13	5,612,400	2,259,400
14	5,647,200	2,273,400
15	5,682,000	2,287,400
16	5,715,600	2,301,400
17	5,749,200	2,314,400
18	5,784,000	2,328,400
19	5,817,600	2,342,400
20	5,852,400	2,356,400
21	5,886,000	2,369,400
22	5,918,400	2,382,400
23	5,950,800	2,395,400
24	5,983,200	2,408,400
25	6,014,400	2,421,400
26	6,045,600	2,434,400
27	6,075,600	2,446,400
28	6,106,800	2,458,400
29	6,136,800	2,470,400
30	6,168,000	2,483,400
31	6,198,000	2,495,400
32	6,229,200	2,507,400
33	6,253,200	2,517,900
34	6,282,000	2,528,900
35	6,310,800	2,540,900
36	6,339,600	2,551,900
37	6,368,400	2,563,900
38	6,398,400	2,575,900
39	6,427,200	2,587,900
40	6,457,200	2,599,900
41	6,483,600	2,610,400
42	6,511,200	2,621,400
43	6,537,600	2,632,400
44	6,564,000	2,642,900
45	6,589,200	2,652,900
46	6,614,400	2,662,900
47	6,639,600	2,672,900
48	6,666,000	2,683,900
49	6,691,200	2,693,900
50	6,717,600	2,703,900

51	6,742,800	2,714,900
52	6,769,200	2,724,900
53	6,790,800	2,733,900
54	6,817,200	2,744,900
55	6,841,200	2,753,900
56	6,866,400	2,763,900
57	6,888,000	2,772,900
58	6,913,200	2,782,900
59	6,937,200	2,792,900
60	6,961,200	2,802,500
61	6,985,200	2,812,500
62	7,009,200	2,821,500
63	7,029,600	2,829,500
64	7,052,400	2,839,500
65	7,075,200	2,848,500
66	7,094,400	2,856,500
67	7,113,600	2,863,500
68	7,134,000	2,872,500
69	7,152,000	2,879,500
70	7,167,600	2,885,500
71	7,183,200	2,891,500
72	7,198,800	2,898,500
73	7,213,200	2,903,500
74	7,227,600	2,909,500
75	7,240,800	2,915,500
76	7,255,200	2,920,500
77	7,267,200	2,925,500
78	7,276,800	2,929,500
79	7,286,400	2,933,500
80	7,294,800	2,936,500
81	7,304,400	2,940,500
82	7,312,800	2,943,500
83	7,320,000	2,946,500
84	7,328,400	2,950,500
85	7,336,800	2,953,500
86	7,344,000	2,956,500
87	7,347,600	2,957,500
88	7,354,800	2,960,500
89	7,362,000	2,963,500
90	7,382,400	2,971,800
91	7,388,400	2,974,800
92	7,395,600	2,977,800
93	7,402,800	2,979,800
94	7,410,000	2,982,800
95	7,417,200	2,985,800
96	7,423,200	2,988,800
97	7,430,400	2,991,800
98	7,434,000	2,992,800
99	7,437,600	2,993,800
100	7,441,200	2,995,800

101	7,444,800	2,996,800
102	7,448,400	2,998,800
103	7,452,000	2,999,800
104	7,455,600	3,001,800
105	7,459,200	3,002,800
106	7,462,800	3,004,800
107	7,466,400	3,005,800
108	7,470,000	3,006,800
109	7,473,600	3,008,800
110	7,477,200	3,009,800
111	7,480,800	3,011,800
112	7,484,400	3,012,800
113	7,488,000	3,014,800
114	7,491,600	3,015,800
115	7,495,200	3,017,800
116	7,498,800	3,018,800
117	7,502,400	3,019,800
118	7,506,000	3,021,800
119	7,509,600	3,022,800
120	7,513,200	3,024,800
121	7,516,800	3,025,800
122	7,520,400	3,027,800
123	7,524,000	3,028,800
124	7,527,600	3,030,800
125	7,531,200	3,031,800
126	7,534,800	3,033,800
127	7,538,400	3,034,800

附則別表第6 基本年俸表の特例(附則第3条第6項及び第7項関係)

ロ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績年俸額
	2欄	
	円	円
1	4,676,400	1,882,400
2	4,710,000	1,895,900
3	4,741,200	1,908,900
4	4,774,800	1,921,900
5	4,800,000	1,932,900
6	4,832,400	1,945,900
7	4,864,800	1,958,900
8	4,897,200	1,971,900
9	4,927,200	1,983,900
10	4,958,400	1,995,900
11	4,990,800	2,008,900
12	5,023,200	2,022,400
13	5,054,400	2,035,400
14	5,086,800	2,048,400
15	5,120,400	2,061,400
16	5,152,800	2,074,400
17	5,182,800	2,086,400
18	5,214,000	2,099,400
19	5,244,000	2,111,400
20	5,274,000	2,122,900
21	5,304,000	2,134,900
22	5,335,200	2,147,900
23	5,366,400	2,160,900
24	5,396,400	2,172,900
25	5,422,800	2,182,900
26	5,450,400	2,193,900
27	5,480,400	2,205,900
28	5,509,200	2,218,500
29	5,539,200	2,230,500
30	5,569,200	2,242,500
31	5,599,200	2,254,500
32	5,629,200	2,266,500
33	5,656,800	2,277,500
34	5,685,600	2,289,500
35	5,714,400	2,300,500
36	5,744,400	2,312,500
37	5,773,200	2,324,500
38	5,803,200	2,336,500
39	5,832,000	2,347,500
40	5,862,000	2,360,500
41	5,889,600	2,371,500
42	5,916,000	2,381,500
43	5,942,400	2,392,500
44	5,968,800	2,403,500
45	5,989,200	2,411,500
46	6,007,200	2,418,500
47	6,026,400	2,426,500
48	6,044,400	2,433,500
49	6,064,800	2,441,500
50	6,081,600	2,448,500

51	6,098,400	2,455,500
52	6,116,400	2,462,500
53	6,129,600	2,467,500
54	6,144,000	2,473,500
55	6,158,400	2,479,500
56	6,172,800	2,485,500
57	6,183,600	2,489,500
58	6,195,600	2,494,500
59	6,207,600	2,499,500
60	6,219,600	2,503,500
61	6,232,800	2,509,500
62	6,243,600	2,513,500
63	6,252,000	2,517,500
64	6,260,400	2,520,500
65	6,270,000	2,524,500
66	6,279,600	2,528,500
67	6,289,200	2,531,500
68	6,298,800	2,535,500
69	6,307,200	2,539,500
70	6,316,800	2,543,500
71	6,326,400	2,546,500
72	6,336,000	2,550,500
73	6,344,400	2,554,500
74	6,359,400	2,559,800
75	6,363,600	2,561,800
76	6,367,800	2,563,800
77	6,372,000	2,564,800
78	6,376,200	2,566,800
79	6,380,400	2,568,800
80	6,384,600	2,570,800
81	6,388,800	2,571,800
82	6,393,000	2,573,800
83	6,397,200	2,575,800
84	6,401,400	2,576,800
85	6,405,600	2,578,800
86	6,409,800	2,580,800
87	6,414,000	2,581,800
88	6,418,200	2,583,800
89	6,422,400	2,585,800
90	6,426,600	2,586,800

附則別表（附則（平成22年規程第4号）第4条第1項第1号関係）

イ 副院長・部長・医長基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	
		1欄	2欄
	円	円	円
1	40,000	57,000	61,500
2	40,000	57,500	62,000
3	41,000	58,000	63,000
4	41,500	58,500	63,000
5	42,000	59,000	63,500
6	42,500	59,500	64,000
7	43,000	60,000	64,500
8	43,500	60,500	64,500
9	43,500	60,500	65,000
10	44,000	61,000	65,500
11	44,500	61,500	66,000
12	45,000	62,000	67,000
13	46,000	62,500	67,000
14	46,000	62,500	67,000
15	46,500	63,000	67,500
16	46,500	63,500	68,000
17	47,000	64,000	68,500
18	47,500	64,500	69,000
19	48,000	64,500	69,500
20	48,000	65,000	69,500
21	48,500	65,500	70,000
22	48,500	66,000	70,500
23	49,000	66,000	71,500
24	49,500	66,500	71,500
25	50,000	67,000	72,000
26	50,000	67,500	72,000
27	51,000	67,500	72,500
28	51,000	68,000	73,000
29	51,000	68,000	73,000
30	51,500	69,000	74,000
31	52,000	69,000	74,000
32	52,500	69,500	74,500
33	52,500	69,500	75,000
34	53,000	70,000	75,500
35	53,500	70,500	75,500
36	53,500	70,500	75,500
37	54,000	71,000	76,500
38	54,500	71,000	76,500
39	55,000	71,500	77,000
40	54,500	71,500	77,500
41	55,000	72,000	77,500
42	55,500	73,000	78,000
43	56,000	73,000	78,500
44	56,000	73,000	78,500
45	56,500	73,500	79,000
46	56,500	74,000	79,500
47	57,000	74,000	79,500
48	57,000	74,500	80,000
49	57,500	74,500	80,500
50	57,500	75,000	80,500
51	58,000	75,000	80,500
52	58,500	75,500	81,000
53	58,500	75,500	81,500
54	59,000	76,000	82,000
55	59,000	76,500	82,000
56	59,500	76,500	82,500
57	59,500	77,000	82,500

職務の級 号俸	1級	2級	
		1欄	2欄
	円	円	円
58	60,000	77,500	83,000
59	60,000	77,500	83,500
60	60,500	77,500	83,500
61	60,500	78,000	84,000
62	61,000	78,500	84,500
63	61,000	78,500	84,500
64	61,500	79,000	84,500
65	61,500	79,500	85,000
66	62,000	79,500	85,500
67	62,000	79,500	85,500
68	62,500	80,000	85,500
69	62,000	80,000	86,000
70	62,500	80,000	86,500
71	62,500	80,500	86,500
72	63,000	80,500	86,500
73	63,000	80,500	86,500
74	63,000	81,000	87,000
75	63,500	81,000	87,000
76	63,500	81,000	87,000
77	63,500	81,500	87,500
78	63,500	81,500	87,500
79	64,000	81,500	87,500
80	64,000	81,500	88,000
81	64,000	81,500	87,500
82	64,000	82,000	88,000
83	64,500	82,000	88,000
84	64,500	82,000	88,000
85	64,500	82,000	88,500
86	65,000	82,500	88,000
87	65,000	82,500	88,500
88	64,500	82,500	88,500
89	65,000	82,500	88,500
90	65,000	82,000	88,500
91	65,000	82,500	89,000
92	65,500	82,500	89,000
93	65,500	82,500	88,500
94	65,500	82,500	89,000
95	66,000	83,000	89,000
96	66,000	83,000	89,000
97	65,500	83,000	89,000
98	66,000		
99	66,000		
100	66,000		
101	66,500		
102	66,000		
103	66,000		
104	66,500		
105	66,000		
106	66,500		
107	66,500		
108	66,500		
109	66,500		
110	67,000		
111	66,500		
112	66,500		
113	67,000		

□ 副所長・部長・室長基本年俸表

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
	円	円	円
1	30,000	53,000	80,000
2	30,500	53,500	80,500
3	31,000	54,000	81,000
4	31,000	54,500	81,500
5	31,500	55,500	81,500
6	32,000	56,000	82,500
7	32,000	56,500	83,000
8	32,500	57,500	83,000
9	32,500	58,000	83,500
10	33,000	58,000	83,500
11	33,500	58,500	84,000
12	33,500	59,000	84,000
13	34,000	59,500	84,500
14	34,000	60,000	85,000
15	34,500	60,000	85,000
16	35,000	60,500	85,000
17	36,500	61,000	85,000
18	36,500	61,000	85,500
19	37,000	61,500	85,500
20	37,000	62,000	86,000
21	37,500	62,500	86,000
22	37,500	63,000	
23	38,000	63,000	
24	38,000	63,500	
25	38,500	64,000	
26	38,500	64,500	
27	39,000	64,500	
28	39,000	65,500	
29	39,500	65,500	
30	39,500	66,000	
31	40,000	66,000	
32	40,000	66,500	
33	40,500	67,000	
34	40,500	67,500	
35	40,500	67,500	
36	41,000	68,000	
37	41,000	68,000	
38	41,500	68,500	
39	41,500	69,000	
40	41,500	69,000	
41	42,500	69,500	
42	43,000	70,000	
43	43,500	70,500	
44	44,000	71,000	
45	44,000	70,500	
46	44,500	71,000	
47	44,500	71,000	
48	44,500	71,500	
49	44,500	72,000	
50	45,500	72,000	
51	45,500	72,000	
52	46,000	72,000	
53	45,500	72,500	
54	46,500	72,500	
55	46,500	73,000	
56	46,500	73,000	
57	47,000	73,500	

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級
	円	円	円
58	47,000	73,000	
59	47,000	73,500	
60	47,500	73,500	
61	47,500	74,000	
62	47,500	74,000	
63	47,500	74,000	
64	48,000	74,000	
65	48,000	74,500	
66	48,000	74,500	
67	48,500	74,500	
68	48,500	74,500	
69	49,000	75,000	
70	49,000	75,000	
71	49,000	75,000	
72	49,500	75,500	
73	49,000	75,500	
74	49,500		
75	49,500		
76	49,500		
77	49,500		
78	50,000		
79	50,000		
80	50,000		
81	50,000		
82	50,000		
83	50,500		
84	50,500		
85	51,000		
86	51,000		
87	51,000		
88	51,000		
89	51,000		
再任用職員	19,000	27,500	

ハ 任期付職員基本年俸表

号俸	
	円
1	33,000
2	37,000
3	43,000
4	48,500
5	64,500
6	83,500
7	89,500
8	95,500
9	104,000
10	112,000
11	122,000
12	130,500
13	137,500

二 院長等基本年俸表

号俸	
	円
1	81,200
2	87,200
3	93,350
4	101,750



ホ 切替日の前日に医療職俸給表（一）の4級である医長の副院長・部長・医長基本年俸表

職務の級 号俸	2級	職務の級 号俸	2級
	円		円
1	49,000	58	66,000
2	49,000	59	66,000
3	50,000	60	66,500
4	50,000	61	66,500
5	50,500	62	66,500
6	51,000	63	67,000
7	51,000	64	67,000
8	51,500	65	67,500
9	52,000	66	67,500
10	52,500	67	68,000
11	52,500	68	67,500
12	53,000	69	68,000
13	53,500	70	68,000
14	53,500	71	68,500
15	54,000	72	68,500
16	54,000	73	68,500
17	54,500	74	69,000
18	54,500	75	69,000
19	55,500	76	69,000
20	55,500	77	69,500
21	56,000	78	69,500
22	56,000	79	69,500
23	56,500	80	69,500
24	56,500	81	69,500
25	57,000	82	69,500
26	57,000	83	69,500
27	58,000	84	69,500
28	58,000	85	70,000
29	58,000	86	70,000
30	58,500	87	70,000
31	58,500	88	70,000
32	59,500	89	70,500
33	59,500	90	70,000
34	59,500	91	70,500
35	59,500	92	70,500
36	60,000	93	70,500
37	60,500	94	70,500
38	60,500	95	70,500
39	61,000	96	70,500
40	61,000	97	71,000
41	61,500		
42	61,500		
43	62,000		
44	62,500		
45	62,500		
46	62,500		
47	63,000		
48	63,500		
49	63,500		
50	63,500		
51	64,000		
52	64,500		
53	64,500		
54	64,500		
55	65,000		
56	65,500		
57	65,500		

へ 切替日の前日に研究職俸給表の5級である室長の副所長・部長・室長基本年俸表

職務の級 号俸	2級
	円
1	45,000
2	45,500
3	45,500
4	46,000
5	47,500
6	48,000
7	48,000
8	49,000
9	49,500
10	49,500
11	50,000
12	50,000
13	50,500
14	50,500
15	51,500
16	51,500
17	52,000
18	52,500
19	52,500
20	53,000
21	53,000
22	53,500
23	53,500
24	54,000
25	54,000
26	55,000
27	55,000
28	56,000
29	56,000
30	56,000
31	56,500
32	56,500
33	57,000
34	57,000
35	57,500
36	58,000
37	58,000
38	58,500
39	58,500
40	59,000
41	59,500
42	60,000
43	60,000
44	60,500
45	60,500
46	60,500
47	61,000
48	61,000
49	61,500
50	61,500
51	61,000
52	62,000
53	62,000
54	62,000
55	62,000
56	62,000
57	62,500

職務の級 号俸	2級
	円
58	62,500
59	62,500
60	62,500
61	62,500
62	63,000
63	63,000
64	63,000
65	63,500
66	63,500
67	64,000
68	64,000
69	64,000
70	64,000
71	64,000
72	64,500
73	64,000

附則別表第8（附則第10条関係）  
別表第13に代えて計算する基本年俸表

号俸	1級		2級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業績年俸額	1欄	2欄	
	円	円	円	円
1	1,733,000	2,467,000	2,650,000	
2	1,754,000	2,486,000	2,670,000	
3	1,774,000	2,504,000	2,690,000	
4	1,795,000	2,523,000	2,710,000	
5	1,815,000	2,542,000	2,730,000	
6	1,836,000	2,559,000	2,748,000	
7	1,857,000	2,576,000	2,767,000	
8	1,879,000	2,593,000	2,785,000	
9	1,900,000	2,610,000	2,804,000	
10	1,920,000	2,628,000	2,823,000	
11	1,940,000	2,645,000	2,841,000	
12	1,961,000	2,662,000	2,859,000	
13	1,981,000	2,679,000	2,877,000	
14	1,997,000	2,695,000	2,895,000	
15	2,013,000	2,712,000	2,913,000	
16	2,028,000	2,728,000	2,930,000	
17	2,045,000	2,744,000	2,947,000	
18	2,061,000	2,761,000	2,965,000	
19	2,074,000	2,777,000	2,983,000	
20	2,089,000	2,794,000	3,000,000	
21	2,105,000	2,810,000	3,018,000	
22	2,118,000	2,825,000	3,034,000	
23	2,132,000	2,841,000	3,051,000	
24	2,146,000	2,856,000	3,068,000	
25	2,158,000	2,871,000	3,084,000	
26	2,173,000	2,886,000	3,100,000	
27	2,187,000	2,900,000	3,115,000	
28	2,202,000	2,915,000	3,131,000	
29	2,216,000	2,929,000	3,146,000	
30	2,230,000	2,944,000	3,162,000	
31	2,243,000	2,959,000	3,178,000	
32	2,258,000	2,974,000	3,194,000	
33	2,270,000	2,986,000	3,207,000	
34	2,283,000	2,999,000	3,222,000	
35	2,296,000	3,013,000	3,236,000	
36	2,309,000	3,027,000	3,251,000	
37	2,318,000	3,041,000	3,266,000	
38	2,331,000	3,055,000	3,281,000	
39	2,344,000	3,069,000	3,296,000	
40	2,356,000	3,083,000	3,312,000	
41	2,368,000	3,096,000	3,326,000	
42	2,381,000	3,110,000	3,340,000	
43	2,393,000	3,122,000	3,354,000	
44	2,406,000	3,135,000	3,368,000	
45	2,417,000	3,148,000	3,381,000	
46	2,430,000	3,160,000	3,394,000	
47	2,441,000	3,172,000	3,407,000	
48	2,453,000	3,184,000	3,420,000	
49	2,464,000	3,196,000	3,433,000	
50	2,476,000	3,209,000	3,447,000	
51	2,488,000	3,221,000	3,460,000	
52	2,500,000	3,234,000	3,473,000	
53	2,511,000	3,244,000	3,484,000	
54	2,522,000	3,257,000	3,498,000	
55	2,532,000	3,268,000	3,510,000	
56	2,542,000	3,280,000	3,523,000	
57	2,552,000	3,290,000	3,534,000	
58	2,562,000	3,302,000	3,547,000	
59	2,572,000	3,314,000	3,559,000	
60	2,583,000	3,326,000	3,572,000	
61	2,593,000	3,337,000	3,585,000	
62	2,603,000	3,349,000	3,597,000	
63	2,613,000	3,359,000	3,607,000	
64	2,623,000	3,370,000	3,619,000	
65	2,633,000	3,380,000	3,631,000	
66	2,642,000	3,390,000	3,641,000	
67	2,650,000	3,399,000	3,651,000	
68	2,658,000	3,409,000	3,661,000	
69	2,664,000	3,417,000	3,670,000	
70	2,672,000	3,425,000	3,678,000	
71	2,680,000	3,432,000	3,686,000	
72	2,689,000	3,440,000	3,694,000	
73	2,695,000	3,446,000	3,702,000	
74	2,701,000	3,453,000	3,709,000	
75	2,706,000	3,460,000	3,716,000	
76	2,711,000	3,467,000	3,723,000	
77	2,716,000	3,472,000	3,729,000	
78	2,721,000	3,477,000	3,734,000	
79	2,727,000	3,481,000	3,739,000	
80	2,732,000	3,485,000	3,744,000	

81	2,738,000	3,490,000	3,749,000
82	2,743,000	3,494,000	3,753,000
83	2,748,000	3,498,000	3,757,000
84	2,754,000	3,502,000	3,761,000
85	2,759,000	3,506,000	3,765,000
86	2,764,000	3,509,000	3,769,000
87	2,769,000	3,511,000	3,771,000
88	2,774,000	3,514,000	3,774,000
89	2,779,000	3,518,000	3,778,000
90	2,784,000	3,521,000	3,782,000
91	2,789,000	3,524,000	3,785,000
92	2,793,000	3,527,000	3,789,000
93	2,798,000	3,531,000	3,792,000
94	2,802,000	3,534,000	3,796,000
95	2,805,000	3,538,000	3,800,000
96	2,808,000	3,541,000	3,803,000
97	2,812,000	3,544,000	3,806,000
98	2,815,000	3,546,000	3,808,000
99	2,818,000	3,547,000	3,810,000
100	2,821,000	3,549,000	3,812,000
101	2,824,000	3,551,000	3,814,000
102	2,826,000	3,553,000	3,816,000
103	2,828,000	3,554,000	3,818,000
104	2,831,000	3,556,000	3,819,000
105	2,833,000	3,558,000	3,821,000
106	2,836,000	3,559,000	3,823,000
107	2,838,000	3,561,000	3,825,000
108	2,841,000	3,563,000	3,827,000
109	2,844,000	3,565,000	3,829,000
110	2,846,000	3,566,000	3,830,000
111	2,848,000	3,568,000	3,832,000
112	2,851,000	3,570,000	3,834,000
113	2,853,000	3,572,000	3,836,000
114	2,855,000	3,573,000	3,838,000
115	2,856,000	3,575,000	3,840,000
116	2,857,000	3,577,000	3,842,000
117	2,858,000	3,578,000	3,843,000
118	2,860,000	3,580,000	3,845,000
119	2,861,000	3,582,000	3,847,000
120	2,862,000	3,584,000	3,849,000
121	2,863,000	3,585,000	3,851,000
122	2,865,000	3,587,000	3,853,000
123	2,866,000	3,589,000	3,855,000
124	2,867,000	3,590,000	3,856,000
125	2,868,000	3,592,000	3,858,000
126	2,869,000	3,594,000	3,860,000
127	2,870,000	3,596,000	3,862,000
128	2,872,000		
129	2,873,000		
130	2,874,000		
131	2,875,000		
132	2,877,000		
133	2,878,000		
134	2,879,000		
135	2,880,000		
136	2,882,000		
137	2,883,000		
138	2,884,000		
139	2,885,000		
140	2,887,000		
141	2,888,000		
142	2,889,000		
143	2,890,000		
144	2,891,000		
145	2,892,000		
146	2,894,000		
147	2,895,000		
148	2,896,000		
149	2,897,000		

附則別表第8（附則第10条関係）

ロ 別表第14に代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業績 年俸額	業績 年俸額	業績 年俸額
	円	円	円
1	1,318,000	2,231,000	3,225,000
2	1,329,000	2,248,000	3,244,000
3	1,340,000	2,263,000	3,264,000
4	1,351,000	2,279,000	3,283,000
5	1,362,000	2,291,000	3,302,000
6	1,372,000	2,306,000	3,317,000
7	1,381,000	2,322,000	3,331,000
8	1,390,000	2,337,000	3,346,000
9	1,400,000	2,352,000	3,361,000
10	1,412,000	2,367,000	3,371,000
11	1,424,000	2,382,000	3,383,000
12	1,437,000	2,398,000	3,395,000
13	1,447,000	2,413,000	3,405,000
14	1,458,000	2,429,000	3,413,000
15	1,469,000	2,445,000	3,421,000
16	1,482,000	2,460,000	3,427,000
17	1,554,000	2,475,000	3,434,000
18	1,565,000	2,489,000	3,438,000
19	1,574,000	2,504,000	3,442,000
20	1,583,000	2,519,000	3,445,000
21	1,591,000	2,533,000	3,450,000
22	1,600,000	2,548,000	3,452,000
23	1,609,000	2,563,000	3,454,000
24	1,618,000	2,577,000	3,456,000
25	1,626,000	2,590,000	3,458,000
26	1,635,000	2,603,000	3,460,000
27	1,645,000	2,617,000	3,463,000
28	1,654,000	2,632,000	3,465,000
29	1,663,000	2,646,000	3,467,000
30	1,672,000	2,660,000	
31	1,680,000	2,675,000	
32	1,689,000	2,689,000	
33	1,697,000	2,702,000	
34	1,706,000	2,716,000	
35	1,714,000	2,730,000	
36	1,723,000	2,744,000	
37	1,730,000	2,758,000	
38	1,740,000	2,772,000	
39	1,748,000	2,786,000	
40	1,756,000	2,800,000	
41	1,763,000	2,814,000	
42	1,771,000	2,826,000	
43	1,780,000	2,839,000	
44	1,789,000	2,851,000	
45	1,797,000	2,861,000	
46	1,806,000	2,870,000	
47	1,814,000	2,879,000	
48	1,823,000	2,888,000	
49	1,831,000	2,897,000	
50	1,839,000	2,905,000	
51	1,847,000	2,913,000	
52	1,855,000	2,922,000	
53	1,861,000	2,928,000	
54	1,868,000	2,935,000	
55	1,874,000	2,942,000	
56	1,881,000	2,949,000	
57	1,887,000	2,954,000	
58	1,893,000	2,960,000	
59	1,900,000	2,966,000	
60	1,908,000	2,971,000	
61	1,914,000	2,978,000	
62	1,920,000	2,983,000	
63	1,928,000	2,987,000	
64	1,935,000	2,991,000	
65	1,941,000	2,995,000	
66	1,948,000	3,000,000	
67	1,955,000	3,005,000	
68	1,961,000	3,009,000	
69	1,968,000	3,013,000	
70	1,974,000	3,018,000	
71	1,981,000	3,022,000	
72	1,987,000	3,027,000	
73	1,993,000	3,031,000	
74	1,999,000	3,033,000	
75	2,005,000	3,035,000	
76	2,011,000	3,037,000	
77	2,015,000	3,039,000	
78	2,019,000	3,041,000	
79	2,024,000	3,043,000	

80	2,028,000	3,045,000
81	2,032,000	3,047,000
82	2,036,000	3,049,000
83	2,039,000	3,051,000
84	2,043,000	3,053,000
85	2,044,000	3,055,000
86	2,047,000	3,057,000
87	2,050,000	3,059,000
88	2,052,000	3,061,000
89	2,054,000	3,063,000
90	2,055,000	3,065,000
91	2,057,000	
92	2,058,000	
93	2,059,000	
94	2,060,000	
95	2,061,000	
96	2,062,000	
97	2,064,000	
98	2,065,000	
99	2,066,000	
100	2,067,000	
101	2,068,000	
102	2,069,000	
103	2,071,000	
104	2,072,000	
105	2,073,000	
106	2,074,000	
107	2,075,000	
108	2,076,000	
再任用職員	807,000	1,168,000

附則別表第8（附則第10条関係）

ハ 別表第15に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額
	業績 年俸額
	円
1	1,320,000
2	1,486,000
3	1,737,000
4	1,962,000
5	2,627,000
6	3,276,000
7	3,532,000
8	3,796,000
9	4,153,000
10	4,478,000
11	4,803,000
12	5,137,000
13	5,452,000

附則別表第8（附則第10条関係）

ニ 別表第16に代えて計算する基本年俸表

号俸	基本年俸額	
	月例 年俸額	業 績 年俸額
	円	円
1	8,472,000	3,098,000
2	9,132,000	3,339,300
3	9,816,000	3,589,400
4	10,740,000	3,927,300

附則別表第8（附則第10条関係）  
ホ 附則別表第6イに代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績年俸額 2欄
	円	円
1	5,158,800	2,102,000
2	5,198,400	2,118,000
3	5,236,800	2,133,000
4	5,275,200	2,149,000
5	5,314,800	2,165,000
6	5,350,800	2,180,000
7	5,386,800	2,194,000
8	5,422,800	2,209,000
9	5,458,800	2,224,000
10	5,496,000	2,239,000
11	5,530,800	2,253,000
12	5,566,800	2,268,000
13	5,601,600	2,282,000
14	5,636,400	2,296,000
15	5,671,200	2,310,000
16	5,704,800	2,324,000
17	5,738,400	2,338,000
18	5,773,200	2,352,000
19	5,806,800	2,366,000
20	5,841,600	2,380,000
21	5,875,200	2,393,000
22	5,907,600	2,407,000
23	5,940,000	2,420,000
24	5,972,400	2,433,000
25	6,003,600	2,446,000
26	6,034,800	2,458,000
27	6,064,800	2,471,000
28	6,096,000	2,483,000
29	6,126,000	2,496,000
30	6,157,200	2,508,000
31	6,187,200	2,520,000
32	6,218,400	2,533,000
33	6,243,600	2,543,000
34	6,272,400	2,555,000
35	6,301,200	2,567,000
36	6,330,000	2,579,000
37	6,358,800	2,590,000
38	6,388,800	2,603,000
39	6,417,600	2,614,000
40	6,447,600	2,627,000
41	6,475,200	2,638,000
42	6,502,800	2,649,000
43	6,529,200	2,660,000
44	6,556,800	2,671,000
45	6,582,000	2,681,000
46	6,607,200	2,692,000
47	6,632,400	2,702,000
48	6,658,800	2,713,000
49	6,684,000	2,723,000
50	6,710,400	2,734,000
51	6,735,600	2,744,000
52	6,762,000	2,755,000
53	6,783,600	2,763,000
54	6,810,000	2,774,000
55	6,834,000	2,784,000
56	6,859,200	2,794,000
57	6,880,800	2,803,000
58	6,906,000	2,813,000
59	6,930,000	2,823,000
60	6,955,200	2,833,000
61	6,979,200	2,843,000
62	7,003,200	2,853,000
63	7,023,600	2,861,000
64	7,046,400	2,870,000
65	7,069,200	2,880,000
66	7,088,400	2,888,000
67	7,107,600	2,895,000
68	7,128,000	2,904,000
69	7,146,000	2,911,000

70	7,161,600	2,917,000
71	7,177,200	2,924,000
72	7,192,800	2,930,000
73	7,207,200	2,936,000
74	7,221,600	2,942,000
75	7,234,800	2,947,000
76	7,249,200	2,953,000
77	7,261,200	2,958,000
78	7,270,800	2,962,000
79	7,280,400	2,966,000
80	7,288,800	2,969,000
81	7,298,400	2,973,000
82	7,306,800	2,976,000
83	7,314,000	2,979,000
84	7,322,400	2,983,000
85	7,330,800	2,986,000
86	7,338,000	2,989,000
87	7,341,600	2,991,000
88	7,348,800	2,994,000
89	7,356,000	2,997,000
90	7,363,200	2,999,000
91	7,369,200	3,002,000
92	7,376,400	3,005,000
93	7,383,600	3,008,000
94	7,390,800	3,011,000
95	7,398,000	3,014,000
96	7,404,000	3,016,000
97	7,411,200	3,019,000
98	7,414,800	3,020,000
99	7,418,400	3,022,000
100	7,422,000	3,023,000
101	7,425,600	3,025,000
102	7,429,200	3,026,000
103	7,432,800	3,028,000
104	7,436,400	3,029,000
105	7,440,000	3,031,000
106	7,443,600	3,032,000
107	7,447,200	3,034,000
108	7,450,800	3,035,000
109	7,454,400	3,037,000
110	7,458,000	3,038,000
111	7,461,600	3,040,000
112	7,465,200	3,041,000
113	7,468,800	3,042,000
114	7,472,400	3,044,000
115	7,476,000	3,045,000
116	7,479,600	3,047,000
117	7,483,200	3,048,000
118	7,486,800	3,050,000
119	7,490,400	3,051,000
120	7,494,000	3,053,000
121	7,497,600	3,054,000
122	7,501,200	3,056,000
123	7,504,800	3,057,000
124	7,508,400	3,059,000
125	7,512,000	3,060,000
126	7,515,600	3,062,000
127	7,519,200	3,063,000

附則別表第8（附則第10条関係）

へ 附則別表第6ロに代えて計算する基本年俸表

職務の級 号俸	2級	
	基本年俸額	
	月例 年俸額	業績年俸額 2欄
	円	円
1	4,665,600	1,901,000
2	4,700,400	1,915,000
3	4,731,600	1,928,000
4	4,765,200	1,941,000
5	4,790,400	1,952,000
6	4,822,800	1,965,000
7	4,855,200	1,978,000
8	4,887,600	1,991,000
9	4,917,600	2,003,000
10	4,948,800	2,016,000
11	4,981,200	2,029,000
12	5,014,800	2,043,000
13	5,046,000	2,056,000
14	5,078,400	2,069,000
15	5,112,000	2,083,000
16	5,144,400	2,096,000
17	5,174,400	2,108,000
18	5,205,600	2,121,000
19	5,235,600	2,133,000
20	5,266,800	2,146,000
21	5,296,800	2,158,000
22	5,328,000	2,171,000
23	5,359,200	2,183,000
24	5,389,200	2,195,000
25	5,415,600	2,206,000
26	5,443,200	2,217,000
27	5,473,200	2,230,000
28	5,503,200	2,242,000
29	5,533,200	2,254,000
30	5,563,200	2,266,000
31	5,593,200	2,279,000
32	5,623,200	2,291,000
33	5,650,800	2,302,000
34	5,679,600	2,314,000
35	5,708,400	2,325,000
36	5,738,400	2,338,000
37	5,767,200	2,349,000
38	5,797,200	2,362,000
39	5,826,000	2,373,000
40	5,856,000	2,386,000
41	5,883,600	2,397,000
42	5,910,000	2,408,000
43	5,936,400	2,418,000
44	5,962,800	2,429,000
45	5,983,200	2,437,000
46	6,001,200	2,445,000
47	6,020,400	2,453,000
48	6,038,400	2,460,000
49	6,058,800	2,468,000

50	6,075,600	2,475,000
51	6,092,400	2,482,000
52	6,110,400	2,489,000
53	6,123,600	2,495,000
54	6,138,000	2,500,000
55	6,152,400	2,506,000
56	6,166,800	2,512,000
57	6,177,600	2,517,000
58	6,189,600	2,521,000
59	6,201,600	2,526,000
60	6,213,600	2,531,000
61	6,226,800	2,537,000
62	6,237,600	2,541,000
63	6,246,000	2,544,000
64	6,254,400	2,548,000
65	6,264,000	2,552,000
66	6,273,600	2,556,000
67	6,283,200	2,560,000
68	6,292,800	2,564,000
69	6,301,200	2,567,000
70	6,310,800	2,571,000
71	6,320,400	2,575,000
72	6,330,000	2,579,000
73	6,338,400	2,582,000
74	6,342,600	2,584,000
75	6,346,800	2,585,000
76	6,351,000	2,587,000
77	6,355,200	2,589,000
78	6,359,400	2,591,000
79	6,363,600	2,592,000
80	6,367,800	2,594,000
81	6,372,000	2,596,000
82	6,376,200	2,597,000
83	6,380,400	2,599,000
84	6,384,600	2,601,000
85	6,388,800	2,603,000
86	6,393,000	2,604,000
87	6,397,200	2,606,000
88	6,401,400	2,608,000
89	6,405,600	2,609,000
90	6,409,800	2,611,000



附則別表第9（附則第14条関係）  
イ 別表第13に代えて計算する基本年表表

職務の級 号俸	1 級		2 級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業 績 年俸額		業績年俸額	
			1 欄	2 欄
	円	円	円	円
1	1,759,000	2,496,000	2,681,000	
2	1,781,000	2,515,000	2,702,000	
3	1,801,000	2,534,000	2,721,000	
4	1,822,000	2,552,000	2,741,000	
5	1,843,000	2,572,000	2,762,000	
6	1,864,000	2,589,000	2,781,000	
7	1,885,000	2,606,000	2,799,000	
8	1,908,000	2,624,000	2,818,000	
9	1,929,000	2,641,000	2,837,000	
10	1,950,000	2,659,000	2,856,000	
11	1,970,000	2,676,000	2,874,000	
12	1,991,000	2,693,000	2,893,000	
13	2,012,000	2,710,000	2,911,000	
14	2,027,000	2,727,000	2,929,000	
15	2,043,000	2,744,000	2,947,000	
16	2,059,000	2,760,000	2,965,000	
17	2,076,000	2,776,000	2,982,000	
18	2,092,000	2,793,000	3,000,000	
19	2,106,000	2,810,000	3,018,000	
20	2,121,000	2,826,000	3,036,000	
21	2,136,000	2,843,000	3,053,000	
22	2,149,000	2,858,000	3,070,000	
23	2,160,000	2,874,000	3,087,000	
24	2,171,000	2,890,000	3,104,000	
25	2,184,000	2,905,000	3,120,000	
26	2,199,000	2,920,000	3,136,000	
27	2,213,000	2,934,000	3,152,000	
28	2,228,000	2,949,000	3,168,000	
29	2,242,000	2,964,000	3,183,000	
30	2,256,000	2,979,000	3,200,000	
31	2,270,000	2,994,000	3,215,000	
32	2,285,000	3,009,000	3,231,000	
33	2,297,000	3,021,000	3,245,000	
34	2,310,000	3,035,000	3,260,000	
35	2,323,000	3,049,000	3,274,000	
36	2,336,000	3,063,000	3,289,000	
37	2,345,000	3,077,000	3,304,000	
38	2,358,000	3,091,000	3,320,000	
39	2,371,000	3,105,000	3,335,000	
40	2,384,000	3,120,000	3,351,000	
41	2,396,000	3,133,000	3,365,000	
42	2,409,000	3,146,000	3,379,000	
43	2,421,000	3,159,000	3,393,000	
44	2,434,000	3,172,000	3,407,000	
45	2,446,000	3,185,000	3,420,000	
46	2,458,000	3,197,000	3,433,000	
47	2,470,000	3,209,000	3,447,000	
48	2,482,000	3,222,000	3,460,000	
49	2,493,000	3,234,000	3,473,000	
50	2,505,000	3,247,000	3,487,000	
51	2,517,000	3,259,000	3,500,000	
52	2,529,000	3,272,000	3,514,000	
53	2,541,000	3,282,000	3,525,000	
54	2,552,000	3,295,000	3,539,000	
55	2,562,000	3,306,000	3,551,000	
56	2,572,000	3,319,000	3,564,000	
57	2,582,000	3,329,000	3,576,000	
58	2,592,000	3,341,000	3,589,000	
59	2,603,000	3,353,000	3,601,000	
60	2,613,000	3,365,000	3,614,000	
61	2,623,000	3,377,000	3,627,000	
62	2,633,000	3,388,000	3,639,000	
63	2,644,000	3,398,000	3,650,000	
64	2,654,000	3,409,000	3,662,000	
65	2,664,000	3,420,000	3,674,000	
66	2,673,000	3,430,000	3,684,000	
67	2,681,000	3,439,000	3,693,000	
68	2,689,000	3,449,000	3,704,000	
69	2,696,000	3,457,000	3,713,000	
70	2,704,000	3,465,000	3,722,000	
71	2,712,000	3,472,000	3,730,000	
72	2,720,000	3,480,000	3,738,000	
73	2,727,000	3,487,000	3,745,000	
74	2,733,000	3,494,000	3,753,000	
75	2,738,000	3,500,000	3,760,000	
76	2,743,000	3,507,000	3,767,000	
77	2,748,000	3,513,000	3,773,000	
78	2,753,000	3,518,000	3,778,000	
79	2,759,000	3,522,000	3,783,000	
80	2,764,000	3,526,000	3,788,000	

81	2,770,000	3,531,000	3,793,000
82	2,776,000	3,535,000	3,797,000
83	2,781,000	3,539,000	3,801,000
84	2,787,000	3,543,000	3,805,000
85	2,792,000	3,547,000	3,809,000
86	2,796,000	3,550,000	3,813,000
87	2,802,000	3,552,000	3,815,000
88	2,807,000	3,555,000	3,819,000
89	2,812,000	3,559,000	3,823,000
90	2,817,000	3,562,000	3,826,000
91	2,822,000	3,565,000	3,829,000
92	2,826,000	3,569,000	3,833,000
93	2,831,000	3,572,000	3,837,000
94	2,834,000	3,576,000	3,841,000
95	2,838,000	3,579,000	3,844,000
96	2,841,000	3,582,000	3,847,000
97	2,845,000	3,586,000	3,851,000
98	2,848,000	3,587,000	3,853,000
99	2,851,000	3,589,000	3,855,000
100	2,854,000	3,591,000	3,857,000
101	2,857,000	3,593,000	3,859,000
102	2,859,000	3,594,000	3,861,000
103	2,862,000	3,596,000	3,862,000
104	2,864,000	3,598,000	3,864,000
105	2,867,000	3,600,000	3,866,000
106	2,869,000	3,601,000	3,868,000
107	2,872,000	3,603,000	3,870,000
108	2,875,000	3,605,000	3,872,000
109	2,877,000	3,607,000	3,874,000
110	2,879,000	3,608,000	3,876,000
111	2,882,000	3,610,000	3,877,000
112	2,884,000	3,612,000	3,879,000
113	2,887,000	3,614,000	3,881,000
114	2,888,000	3,615,000	3,883,000
115	2,889,000	3,617,000	3,885,000
116	2,891,000	3,619,000	3,887,000
117	2,892,000	3,620,000	3,889,000
118	2,893,000	3,622,000	3,891,000
119	2,894,000	3,624,000	3,892,000
120	2,896,000	3,626,000	3,894,000
121	2,897,000	3,627,000	3,896,000
122	2,898,000	3,629,000	3,898,000
123	2,899,000	3,631,000	3,900,000
124	2,901,000	3,633,000	3,902,000
125	2,902,000	3,634,000	3,904,000
126	2,903,000	3,636,000	3,905,000
127	2,904,000	3,638,000	3,907,000
128	2,906,000		
129	2,907,000		
130	2,908,000		
131	2,909,000		
132	2,911,000		
133	2,912,000		
134	2,913,000		
135	2,914,000		
136	2,916,000		
137	2,917,000		
138	2,918,000		
139	2,919,000		
140	2,921,000		
141	2,922,000		
142	2,923,000		
143	2,924,000		
144	2,925,000		
145	2,926,000		
146	2,928,000		
147	2,929,000		
148	2,930,000		
149	2,931,000		

附則別表第9（附則第14条関係）  
 ロ 別表第14に代えて計算する基本年表表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業 績 年俸額	業 績 年俸額	業 績 年俸額
	円	円	円
1	1,347,000	2,257,000	3,263,000
2	1,358,000	2,274,000	3,283,000
3	1,369,000	2,289,000	3,302,000
4	1,380,000	2,306,000	3,321,000
5	1,391,000	2,318,000	3,341,000
6	1,400,000	2,334,000	3,356,000
7	1,410,000	2,349,000	3,371,000
8	1,418,000	2,365,000	3,385,000
9	1,426,000	2,379,000	3,400,000
10	1,437,000	2,394,000	3,411,000
11	1,448,000	2,410,000	3,423,000
12	1,460,000	2,426,000	3,435,000
13	1,470,000	2,442,000	3,445,000
14	1,481,000	2,457,000	3,453,000
15	1,493,000	2,473,000	3,461,000
16	1,506,000	2,489,000	3,467,000
17	1,578,000	2,504,000	3,474,000
18	1,588,000	2,519,000	3,478,000
19	1,598,000	2,533,000	3,482,000
20	1,607,000	2,548,000	3,486,000
21	1,615,000	2,563,000	3,490,000
22	1,623,000	2,578,000	3,492,000
23	1,630,000	2,593,000	3,495,000
24	1,637,000	2,608,000	3,497,000
25	1,645,000	2,620,000	3,499,000
26	1,654,000	2,634,000	3,501,000
27	1,664,000	2,648,000	3,503,000
28	1,673,000	2,663,000	3,506,000
29	1,682,000	2,677,000	3,508,000
30	1,691,000	2,692,000	
31	1,700,000	2,706,000	
32	1,709,000	2,721,000	
33	1,717,000	2,734,000	
34	1,726,000	2,748,000	
35	1,734,000	2,762,000	
36	1,744,000	2,776,000	
37	1,751,000	2,790,000	
38	1,760,000	2,805,000	
39	1,768,000	2,819,000	
40	1,777,000	2,833,000	
41	1,784,000	2,847,000	
42	1,792,000	2,859,000	
43	1,801,000	2,872,000	
44	1,810,000	2,885,000	
45	1,818,000	2,895,000	
46	1,827,000	2,904,000	
47	1,836,000	2,913,000	
48	1,845,000	2,922,000	
49	1,852,000	2,931,000	
50	1,861,000	2,940,000	
51	1,868,000	2,948,000	
52	1,877,000	2,956,000	
53	1,883,000	2,963,000	
54	1,890,000	2,970,000	
55	1,896,000	2,977,000	
56	1,903,000	2,984,000	
57	1,910,000	2,989,000	
58	1,916,000	2,995,000	
59	1,923,000	3,001,000	
60	1,930,000	3,006,000	
61	1,937,000	3,013,000	
62	1,943,000	3,018,000	
63	1,950,000	3,022,000	
64	1,958,000	3,026,000	
65	1,964,000	3,031,000	
66	1,971,000	3,035,000	
67	1,978,000	3,040,000	
68	1,984,000	3,045,000	
69	1,991,000	3,049,000	
70	1,998,000	3,053,000	
71	2,004,000	3,058,000	
72	2,011,000	3,063,000	
73	2,016,000	3,067,000	
74	2,022,000	3,069,000	
75	2,029,000	3,071,000	
76	2,035,000	3,073,000	
77	2,039,000	3,075,000	
78	2,043,000	3,077,000	
79	2,048,000	3,079,000	

80	2,052,000	3,081,000	
81	2,056,000	3,083,000	
82	2,060,000	3,085,000	
83	2,063,000	3,087,000	
84	2,067,000	3,089,000	
85	2,068,000	3,091,000	
86	2,071,000	3,093,000	
87	2,074,000	3,095,000	
88	2,076,000	3,097,000	
89	2,078,000	3,099,000	
90	2,080,000	3,101,000	
91	2,081,000		
92	2,082,000		
93	2,083,000		
94	2,084,000		
95	2,085,000		
96	2,087,000		
97	2,088,000		
98	2,089,000		
99	2,090,000		
100	2,091,000		
101	2,093,000		
102	2,094,000		
103	2,095,000		
104	2,096,000		
105	2,097,000		
106	2,098,000		
107	2,100,000		
108	2,101,000		
再任用職員	789,000	1,142,000	

附則別表第9（附則第14条関係）

ハ 別表第15に代えて計算する基本年表表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	1,345,000
2	1,509,000
3	1,765,000
4	1,993,000
5	2,668,000
6	3,328,000
7	3,587,000
8	3,855,000
9	4,218,000
10	4,548,000
11	4,878,000
12	5,217,000
13	5,538,000

附則別表第9（附則第14条関係）  
二 別表第16に代えて計算する基本年表表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
1	3,147,900
2	3,393,200
3	3,647,300
4	3,990,600

附則別表第9（附則第14条関係）  
 ホ 附則別表第6イに代えて計算する基本年表表

号俸	職務の級
	2級
	基本年俸額
	業績年俸額
3欄	
	円
1	2,126,000
2	2,143,000
3	2,158,000
4	2,174,000
5	2,191,000
6	2,205,000
7	2,220,000
8	2,235,000
9	2,250,000
10	2,265,000
11	2,280,000
12	2,294,000
13	2,309,000
14	2,323,000
15	2,338,000
16	2,351,000
17	2,365,000
18	2,380,000
19	2,393,000
20	2,408,000
21	2,422,000
22	2,435,000
23	2,448,000
24	2,462,000
25	2,474,000
26	2,487,000
27	2,500,000
28	2,513,000
29	2,525,000
30	2,538,000
31	2,550,000
32	2,563,000
33	2,573,000
34	2,585,000
35	2,597,000
36	2,609,000
37	2,621,000
38	2,633,000
39	2,645,000
40	2,657,000
41	2,669,000
42	2,680,000
43	2,691,000
44	2,702,000
45	2,713,000
46	2,723,000
47	2,734,000
48	2,744,000
49	2,755,000
50	2,766,000
51	2,776,000
52	2,787,000
53	2,796,000
54	2,807,000
55	2,817,000
56	2,827,000
57	2,836,000
58	2,846,000
59	2,856,000
60	2,867,000
61	2,877,000
62	2,886,000
63	2,895,000
64	2,904,000
65	2,914,000
66	2,922,000
67	2,929,000
68	2,938,000
69	2,945,000

70	2,952,000
71	2,958,000
72	2,965,000
73	2,970,000
74	2,976,000
75	2,982,000
76	2,988,000
77	2,993,000
78	2,997,000
79	3,001,000
80	3,004,000
81	3,008,000
82	3,012,000
83	3,014,000
84	3,018,000
85	3,021,000
86	3,024,000
87	3,026,000
88	3,029,000
89	3,032,000
90	3,035,000
91	3,037,000
92	3,040,000
93	3,043,000
94	3,046,000
95	3,049,000
96	3,052,000
97	3,055,000
98	3,056,000
99	3,057,000
100	3,059,000
101	3,060,000
102	3,062,000
103	3,063,000
104	3,065,000
105	3,066,000
106	3,068,000
107	3,069,000
108	3,071,000
109	3,072,000
110	3,074,000
111	3,075,000
112	3,077,000
113	3,078,000
114	3,080,000
115	3,081,000
116	3,083,000
117	3,084,000
118	3,086,000
119	3,087,000
120	3,089,000
121	3,090,000
122	3,092,000
123	3,093,000
124	3,095,000
125	3,096,000
126	3,098,000
127	3,099,000

附則別表第9（附則第14条関係）

～ 附則別表第6ロに代えて計算する基本年表表

職務の級	2級		
	基本年俸額	業績年俸額	
号俸	2欄		
	円		
1	1,923,000	50	2,504,000
2	1,937,000	51	2,511,000
3	1,950,000	52	2,518,000
4	1,964,000	53	2,524,000
5	1,975,000	54	2,530,000
6	1,988,000	55	2,536,000
7	2,001,000	56	2,542,000
8	2,015,000	57	2,546,000
9	2,027,000	58	2,551,000
10	2,040,000	59	2,556,000
11	2,053,000	60	2,561,000
12	2,067,000	61	2,566,000
13	2,080,000	62	2,571,000
14	2,093,000	63	2,574,000
15	2,107,000	64	2,578,000
16	2,120,000	65	2,582,000
17	2,133,000	66	2,586,000
18	2,146,000	67	2,590,000
19	2,158,000	68	2,594,000
20	2,171,000	69	2,597,000
21	2,183,000	70	2,601,000
22	2,196,000	71	2,605,000
23	2,209,000	72	2,609,000
24	2,221,000	73	2,612,000
25	2,232,000	74	2,614,000
26	2,244,000	75	2,616,000
27	2,256,000	76	2,618,000
28	2,268,000	77	2,619,000
29	2,281,000	78	2,621,000
30	2,293,000	79	2,623,000
31	2,305,000	80	2,625,000
32	2,318,000	81	2,626,000
33	2,329,000	82	2,628,000
34	2,341,000	83	2,630,000
35	2,353,000	84	2,631,000
36	2,365,000	85	2,633,000
37	2,377,000	86	2,635,000
38	2,389,000	87	2,637,000
39	2,401,000	88	2,638,000
40	2,414,000	89	2,640,000
41	2,425,000	90	2,642,000
42	2,436,000		
43	2,447,000		
44	2,458,000		
45	2,466,000		
46	2,473,000		
47	2,481,000		
48	2,489,000		
49	2,497,000		

附則別表第10（附則第15条関係）  
イ 別表第13に代えて計算する基本年表表

職務の級 号俸	1級		2級	
	基本年俸額		基本年俸額	
	業績年俸額		業績年俸額	
		1欄	2欄	
	円	円	円	
1	1,768,900	2,501,300	2,686,700	
2	1,790,900	2,520,300	2,707,700	
3	1,810,900	2,539,300	2,726,700	
4	1,831,900	2,557,300	2,746,700	
5	1,852,900	2,577,300	2,767,700	
6	1,873,900	2,594,300	2,786,700	
7	1,894,900	2,611,300	2,804,700	
8	1,917,900	2,629,300	2,823,700	
9	1,938,900	2,646,300	2,842,700	
10	1,959,900	2,664,300	2,861,700	
11	1,979,900	2,681,300	2,879,700	
12	2,000,900	2,698,300	2,898,700	
13	2,021,900	2,715,300	2,916,700	
14	2,036,900	2,732,300	2,934,700	
15	2,052,900	2,749,300	2,952,700	
16	2,068,900	2,765,300	2,970,700	
17	2,085,900	2,781,300	2,987,700	
18	2,097,500	2,798,300	3,005,700	
19	2,111,500	2,815,300	3,023,700	
20	2,126,000	2,831,300	3,041,700	
21	2,140,500	2,848,300	3,058,700	
22	2,153,500	2,863,300	3,075,700	
23	2,164,500	2,879,300	3,092,700	
24	2,175,500	2,895,300	3,109,700	
25	2,188,500	2,910,300	3,125,700	
26	2,203,500	2,925,300	3,141,700	
27	2,217,500	2,939,300	3,157,700	
28	2,232,500	2,954,300	3,173,700	
29	2,246,500	2,969,300	3,188,700	
30	2,260,500	2,984,300	3,205,700	
31	2,274,500	2,999,300	3,220,700	
32	2,289,500	3,014,300	3,236,700	
33	2,301,000	3,025,700	3,250,000	
34	2,314,000	3,039,700	3,265,000	
35	2,327,000	3,053,700	3,279,000	
36	2,340,000	3,067,700	3,294,000	
37	2,349,000	3,081,700	3,309,000	
38	2,361,500	3,095,700	3,325,000	
39	2,374,500	3,109,700	3,340,000	
40	2,387,500	3,124,700	3,356,000	
41	2,399,500	3,137,100	3,369,400	
42	2,412,500	3,150,100	3,383,400	
43	2,424,500	3,163,100	3,397,400	
44	2,437,000	3,175,500	3,410,800	
45	2,449,000	3,188,500	3,423,800	
46	2,461,000	3,200,500	3,436,800	
47	2,473,000	3,212,500	3,450,800	
48	2,485,000	3,225,500	3,463,800	
49	2,495,500	3,237,500	3,476,800	
50	2,507,500	3,250,500	3,490,800	
51	2,519,500	3,262,500	3,503,800	
52	2,531,500	3,275,500	3,517,800	
53	2,543,500	3,285,500	3,528,800	
54	2,554,500	3,298,500	3,542,800	
55	2,564,500	3,309,500	3,554,800	
56	2,574,500	3,322,500	3,567,800	
57	2,584,500	3,332,500	3,579,800	
58	2,594,500	3,344,500	3,592,800	
59	2,605,500	3,356,500	3,604,800	
60	2,615,500	3,368,000	3,617,200	
61	2,625,500	3,380,000	3,630,200	
62	2,635,500	3,391,000	3,642,200	
63	2,646,500	3,401,000	3,653,200	
64	2,656,500	3,412,000	3,665,200	
65	2,666,500	3,423,000	3,677,200	
66	2,675,500	3,433,000	3,687,200	
67	2,683,500	3,442,000	3,696,200	
68	2,691,500	3,452,000	3,707,200	
69	2,698,500	3,460,000	3,716,200	
70	2,706,500	3,468,000	3,725,200	
71	2,714,500	3,475,000	3,733,200	
72	2,722,500	3,483,000	3,741,200	
73	2,729,500	3,490,000	3,748,200	
74	2,735,500	3,497,000	3,756,200	
75	2,740,500	3,503,000	3,763,200	
76	2,745,500	3,510,000	3,770,200	
77	2,750,500	3,516,000	3,776,200	
78	2,755,500	3,521,000	3,781,200	
79	2,761,500	3,525,000	3,786,200	
80	2,766,500	3,529,000	3,791,200	

81	2,772,500	3,534,000	3,796,200
82	2,778,500	3,538,000	3,800,200
83	2,783,500	3,542,000	3,804,200
84	2,789,500	3,546,000	3,808,200
85	2,794,500	3,550,000	3,812,200
86	2,798,500	3,553,000	3,816,200
87	2,804,500	3,555,000	3,818,200
88	2,809,500	3,558,000	3,822,200
89	2,814,500	3,562,000	3,826,200
90	2,825,000	3,571,300	3,836,000
91	2,830,000	3,574,300	3,839,000
92	2,834,000	3,578,300	3,843,000
93	2,839,000	3,581,300	3,847,000
94	2,842,000	3,585,300	3,851,000
95	2,846,000	3,588,300	3,854,000
96	2,849,000	3,591,300	3,857,000
97	2,853,000	3,595,300	3,861,000
98	2,856,000	3,596,300	3,863,000
99	2,859,000	3,598,300	3,865,000
100	2,862,000	3,600,300	3,867,000
101	2,865,000	3,602,300	3,869,000
102	2,867,000	3,603,300	3,871,000
103	2,870,000	3,605,300	3,872,000
104	2,872,000	3,607,300	3,874,000
105	2,875,000	3,609,300	3,876,000
106	2,877,000	3,610,300	3,878,000
107	2,880,000	3,612,300	3,880,000
108	2,883,000	3,614,300	3,882,000
109	2,885,000	3,616,300	3,884,000
110	2,887,000	3,617,300	3,886,000
111	2,890,000	3,619,300	3,887,000
112	2,892,000	3,621,300	3,889,000
113	2,895,000	3,623,300	3,891,000
114	2,896,000	3,624,300	3,893,000
115	2,897,000	3,626,300	3,895,000
116	2,899,000	3,628,300	3,897,000
117	2,900,000	3,629,300	3,899,000
118	2,901,000	3,631,300	3,901,000
119	2,902,000	3,633,300	3,902,000
120	2,904,000	3,635,300	3,904,000
121	2,905,000	3,636,300	3,906,000
122	2,906,000	3,638,300	3,908,000
123	2,907,000	3,640,300	3,910,000
124	2,909,000	3,642,300	3,912,000
125	2,910,000	3,643,300	3,914,000
126	2,911,000	3,645,300	3,915,000
127	2,912,000	3,647,300	3,917,000
128	2,914,000		
129	2,915,000		
130	2,916,000		
131	2,917,000		
132	2,919,000		
133	2,920,000		
134	2,921,000		
135	2,922,000		
136	2,924,000		
137	2,925,000		
138	2,926,000		
139	2,927,000		
140	2,929,000		
141	2,930,000		
142	2,931,000		
143	2,932,000		
144	2,933,000		
145	2,934,000		
146	2,936,000		
147	2,937,000		
148	2,938,000		
149	2,939,000		

附則別表第10（附則第15条関係）  
 ロ 別表第14に代えて計算する基本年表表

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本年俸額	基本年俸額	基本年俸額
	業 績 年俸額	業 績 年俸額	業 績 年俸額
	円	円	円
1	1,357,000	2,262,300	3,266,200
2	1,368,000	2,278,700	3,286,200
3	1,379,000	2,293,700	3,305,200
4	1,390,000	2,310,700	3,324,200
5	1,401,000	2,322,700	3,344,200
6	1,410,000	2,338,700	3,359,200
7	1,419,500	2,353,700	3,374,200
8	1,427,500	2,369,700	3,388,200
9	1,435,500	2,383,700	3,403,200
10	1,446,000	2,398,700	3,414,200
11	1,457,000	2,414,700	3,426,200
12	1,469,000	2,430,100	3,438,200
13	1,478,600	2,446,100	3,448,200
14	1,489,600	2,461,100	3,456,200
15	1,501,600	2,477,100	3,464,200
16	1,513,600	2,493,100	3,470,200
17	1,586,100	2,508,100	3,477,200
18	1,595,600	2,523,100	3,481,200
19	1,605,600	2,537,100	3,485,200
20	1,614,100	2,551,500	3,489,200
21	1,622,100	2,566,500	3,493,200
22	1,630,100	2,581,500	3,500,800
23	1,636,700	2,596,500	3,503,800
24	1,643,700	2,611,500	3,505,800
25	1,651,200	2,623,500	3,507,800
26	1,660,200	2,637,500	3,509,800
27	1,670,200	2,651,500	3,511,800
28	1,678,700	2,666,000	3,514,800
29	1,687,700	2,680,000	3,516,800
30	1,696,300	2,695,000	
31	1,705,300	2,709,000	
32	1,713,300	2,724,000	
33	1,721,300	2,737,000	
34	1,730,300	2,751,000	
35	1,738,300	2,765,000	
36	1,748,300	2,779,000	
37	1,755,300	2,793,000	
38	1,763,800	2,808,000	
39	1,771,800	2,822,000	
40	1,780,800	2,836,000	
41	1,787,800	2,850,000	
42	1,795,800	2,862,000	
43	1,804,800	2,875,000	
44	1,813,800	2,888,000	
45	1,821,800	2,898,000	
46	1,830,400	2,907,000	
47	1,839,400	2,916,000	
48	1,848,400	2,925,000	
49	1,855,400	2,934,000	
50	1,864,400	2,943,000	
51	1,871,400	2,951,000	
52	1,879,900	2,959,000	
53	1,885,900	2,966,000	
54	1,892,900	2,973,000	
55	1,898,900	2,980,000	
56	1,905,900	2,987,000	
57	1,912,900	2,992,000	
58	1,918,900	2,998,000	
59	1,925,900	3,004,000	
60	1,932,900	3,009,000	
61	1,939,400	3,016,000	
62	1,945,400	3,021,000	
63	1,952,400	3,025,000	
64	1,960,400	3,029,000	
65	1,966,400	3,034,000	
66	1,973,400	3,038,000	
67	1,979,900	3,043,000	
68	1,985,900	3,048,000	
69	1,992,900	3,052,000	
70	1,999,900	3,056,000	
71	2,005,900	3,061,000	
72	2,012,900	3,066,000	
73	2,017,900	3,070,000	
74	2,023,900	3,077,200	
75	2,030,900	3,079,200	
76	2,036,900	3,081,200	
77	2,040,900	3,083,200	
78	2,044,900	3,085,200	
79	2,049,900	3,087,200	

80	2,053,900	3,089,200	
81	2,057,900	3,091,200	
82	2,061,900	3,093,200	
83	2,064,900	3,095,200	
84	2,068,900	3,097,200	
85	2,069,900	3,099,200	
86	2,072,900	3,101,200	
87	2,075,900	3,103,200	
88	2,077,900	3,105,200	
89	2,079,900	3,107,200	
90	2,086,200	3,109,200	
91	2,087,200		
92	2,088,200		
93	2,089,200		
94	2,090,200		
95	2,091,200		
96	2,093,200		
97	2,094,200		
98	2,095,200		
99	2,096,200		
100	2,097,200		
101	2,099,200		
102	2,100,200		
103	2,101,200		
104	2,102,200		
105	2,103,200		
106	2,104,200		
107	2,106,200		
108	2,107,200		
再任用職員	790,000	1,143,000	



附則別表第10（附則第15条関係）

ハ 別表第15に代えて計算する基本年表表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
	円
1	1,349,300
2	1,514,400
3	1,770,700
4	1,999,800
5	2,677,300
6	3,330,900
7	3,589,900
8	3,857,900
9	4,222,300
10	4,552,300
11	4,882,300
12	5,221,300
13	5,542,300

附則別表第10（附則第15条関係）  
二 別表第16に代えて計算する基本年表表

号俸	基本年俸額
	業 績 年俸額
1	3,150,600
2	3,395,900
3	3,650,000
4	3,994,700

附則別表第10（附則第15条関係）  
 ホ 附則別表第6イに代えて計算する基本年表表

号俸	職務の級
	2級
	基本年俸額
	業績年俸額
3欄	
	円
1	2,130,500
2	2,147,500
3	2,162,500
4	2,178,500
5	2,195,500
6	2,209,500
7	2,224,500
8	2,239,500
9	2,254,500
10	2,269,500
11	2,284,500
12	2,298,500
13	2,313,500
14	2,327,500
15	2,342,500
16	2,355,500
17	2,369,500
18	2,384,500
19	2,397,500
20	2,412,500
21	2,426,500
22	2,439,500
23	2,452,500
24	2,466,500
25	2,478,500
26	2,491,500
27	2,504,500
28	2,517,500
29	2,529,500
30	2,542,500
31	2,554,500
32	2,567,500
33	2,577,000
34	2,589,000
35	2,601,000
36	2,613,000
37	2,625,000
38	2,637,000
39	2,649,000
40	2,661,000
41	2,672,500
42	2,683,500
43	2,694,500
44	2,705,000
45	2,716,000
46	2,726,000
47	2,737,000
48	2,747,000
49	2,758,000
50	2,769,000
51	2,779,000
52	2,790,000
53	2,799,000
54	2,810,000
55	2,820,000
56	2,830,000
57	2,839,000
58	2,849,000
59	2,859,000
60	2,869,500
61	2,879,500
62	2,888,500
63	2,897,500
64	2,906,500
65	2,916,500
66	2,924,500
67	2,931,500
68	2,940,500
69	2,947,500

70	2,954,500
71	2,960,500
72	2,967,500
73	2,972,500
74	2,978,500
75	2,984,500
76	2,990,500
77	2,995,500
78	2,999,500
79	3,003,500
80	3,006,500
81	3,010,500
82	3,014,500
83	3,016,500
84	3,020,500
85	3,023,500
86	3,026,500
87	3,028,500
88	3,031,500
89	3,034,500
90	3,043,000
91	3,045,000
92	3,048,000
93	3,051,000
94	3,054,000
95	3,057,000
96	3,060,000
97	3,063,000
98	3,064,000
99	3,065,000
100	3,067,000
101	3,068,000
102	3,070,000
103	3,071,000
104	3,073,000
105	3,074,000
106	3,076,000
107	3,077,000
108	3,079,000
109	3,080,000
110	3,082,000
111	3,083,000
112	3,085,000
113	3,086,000
114	3,088,000
115	3,089,000
116	3,091,000
117	3,092,000
118	3,094,000
119	3,095,000
120	3,097,000
121	3,098,000
122	3,100,000
123	3,101,000
124	3,103,000
125	3,104,000
126	3,106,000
127	3,107,000

附則別表第10（附則第14条関係）  
 ～ 附則別表第6ロに代えて計算する基本年表表

職務の級	2級		
	基本年俸額	業績年俸額	
号俸	2欄		
	円		
1	1,927,500	50	2,506,500
2	1,941,000	51	2,513,500
3	1,954,000	52	2,520,500
4	1,968,000	53	2,526,500
5	1,979,000	54	2,532,500
6	1,992,000	55	2,538,500
7	2,005,000	56	2,544,500
8	2,019,000	57	2,548,500
9	2,031,000	58	2,553,500
10	2,044,000	59	2,558,500
11	2,057,000	60	2,563,500
12	2,070,500	61	2,568,500
13	2,083,500	62	2,573,500
14	2,096,500	63	2,576,500
15	2,110,500	64	2,580,500
16	2,123,500	65	2,584,500
17	2,136,500	66	2,588,500
18	2,149,500	67	2,592,500
19	2,161,500	68	2,596,500
20	2,174,000	69	2,599,500
21	2,186,000	70	2,603,500
22	2,199,000	71	2,607,500
23	2,212,000	72	2,611,500
24	2,224,000	73	2,614,500
25	2,235,000	74	2,621,000
26	2,247,000	75	2,623,000
27	2,259,000	76	2,625,000
28	2,270,500	77	2,626,000
29	2,283,500	78	2,628,000
30	2,295,500	79	2,630,000
31	2,307,500	80	2,632,000
32	2,320,500	81	2,633,000
33	2,331,500	82	2,635,000
34	2,343,500	83	2,637,000
35	2,355,500	84	2,638,000
36	2,367,500	85	2,640,000
37	2,379,500	86	2,642,000
38	2,391,500	87	2,644,000
39	2,403,500	88	2,645,000
40	2,416,500	89	2,647,000
41	2,427,500	90	2,649,000
42	2,438,500		
43	2,449,500		
44	2,460,500		
45	2,468,500		
46	2,475,500		
47	2,483,500		
48	2,491,500		
49	2,499,500		